

国立国語研究所学術情報リポジトリ

社会構造と言語の関係についての基礎的研究 1 親族語彙と社会構造

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-06-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 国立国語研究所, The National Language Research Institute メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00001241

国立国語研究所報告 32

社会構造と言語の関係についての 基礎的研究 (1)

親族語彙と社会構造

渡辺友左

国立国語研究所

1968

国立国語研究所報告 32

社会構造と言語の関係についての 基礎的研究 (1)

親族語彙と社会構造

渡辺友左

国立国語研究所

1968

刊行のことば

言語は社会の人々の生活や考え方から生れ出たものであり、われわれがどのような言語を持ち、どのように言語を使用するかということは社会生活や社会構造と密接な関係を持つ。しかし、言語と社会生活・社会構造との関係を具体的に明らかにする調査研究はまだきわめて不十分である。

国立国語研究所第4研究部第2資料研究室では昭和40年度以降、社会構造と言語の関係について、準備的研究を行なって来た。研究方法としては、特定の地域社会を選び

- (1) 地域社会における方言体系および言語使用とその地域社会の社会生活・社会構造との関係
- (2) 言語生活の変動と社会生活・社会構造の変動との関係（すなわち社会構造・社会生活の変動によって言語生活がどのように変動するか）

を調べることにした。

調査地点としては福島県北部農村（伊達郡保原町および福島市飯坂町茂庭）を選んだ。その理由は

- (1) 都市に比較して農村は単純な社会構造を持ち、調査しやすい
- (2) これらの地区はそれぞれ平地農村・農山村の代表的な例と考えていい
- (3) これらの地区は担当者にとって調査の便宜がある

ということである。

担当者は第4研究部第2資料研究室の飯豊毅一・渡辺友左である。

この調査研究は現在なお継続しているが、このほどその一部がまとまつたので、中間報告として本書を刊行することとした。本書に述べられているのは、主として渡辺友左が分担したものであって、

- (1) 戦後農村の社会がどのように変動したか
- (2) 語彙（親族語彙）が社会構造をどのように反映させているか

を調査したものである。執筆も、もっぱら渡辺友左が当った。

昭和43年3月

国立国語研究所長 岩渕悦太郎

目 次

刊行のことば

まえがき	1
------	---

第1部 「方言社会の社会構造と言語およびその用法の構造との関係についての基礎的研究」について

1. 「方言社会」の概念について	2
2. 方言社会の社会構造と言語およびその用法の構造との関係	3

第2部 戦後の方言社会の農業構造の変動と農家の消費構造の変動の概観

1. 農地改革による農地等の所有関係の変動	8
2. 農業経営に対する投資の増大	13
3. 農業生産力の増大と商業的農業の展開	18
4. 兼業農家の増大と農家の所得構造の変動	41
5. 農業就業人口の減少	49
6. 農家の消費構造の変動	51

第3部 親族語彙の用法の構造と社会の構造との関連について

1. 親族語の用法の面から見た封建階層（・階級）と近代階層（・階級）	61
2. 福島北部方言の親族語の場合	65
3. 東北地方の他の地域との比較	73
4. 福島北部方言社会の農業の特質	81
5. 福島北部方言社会の養蚕業	85
6. 養蚕業の発達と農民層の分解	91
7. まとめ	101

まえがき

(1) この報告書は、わたしが、国立国語研究所第2資料研究室で昭和40年度から飯豊毅一室長と共同で研究している課題「方言社会の社会構造と言語およびその用法の構造との関係についての基礎的研究」について、わたしが現在までの間に分担してきた仕事の一部を中間的にまとめたものである。

(2) わたしたちは、この共同課題の調査を主として福島県中通り北部方言（以下、福島北部方言と呼ぶ）と同方言社会、およびこの二つをそれぞれ包みこんでいる福島県方言と福島県方言社会を対象にして実施している。そこで、わたしたちのこの調査を以下福島北部調査と呼ぶことにする。

(3) 福島北部調査について、わたしがこれまでの分担部分を中間的にまとめたものとしては、この報告書のほかに、「福島北部方言の親族語と形容詞の語彙体系——福島北部調査報告1——」（国立国語研究所論集3『ことばの研究』昭和42年3月）という論文がある。

(4) この報告書は、3部から成っている。第1部は、わたしたちの共同課題に対するわたしの構想を大まかに述べたものである。

第2部は、この全体的な調査計画の構想にもとづいて、戦後日本の方言社会の農業生産の構造と農家の消費構造がどのように変動してきたか、その変動の全体的なわくと条件の中で、福島県方言社会や同北部方言社会の農業構造と農家の消費構造がどう変動してきているかを概観しようとしたものである。

「福島北部方言の親族語と形容詞の語彙体系」は、「福島北部調査」についてのわたしの最初の報告であるが、わたしは、この中で福島北部方言の親族語の語彙体系とその用法の構造を概観した。その際わたしは、この方言の親族語の用法が社会階層の違いによる使いわけの規範からかなり自由であること、つまり階層性をかなりの程度欠いたものであることをいくつかの個所で記述しておいた。これは、日本語の各地方言、とりわけ東北地方や北陸地方の他の地域の方言の親族語の用法とかなり違う点である。では、それはなぜなのか。第3部は、このことを福島北部方言社会のもつ社会経済史的な条件の側から明らかにしようと試みたものである。

(5) この報告書の作成にあたっては、研究補助員河東はるみの補助を得た。

第1部 「方言社会の社会構造と言語およびその用法の構造との関係についての基礎的研究」について

1. 「方言社会」の概念について

(1) この共同課題で、わたしは、ある一つの方言体系をささえている、空間的に連続（近接）している地域を一つの「方言社会」と呼ぶこととする。

福島北部方言は、福島県の中でも、福島市・伊達（だて）郡・信夫（しのぶ）郡を合わせた、福島県中通り北部の地域で話されている方言である。そこで、この福島県中通り北部地域を福島北部方言社会と呼ぶこととする。

山形県方言・宮城県方言・栃木県方言・茨城県方言・新潟県方言などの隣接諸県方言に対して、福島県方言というものをたてるとすれば、この方言体系をささえている福島県全体は、わたしの、上の用語法にしたがって、福島県方言社会と呼ぶことができるだろう。

飯豊室長の方言区画によると、福島県方言は、中通り北部方言のほかに、同中部・同南部・浜通り北部・同南部・会津北部・同南部・檜枝岐の7つの下位方言に区画される。福島北部方言社会は、これらの方言をそれぞれにささえれる七つの下位方言社会とともに、福島県方言社会の全体を形づくることになる。

(2) 「人びとが特定の地域に定住するという事実にたって、これらの人びとの生産および生活上の相互行為の範囲が相対的にまとまっており、行政によって枠づけられ、あるいは行政とは無関係にみずから規制する自治機構をもち、人びとが共通の帰属意識をわかつもっている社会的範域を地域社会といふ。」
(東北社会学研究会編『教養社会学』昭和40年 p.120)

この「地域社会」とわたしの「方言社会」の関係は、単数の地域社会の上に単数の方言社会が成りたつこともあるし、複数の地域社会の上に単数の方言社会が成りたつこともある。また、これらの関係とは逆に、単数の地域社会の上に複数の方言社会が成立することもあるし、複数の地域社会の上に複数の方言

社会が成立することもある。

(3) 方言に限らず、一般に一つの言語体系をささえている、空間的に連続（近接）した地域を一つの「言語社会」と呼ぶこともできるだろう。ある一つの民族語をささえている民族社会、または、ある一つの国語をささえている国民社会などは、一つの言語体系を共通にささえているという意味で、これを一つの言語社会と呼ぶことができる。

2. 方言社会の社会構造と言語およびその用法の構造との関係

(1) ある特定の方言社会の社会構造と、その方言社会の言語、つまり方言とその用法の構造との関係については、大きく言って、次の二つの問題があるだろう。

(a) 方言の構造、または方言の用法の構造が、その方言社会の過去または現在の社会構造と、どのように関連しあっているか。

(b) 戦後日本の方言社会に起った急激な社会構造の変動によって、方言の構造および方言の用法の構造が、主として標準語や隣接する方言社会の方言の影響をうけて、現在から将来にわたって、どのようにその姿を変えていくか。

(a)は、方言社会の社会構造と方言および方言の用法の構造という、構造と構造の関連の問題である。(b)は、方言社会の社会構造の変動と方言および方言の用法の構造の変動という、変動と変動の関連の問題である。(a)は、方言社会の社会構造と言語との関係についての *retrospective* な問題であり、(b)は *prospective* な問題である。

(a)に属する問題としては、たとえば次のようなものがある。ある特定の方言社会の親族組織——それは、その方言社会の社会組織の根幹をなすものであるが——がどのような構造をもち、それに対応して、その組織を表わす親族語の構造およびその用法の構造がどのようにになっているか。

また、ある特定の方言社会の方言の形容詞(形容動詞を含む)、とりわけ人間の性向に関する語彙とその用法の構造が、性向に関するその方言社会の価値観の構造——それは基本的にはその方言社会の社会構造によって規定されるもの

であるが——を反映して、どのようななしきみになっているか。

この報告に先立つわたしの福島北部調査報告1、「福島北部方言の親族語と形容詞の語彙体系」は、一つにはこのような観点に立って、福島北部方言の親族語と形容詞およびその用法の構造を記述しようとするわたしの仕事の、最初の中間報告である。

(b)に属する問題としては、次のようなものがある。戦後昭和20年にはじまった農地改革、新憲法(第24条)と改正民法による「家」の制度の廃止、婦人参政権。男女同一職務同一賃金の法的保証等に象徴される婦人解放、昭和22年にはじまった63制の新教育体系、28年の町村合併促進法をきっかけとする全国的な町村合併の動き、30年代にはいって、はじまった技術革新と経済の高度成長、それに基づく都市と農村の所得較差の増大、農村から都市への地すべり的な人口流出等々。思いつくままにあげた、これらいくつかの事情によって、農・山・漁村を中心とする日本の方言社会の社会構造は、戦後わずか20年の間に大きく変動した。おそらく今後数十年・百年の間に、これら日本の方言社会は、その生産構造・生活構造・政治構造など、社会構造の諸側面でその歴史上かつてなかったと言ってもさしつかえないほどの、激しい変動の波に洗われることであろう。

これら社会構造の変動の事実は、当然その方言社会の言語の構造や用法の構造に大きな影響を与えていくことになる。戦後の方言社会の言語の構造・言語の用法の構造も、その歴史上かつてなかったと言ってもさしつかえないほど、激しい変動の波をかぶることになるだろう。方言社会の社会構造と言語およびその用法の構造との関連について、(a)の問題とは異なったもう一つの大きな問題がここに存在する。

(2) しかし、このような(a)(b)二つの問題の調査研究は、わたしたちの国語研究所の中ではもちろん、研究所の外でも、まだじゅうぶんに行なわれていない。研究方法が確立していないことは、いうまでもない。いわば言語研究の未開拓の領域に属する。

そこで、わたしは、この共同課題の研究には、次の三つのステップを踏むことからはじめることにした。

- (a) 方言社会の社会構造とその変動の記述
- (b) 方言社会の言語およびその用法の構造とその変動の記述
- (c) 以上二つの相互関連についての記述

このうちまず問題になるのは、(a)の社会構造とその変動の記述である。特定の方言社会がどのような社会構造をもち、特にそれが戦後20年の間にどのように変動してきたかを明らかにするためには、なによりもまずこの20年の間にその方言社会の社会構造がどのように変動してきたかを示す資料をできるだけ系統的に多く集めなければならない。

しかし、その作業は、実施の段階で多くの困難を伴なう。特に特定の町なり村なり、または部落なり、狭い範域の方言社会について、このことを試みることは、ほとんど不可能に近い。実際に調査してみて、はじめてこのことがわかった。昭和20年代の終りから30年代の前半にかけて、町村合併促進法という特別时限立法によって町村合併が全国的に実施された。その際個々の地方公共団体がそれまでかかえていたその地域社会の社会構造に関する歴史的な資料は、大量に処分されており、戦前から戦後の今日まで長期にわたる資料を系統的に利用できる形で保存している所は、現在では、ほとんどないからである。

そこで、わたしたちは、便宜的な方法ではあるが、次の事柄について概観的な記述を試みることにした。

- (a) 戦後日本の方言社会の社会構造がどのような変動を経てきた（将来経ていく）か。
- (b) この日本の方言社会の全体的な社会変動というわくと条件の中で、福島県方言社会や同北部方言社会の社会構造がどのように変動してきたか。
- (c) それにともなって福島県方言や同北部方言の構造とそれらの用法の構造が、標準語や隣接する方言社会の言語の影響のもとに、どのような変動の事実を体験してきた（体験していく）か。

と言うのは、この形で調査を行なうことには、次の二つの利点があるからである。

- (a) 戦後日本の方言社会の社会構造が全体としてどのように変動してきたか。この全体的な社会変動の枠と条件の中で、福島県方言社会ないし同北部方言社

会の社会構造がどう変動してきたか。このことに関する資料は、町村・部落などの段階の場合とはちがって、かなりの程度系統的にまとまった形で保存されている。したがって、国語研究所のようなこの種の研究にはかなり無縁の組織の中でも、わたしひとりの限られた労力とわずかの調査費でも、ある程度の所までは容易に集めることができる。

(b) わたしは、出生から20代の前半まで、福島北部方言社会の中で生活しており、福島北部方言ないし福島県方言の native speaker である。したがって、わたしが方言やその用法の構造を記述していく上で、この方言社会の言語を扱うことが、他の方言社会の言語を扱うのよりも、はるかに有利な条件をもっている。

(3) 上に述べたことを総合して、さしあたって、大まかではあるが、次のような調査研究の計画を立てた。

方言社会の社会構造と言語およびその用法の構造との関係についての調査研究

I 方言社会の社会構造と言語およびその用法の構造との関連についての調査研究

- (a) 親族語彙の場合（昭和42年度）
- (b) 性向語彙の場合（〃42・43年度）
- (c) その他 （〃44・45年度）

II 方言社会の社会構造の変動と言語およびその用法の構造の変動との関連についての調査研究

2.1 社会構造の変動についての概観

2.11 生産構造の変動についての概観

- (a) 農業（第1次産業）構造 （昭和42・43年度）
- (b) 製造業・商業（第2・3次産業）構造（〃42・43・44年度）
- (c) その他 （〃45・46年度）

2.12 生活構造の変動についての概観

- (a) 消費構造 （昭和42・43・44年度）

- (b) コミュニケーション構造（〃 〃 〃）
- (c) 教育・学歴構造（〃 〃 〃）
- (d) 人口移動・流動の構造（〃 〃 〃）
- (e) 親族・家族の構造（〃 〃 〃）
- (f) その他（〃 〃 〃）

2.13 政治構造の変動についての概観（昭和42～46年度）

2.14 その他

2.2 方言社会の言語およびその用法の構
造についての調査研究

2.3 2.1と2.2の関連についての調査研究

} (昭和47年度以降)

2.2と2.3は、部分的にはわたし個人の力でもできるが、国語学者の協力を必要とするので、細かい計画は、その時になってあらためて考える。

(4) ついでにいえば、言語社会学は、かつて田辺寿利氏が、その著『言語社会学叙説』（昭和18年）において展開されたような内容のものではなく、わたしが上に述べたような方言社会・言語社会と方言・言語の構造やその用法の構造との関連の問題を掘りさげていくところに、その本領があるのだろう。

第2部 戦後日本の方言社会の農業構造の変動と農家の消費構造の変動の概観

以下に述べる報告は、第1部2の(3)にあげた調査計画のうち2.11aと2.12aの部分について、わたしが主として41年度中に行なってきた仕事を中間的にまとめたものである。内容は、日本の方言社会全体の生産構造のうち、農業生産の構造と農家の消費構造が戦後どのように変動してきたか、その変動の全体的な枠と条件の中で、福島県方言社会（以下、単に福島県と呼ぶことがある）や同北部方言社会（以下、単に福島北部と呼ぶことがある）の農業構造と農家の消費構造がどう変動してきているかを、次の6点に限って概観しようとするものである。

- ① 農地改革による農地等の所有関係の変動
- ② 農業経営に対する投資の増大
- ③ 農業生産力の増大と商業的農業の展開
- ④ 兼業農家の増大と農家の所得構造の変動
- ⑤ 農業就業人口の減少
- ⑥ 農家の消費構造の変動

㊟ 戦後日本の方言社会の農業構造の変動をこの6点に限ることの当否は、現在は問わない。おそらくいけないであろう。この6点に限ったのは、もっぱらこの調査に対するわたし個人の調査能力の限界による。6点に限ったことによって生ずるであろう欠陥やゆがみは、この6点についてわたしが現在までの間にまだ集めることができないでいる多くの資料の収集と合わせて、今後時間をかけて、正し、補っていくことにする。

1. 農地改革による農地等の所有関係の変動

福島県を含めて、戦後日本の方言社会の農業構造の変動を概観していく場合、見落してならない最初の、最も大きな事柄は、いうまでもなく、戦後すぐに実施された農地改革であろう。政府が、昭和20年農地調整法の改正によって試みようとした農地改革（いわゆる第1次農地改革）と、翌21年自作農創設特別措

置法の施行によって試みた農地改革（いわゆる第2次農地改革）は、日本の農村方言社会における農地等の所有関係を大きく変えさせた。

その大きく変わったようすを、農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』によつてみると、次のようになる。ただし、福島北部に関する資料は、まだ集めることができないでいる。

第1表 昭和23年末までに農地を買収された地主戸数と買収した面積

(昭和23年12月31日現在)

延 数	買収された地主戸数					買収した面積					
	不在 地主	実 数			合 計	不在 地主	実 数			合 計	
		耕作し ていい もの	耕作し てない もの				耕作し ていい もの	耕作し てない もの			
全 国	戸 戸 戸 戸 戸	3,292,456	1,149,489	1,106,657	188,246	2,444,392	町 町 町 町 町	664,109	798,391	180,203	1,642,703
福島県	戸 戸 戸 戸 戸	124,378	37,786	46,463	6,597	90,846	町 町 町 町 町	16,890	23,811	4,502	45,203

第2表 昭和23年末までにおける売渡し農地面積の広狭別売渡し受け農家数

(昭和23年12月31日現在)

		全 国	福 島 県
1 反 未 滿	972,879戸	23.3%	18,487戸 18.8%
1 反 ~ 3 反 未 滿	1,364,977	32.7	26,680 27.2
3 反 ~ 5 反 "	765,348	18.3	18,298 18.6
5 反 ~ 7 反 "	462,242	11.1	15,687 16.0
7 反 ~ 1 町 "	297,416	7.1	9,588 9.8
1 町 ~ 1.5 町 "	167,968	4.0	6,937 7.1
1.5 町 ~ 2 町 "	60,895	1.5	1,647 1.7
2 町 ~ 3 町 "	32,783	0.8	858 0.9
3 町 以 上	44,927	1.1	76 0.1
合 計	4,169,435	100	98,258 100
売渡し資格のなきもの	162,230		1,938
売渡しをうけた延戸数	8,819,543		260,176

備考 「売渡し資格なきもの」とは、耕作面積が2反未満で、その耕作地が解放になつても、売渡しを保留されている農家をいう。

これらの表からわかるこの要點を列記すると、次のようになるだろう。

(1) 自作農創設特別措置法によって、昭和23年末までに農地を買収された地主は、在村・不在を合わせて、全国で約240万戸（延べ330万戸）、福島県で約9万戸（延べ12万戸）。買収された土地は、全国で約164万町歩、福島県で4万5千町歩に達する(第1表)。

第3表 農地解放実績総括表

(昭和25年7月2日現在)

	総 数	買 収	管 理 換 面 積		売 渡 し
			財産税物納	そ の 他	
全 国	町 1,941,982	町 1,756,999	町 176,013	町 8,970	町 1,906,875
福 島 県	57,177	48,927	7,959	—	59,298

第4表 牧野の買収売渡し実績表

(昭和25年7月2日現在)

	買 収			売 渡 し			
	法第40条 の2によ る買 収	法第15条 による買 収	合 計	総 数	法第41条 による売 渡し面積	法第29条 による売 渡し面積	買受けた 世帯 数
全 国	町 267,296	町 88,081	町 355,377	町 259,378	町 188,761	町 70,617	戸 271,960
福 島 県	2,700	971	3,671	2,630	1,830	800	5,832

備考 「法」とは、自作農創設特別措置法の略。買収・売渡しの実績については、農地の場合に準ずる。

第5表 宅地・建物解放実績

(昭和25年7月2日現在)

	宅 地			建 物			
	解 放			売 渡 し	解 放		売 渡 し
	総 数	買 収	管 理 换		総 数	買 収	
全 国	坪 81,963,104	坪 80,590,599	坪 1,372,505	坪 76,458,389	棟 41,045	棟 40,950	棟 95
福 島 県	1,617,533	1,605,825	11,708	1,518,548	1,930	1,930	—
							1,870

第6表 田畠別自作地小作地面積の推移

		全 国			福 島 県		
		昭和16年	" 22年	" 24年	" 16年	" 22年	" 24年
総 数	総 数	町 5,806,914 100%	町 5,011,960 100%	町 4,957,837 100%	町 188,646 100%	町 170,573 100%	町 170,128 100%
	自 作 地	3,125,362 53.8	3,030,903 60.5	4,309,829 86.9	112,192 59.5	114,500 67.1	149,359 87.8
	小 作 地	2,681,553 46.2	1,980,787 39.5	648,004 13.1	76,455 40.5	56,073 32.9	20,768 12.2
田	総 数	3,166,314 100	2,849,615 100	2,817,293 100	105,073 100	96,947 100	96,500 100
	自 作 地	1,481,162 46.8	1,593,916 55.9	2,424,186 86.0	53,243 50.7	59,895 61.8	83,787 86.8
	小 作 地	1,685,152 53.2	1,255,700 44.1	293,107 14.0	51,830 49.3	37,051 38.2	12,713 13.2
畠	総 数	2,640,600 100	2,162,074 100	2,140,540 100	83,573 100	73,627 100	73,627 100
	自 作 地	1,644,200 62.3	1,436,987 66.5	1,885,643 88.1	58,948 70.5	54,605 74.2	65,572 89.1
	小 作 地	996,400 37.7	725,087 33.5	254,897 11.9	24,625 29.5	19,022 25.8	8,055 10.9

(2) 同じ23年末までに、全国で約420万戸（延べ880万戸）、福島県で約9万8千戸（延べ26万戸）の小作農家が、それぞれ第2表に示すような面積の小作地を解放されている（第2表）。

(3) それから1年半後の昭和25年7月には、これがさらにふえて、買収面積が全国で約176万町歩、地主の手から離れたのは、管理換えを含むと、約194万町歩、福島県では、それぞれ約4万9千町歩、5万7千町歩に達し、小作農民の手に渡ったのは、全国で約191万町歩、福島県で約5万9千町歩に及んでいる（第3表）。

(4) 牧野は、昭和25年7月現在で政府に買収された面積が、全国で約36万町歩、福島県で約3千6百町歩。買受けた農家数は、全国で約27万戸、福島県で約5千8百戸に及んでいる（第4表）。

(5) 宅地の解放面積は、昭和25年7月現在で、全国で約8千2百万坪、福島で約160万坪。建物の解放棟数は、全国で約4万棟、福島県で約1,900棟を数え

第7表 自小作別農家数の推移

(1) 全 国

(単位 1,000戸)

	総戸数	自 作	自 小 作	小 自 作	小 作	例外規定
昭 和 13 年	5,356 100%	1,570 29.3%	2,387 44.6%	1,399 26.1%	—	
" 16 "	5,412 100	1,656 30.6	1,123 20.8%	1,093 20.2%	1,516 28.0	24 0.4
" 22 "	5,909 100	2,154 36.5	1,183 20.0	997 16.9	1,574 26.6	.1 0
" 25 "	6,176 100	3,822 61.9	1,591 25.8	411 6.7	312 5.1	41 0.7
" 30 "	6,043 100	4,200 69.5	1,308 21.6	285 4.7	239 4.0	11 0.2
" 35 "	6,057 100	4,552 75.2	1,090 18.0	219 3.6	178 2.9	18 0.3
" 40 "	5,665 100	4,538 80.1	857 15.1	157 2.8	100 1.8	—

(2) 福 島 県

	総戸数	自 作	自 小 作	小 自 作	小 作	例外規定
昭 和 13 年	149,064 100%	42,303 28.4%	66,521 44.6%	40,240 27.0%	—	
" 16 "	152,442 100	45,947 30.1	33,145 21.7%	29,894 19.6%	43,105 28.3	351 0.3%
" 22 "	160,139 100	61,883 38.7	33,292 20.8	25,524 15.9	39,432 24.6	8 0
" 25 "	166,720 100	105,645 63.3	39,894 23.9	10,575 6.4	7,968 4.8	2,638 1.6
" 30 "	168,425 100	120,265 71.4	34,775 20.7	7,605 4.5	5,720 3.4	60 0
" 35 "	171,176 100	133,331 77.9	27,789 16.2	5,604 3.3	4,154 2.5	298 0.2
" 40 "	165,765 100	137,108 82.7	21,966 13.3	4,099 2.5	2,415 1.4	—

ている(第5表)。

(6) この結果、小作農家・小作農地は激減し、自作農家・自作地が激増する。たとえば、小作農家、つまり小作地が全経営耕地面積の9割以上をしめる農家の数は、昭和13年全国で総農家数の26.1%，福島県で27%あったものが、昭和40年にはそれぞれがわずか1.8%，1.4%にまで激減している。小自作農家つま

り小作地が経営耕地面積の50%以上90%未満をしめる農家の数は、昭和16年全国で20.2%，福島県で19.6%あったものが、昭和40年にはそれぞれ2.8%，2.5%に激減している。自小作農家（小作地が経営耕地面積の10%以上50%未満の農家）も、昭和16年に全国で20.8%，福島県で21.7%あったものが、同40年にはそれぞれ15.1%，13.3%に減っている。これに対して、自作農家（小作地が全くないか、あっても経営耕地面積の10%未満の農家）は、昭和13年に全国で29.3%，福島県で28.4%しかなかったものが、同40年にはそれぞれ80.1%，82.7%にまで増えているのである（第7表）。

田畠を合わせた耕地全体のうち小作地は、昭和16年に全国で46.2%，福島県で40.5%あったものが、同24年にはそれぞれ13.1%，12.2%に減っている。そのうち田は、全国で53.2%から14.0%に、福島県で49.3%から13.2%に、畠は、全国で37.7%から11.9%に、福島県で29.5%から10.9%に減っている（第6表）（昭和25年以降の資料は、まだ集められないでいる）。

2. 農業経営に対する投資の増大

戦後日本の農業構造の変動を見ていく上で、見落してならない第2の重要な事柄は、農業に対する農民の経営意欲の増大であり、農業に対する投資の増大であろう。農地・宅地・家屋・採草地・牧野など、農業経営に不可欠な生産手段が農民自身の所有となり、そのことによって農民側に不利であった、それまでの地主小作関係や小作慣行——たとえば、ほぼ生産物の半ばにおよぶことを普通とした高率の小作料・例外的な永小作の慣行は別として、地主の都合次第でいつでも小作地を取り上げられるという不安定な耕作権・それから生ずる小作地に対する農民の投資の手控え・地主によって小作地に加えられる果樹・桑などの永年作物の作付制限等々——から農民を解放したことは、そのことだけでも農業に対する農民の経営意欲をかきたて、農業に対して積極的に取組む姿勢をとらせるのに充分であった。そして、このことは、戦後日本の全体的な経済の復興・成長の中でとられた政府の農業政策と相まって、農業経営に対する投資を急激なスピードで高めることになったのである。戦後の混乱・インフレーションの時期をすぎて、日本経済がようやく安定成長の時期にはいった昭

和20年代の終りから、この傾向は、特に顕著となつた。

いま農林省の「農業および農家の社会勘定」の資料によつて、昭和30年度から同39年度までの10年間における全国の農業と農家の総投資額とその資金調達

第8表 農業および農家の総投資とその資金調達

(単位: 億円)

	30年度	31〃	32〃	33〃	34〃	35〃	36〃	37〃	38〃	39〃
農業固定資本 粗投資	1,793 100	1,781 99.3	1,953 108.9	1,977 110.3	2,282 127.3	2,743 153.0	3,384 188.7	3,703 206.5	4,038 225.2	4,317 240.8
農業関連投資	68 100	83 120.3	98 142.0	113 163.8	128 185.5	146 211.6	180 260.9	247 358.0	250 362.3	326 472.5
農地取得	296 100	353 119.3	405 136.8	431 145.6	524 177.0	610 206.1	773 261.1	889 300.3	945 319.3	1,025 346.3
動物購入	345 100	404 117.1	420 121.7	381 110.4	450 130.4	590 171.0	651 188.7	605 175.4	603 174.8	653 189.3
合計(A)	2,502 100	2,621 104.8	2,876 114.9	2,902 116.0	3,384 135.3	4,089 163.4	4,988 199.4	5,444 217.6	5,836 233.3	6,321 252.6
政府補助金	470 100	472 100.4	495 105.3	528 112.3	596 126.8	719 153.0	794 168.9	928 197.4	1,054 224.3	1,274 271.1
土地	436 100	428 98.2	432 99.1	454 104.1	521 119.5	629 144.3	690 158.3	786 180.3	872 200.0	1,010 231.7
その他	34 100	44 129.4	63 185.3	74 217.6	75 220.6	90 264.7	104 305.9	142 417.6	182 535.3	264 776.5
制度資金	204 100	197 96.6	223 109.3	278 136.3	338 165.7	406 199.0	671 328.9	940 460.8	1,052 515.7	1,232 603.9
農林漁業金融公庫資金	181 100	156 86.2	170 93.9	198 109.4	262 144.8	315 174.0	367 202.7	437 241.4	536 296.1	694 383.4
土地改良	134 100	111 82.8	115 85.8	141 105.2	176 131.3	195 145.5	234 174.6	235 175.4	264 197.0	299 223.1
農地取得	7 100	10 142.9	17 242.9	23 328.6	27 385.7	39 557.1	66 942.9	120 1714.3	138 1971.4	193 2757.1
農業近代化資金	—	—	—	—	—	—	275	475	486	503
その他	23 100	41 178.3	53 230.4	80 347.8	76 330.4	91 395.7	29 126.1	28 121.7	30 130.4	35 152.2
合計(B)	674 100	669 99.3	718 106.5	806 119.6	934 138.6	1,125 166.9	1,465 217.4	1,868 277.2	2,106 312.5	2,506 371.8
B/A (%)	26.9	25.5	25.0	27.8	27.6	27.5	29.4	34.3	36.1	39.6

備考(1) 農業関連投資とは、農家以外の農業投資あるいは農産物流通・加工設備投資をいう。

(2) 制度資金のその他は、農業改良(施設)資金・畜農家創設資金・開拓者資金・開拓營農資金。

第9表 農業固定資本粗投資と流動財投入額

(単位:億円)

	30年度	31〃	32〃	33〃	34〃	35〃	36〃	37〃	38〃	39〃	
農業固定 資本粗投 資額	名目	1,793	1,781	1,953	1,977	2,282	2,743	3,384	3,703	4,038	4,317
	100	99.3	108.9	110.3	127.3	153.0	188.7	206.5	225.2	240.8	
	実質	2,162	2,019	2,079	2,130	2,390	2,743	3,150	3,334	3,508	3,613
	100	93.4	96.2	98.5	110.5	126.9	145.7	154.2	162.3	167.1	
	名目	661	639	632	665	798	908	1,044	1,176	1,283	1,476
	100	96.7	95.6	100.6	120.7	137.4	157.9	177.9	194.1	223.3	
	土地	860	779	717	754	862	908	898	927	936	1,001
	実質	100	90.6	83.4	87.7	100.2	105.6	104.4	107.8	108.8	116.4
	名目	427	395	448	400	412	471	617	672	746	806
	100	92.5	104.9	93.7	96.5	110.3	144.5	157.4	174.7	188.8	
内 訳	建物	527	435	482	447	439	471	547	584	620	644
	実質	100	82.5	91.5	84.8	83.3	89.4	103.8	110.8	117.6	122.2
	名目	461	520	630	641	775	1,009	1,319	1,437	1,593	1,645
	100	112.8	136.7	139.0	168.1	218.9	286.1	311.7	345.6	356.8	
	農機具	480	542	618	628	765	1,009	1,320	1,431	1,582	1,637
	実質	100	112.9	128.7	130.8	159.4	210.2	275.0	298.1	329.6	341.0
	名目	97	112	147	159	166	183	191	215	270	338
	100	115.5	151.5	163.9	171.1	188.7	196.9	221.6	278.4	348.5	
	植物	98	113	148	160	167	183	186	201	239	285
	実質	100	115.3	151.0	163.3	170.4	186.7	189.8	205.1	243.9	290.8
主要内訳 (名目)	動物	147	115	96	112	131	172	213	203	146	52
	名目	100	78.2	65.3	76.2	89.1	117.0	144.9	138.1	99.3	35.4
	実質	197	150	114	141	157	172	199	191	131	46
	名目	100	76.1	57.9	71.6	79.7	87.3	101.0	97.0	66.5	23.4
	肥料	2,925	3,175	3,537	3,544	3,685	4,100	4,721	5,796	6,732	7,525
	100	108.5	120.9	121.2	126.0	140.2	161.4	198.2	230.2	257.3	
農業資材 投入額	銅料	2,967	3,214	3,471	3,620	3,823	4,100	4,526	5,483	6,165	6,822
	100	108.3	117.0	122.0	128.9	138.2	152.5	184.8	207.8	229.9	
	農薬	1,335	1,377	1,399	1,339	1,283	1,300	1,337	1,465	1,529	1,560
	100	103.1	104.8	100.3	96.1	97.4	100.1	109.7	114.5	116.9	
主要内訳 (名目)	銅料	498	626	810	882	962	1,237	1,617	2,241	2,806	3,331
	100	125.7	162.7	177.1	193.2	248.4	324.7	450.0	563.5	668.9	
	農薬	154	183	199	195	231	249	290	359	437	471
	100	118.8	129.2	126.6	150.0	161.7	183.3	233.1	283.8	305.8	

備考 実質は、35年度価格換算

の状況をみると、第8表のようになる。また、同じ資料によってこのうち農業固定粗資本投資の内訳と流動財投入額の推移をみると、第9表のようになる。

(この部分に関する福島県方言社会と同北部方言社会の資料は、現在まだ集めることができないでいる。)

この二つの表をみて気づくことのいくつかをあげれば、次のようになる。

(1) 総投資額は、年々順調な伸びをみせ、この10年間にはほぼ2.5倍になっている。これを内訳別にみると、10年の間に農業固定資本粗投資が2.4倍、農業関連投資が4.7倍、農地取得が3.5倍、動物購入が1.9倍になっている(第8表)。

農産物流通・加工設備投資などを内容とする農業関連投資が4.7倍にも増えていることは、それだけ戦後の農業生産が商品生産の色彩を強めてきたこと・商品流通経済の波にまきこまれる度合が強くなってきていることを裏書きする。

(2) 流動資材の投入額は、10年間に名目で2.6倍、実質で2.3倍と、固定資本粗投資の伸び率を上回っている(第9表)。

(3) 農業固定資本粗投資の中で、農機具への投資が、10年間に名目で3.6倍、実質で3.4倍も増えていることは、流動資材投入額の中で、農薬が名目で3倍に増えていることと合わせて、機械・農薬の利用による省力農業が急激なスピ

第10表 水稲の作業別、10アール当たり労働時間（全国平均）

(単位：時間)

		31年	33	35	37	39
作業別	選種	0.30	0.32	0.32	0.28	0.6
	浸種	0.33	0.38	0.37	0.34	
	苗代一耕起	8.66	9.24	9.17	8.07	7.4
	本田とごえ	13.93	12.05	10.12	6.91	5.5
	本田代かき・本田整地	7.10	6.91	6.85	6.10	5.7
	直播	9.33	7.58	6.84	6.27	6.4
	田植	—	0.02	0.01	0.07	0.1
	追肥	26.64	26.32	26.55	25.06	24.7
	田草とん排	2.01	2.13	1.76	1.31	1.3
	水理	31.61	30.99	26.77	20.87	17.5
時間	稻刈り	7.00	7.55	6.52	5.38	19.6
	稻刈り	13.68	14.82	15.54	14.55	
	こき	37.20	39.12	38.46	35.52	36.4
	みすり	20.97	20.04	19.02	17.02	16.3
	計	6.01	5.96	5.81	5.38	4.8
畜役時間		184.77	183.45	174.12	153.15	146.3
動力運転時間		11.9	10.5	8.4	4.8	2.2

ードで農民の間に普及していったことを物語っている(第9表)。

省力農業が普及していったことの一つの例として、農林省の「米生産費調査」の資料によって、昭和31・33・35・37・39の各年における水稻の作業別10アール当たりの労働時間(全国平均)をみると、第10表のようになる。31年から39年までの8年間に、牛馬等の役畜の使用時間は、10アールあたり10時間近く減少するが、耕運機・もみすり機・脱穀機・防除機その他の動力機械の運転時間は、8時間以上増える。田植え・稲刈り等の、まだ機械を利用できない部分は、さして変わっていないが、本田耕起・代かき・もみすり・脱穀等の労働時間は、機械の利用によって著しく短縮される。また、農薬の普及によって、田草とりの時間も一挙に半分近くに短縮された。このようにして、10アールあたりの全労働時間は、8年の間に39時間近く短縮されたのである。

(4) 農業固定資本粗投資の中で、植物に対する投資が、10年間に名目で3.5倍、実質で2.9倍も増えていることは、みかん・もも・りんご・なし・ぶどうなどを中心とする果樹の作付面積が急激に増えていったことを裏書きする(第9表)。

第11表 農業用品物価指數の推移

(昭和35年=100)

	ウエ イト	30年	31〃	32〃	33〃	34〃	35〃	36〃	37〃	38〃	39〃
種 茎 苗	2.82	98.0	91.4	97.2	90.0	87.1	100.0	116.2	138.7	176.3	149.7
家 畜	12.64	74.5	76.9	84.2	79.3	83.2	100.0	107.1	106.5	111.7	112.7
肥 料	20.00	116.8	113.1	112.1	105.3	99.6	100.0	101.4	101.5	102.0	103.0
飼 料	20.10	105.0	104.4	109.3	104.4	99.1	100.0	104.9	104.2	105.3	108.5
農 薬	3.88	126.5	120.4	115.1	109.0	103.6	100.0	97.1	94.9	92.3	90.0
諸材料および加工原料	4.38	113.6	111.0	109.1	101.1	99.8	100.0	101.3	102.5	101.8	102.0
火 熱 動 力	2.81	101.6	100.8	103.5	97.2	98.6	100.0	105.0	107.0	109.2	111.6
農 機 具	19.18	88.7	94.5	100.2	100.4	100.4	100.0	100.2	101.1	101.7	101.7
{ 小 農 具	1.12	87.3	90.6	95.8	96.5	97.9	100.0	103.9	111.2	117.0	121.5
{ 大 農 具	18.06	89.3	96.0	101.9	102.0	101.3	100.0	99.9	104.4	100.7	100.5
建 築 資 材	7.65	83.6	85.9	91.2	90.4	93.8	100.0	118.6	121.2	126.6	130.2
農 用 被 服	1.65	96.0	97.3	97.8	96.2	97.6	100.0	103.0	105.9	109.3	112.3
賃借料および料金	4.89	93.1	91.7	93.6	95.7	97.7	100.0	100.9	113.3	132.2	142.6
農業用品 総 合	100.0	98.9	98.8	101.9	97.9	96.4	100.0	104.3	105.7	109.2	110.3

(5) 補助金・制度資金の形で行なわれる政府の農業投資が、10年の間に3.7倍に達し、それに対応して、その農業総投資額に対する比率も、年ごとに増大して、30年度には総投資額の27%であったものが、39年度には40%に近づくようになる(第8表)。

いわゆる政府の農業構造改善・農業近代化の政策は、具体的には、このような財政資金投入の上にたって行なわれてきたのである。

(6) 念のために農林省の「農村物価賃金調査報告」の資料によって、この期間における農業用品の物価指数の推移をみると、第11表のようになる。種苗・家畜・小農具・建築資材・賃借料などは、30~50%の上昇を示しているが、肥料・農薬・諸材料・加工原料などは、逆に10~37%の値下がりを示し、農業用品全体としては、11.4%しか上昇していないことがわかる。

なお、昭和35年2月の世界農林業センサスと同40年2月の中間農業センサスの結果によって、全国および福島県の農家の主要農用機械所有台数をみると、第12表のようになる。35年から40年までの5年間に、動力耕運機は、全国で4.2倍、福島県で5.5倍、動力防除機は全国で2.3倍、福島県で2.3倍、農用トラック・オート3輪は、全国で3.7倍、福島県で3.2倍に増加しているのである。

第12表 主要農用機械の所有台数

	全 国		福 島 県	
	35年	40年	35年	40年
動力耕運機	総 数	512(千台)	2,156(千台)	148(百台)
	驅動型	236	457	43
動 力 防 除 機	牽引型	276	1,699	104
		305	704	80
農用トラック・オート3輪		103	377	14
				45

3. 農業生産力の増大と商業的農業の展開

戦後日本の農業構造の変動をみていく上で、見落してならない第3の重要な事柄は、農業生産力の増大と商業的農業の展開であろう。第1節でみた農地解放による地主制の崩壊と、それに代る大量の自作農の創設。第2節でみた農業に対する投資の活発化。この二つの事柄が、農業技術の進歩改良・食料に対する

る国民の需要構造の変動・その他の条件と相まって、農業生産力の増大を結果することになったのは、当然のことである。

3.1 全国の場合

第13表は、農林省の「農林水産業生産指數」の資料によって、昭和30年以降39年までのわが国の農業生産力の推移を、30年を100とした指數で類別に示したものである。第14表は、昭和31年から40年までのわが国の農作物の作付面積の推移を示したものである。第15表は、30年における農業総産出額とその類別構成の割合をパーセントで示し、あわせて、それを100とする指數で39年までの推移を示したものである。

第13表 農業生産指數の推移

	30年	31〃	32〃	33〃	34〃	35〃	36〃	37〃	38〃	39〃
農業総合	100	94.5	98.8	102.3	107.1	110.6	113.4	118.8	116.4	122.2
耕種	100	92.4	96.4	98.5	103.1	106.7	104.3	107.2	102.7	105.7
米	100	88.0	92.5	96.8	100.9	103.8	100.3	105.5	103.8	101.9
麦類	100	91.6	84.9	80.9	92.2	91.7	91.2	77.5	27.6	59.6
雑穀	100	77.2	85.0	86.1	76.9	91.7	65.2	55.4	56.6	43.2
豆類	100	83.3	96.2	95.3	102.8	108.7	105.7	89.2	90.3	65.8
いも類	100	96.7	97.7	96.4	113.0	87.9	88.8	84.4	85.1	84.9
野菜	100	97.4	104.2	102.1	107.3	123.5	121.1	130.4	138.8	137.4
果実	100	131.3	140.5	146.2	157.4	173.0	177.0	178.7	183.7	203.8
工芸作物	100	106.6	106.5	105.9	100.7	99.3	105.0	109.2	105.2	131.1
養蚕	100	94.9	105.1	102.9	98.0	98.5	102.1	96.7	98.3	99.1
畜産	100	109.3	115.0	130.1	139.0	142.9	183.9	211.9	222.3	251.7
乳用牛	100	110.8	122.1	151.5	168.7	180.8	202.4	226.0	247.7	257.9
豚	100	127.6	148.8	187.2	185.6	173.6	254.7	320.8	298.6	325.3
鶏卵	100	98.3	109.5	116.5	120.9	141.2	191.0	217.1	226.6	264.8
生乳	100	115.3	136.2	157.2	171.5	188.7	211.3	232.3	276.0	302.1

これら三つの表から、次のことがわかるだろう。

- (1) 農作物の作付延べ面積は、10年間に指數で10.5、実面積で約86万ha減少している(第14表)にもかかわらず、農業生産は順調に伸びつづけ、10年間に総産出額で約1兆4千億円、指數で約70(第15表)、生産指數の総合で22.2の伸びがあった(第13表)。

第14表 農作物の作付延べ面積

(単位: 1,000ha)

	31年	32〃	33〃	34〃	35〃	36〃	37〃	38〃	39〃	40〃
穀	3,243 100	3,239 99.9	3,253 100.3	3,288 101.4	3,308 102.0	3,300 101.8	3,285 101.3	3,272 100.9	3,260 100.5	3,255 100.4
麦類	1,726 100	1,648 95.5	1,611 93.3	1,573 91.1	1,520 88.1	1,424 82.5	1,340 77.6	1,225 71.0	1,056 61.2	961 55.7
かんしょ	387 100	365 94.3	360 93.0	366 94.6	330 85.3	326 84.2	323 83.5	313 80.9	297 76.7	257 66.4
ばれいしょ	208 100	208 100	205 98.6	200 96.2	204 98.1	217 104.3	216 103.8	208 100	220 105.8	212 101.9
雑穀	168 100	168 100	166 98.8	155 92.3	144 85.7	133 79.2	120 71.4	108 64.3	98 58.3	84 50.0
豆類	706 100	691 97.9	682 96.6	676 95.8	642 90.9	622 88.1	603 85.4	551 78.0	530 75.1	486 68.8
野菜	529 100	541 102.3	542 102.5	550 104.0	574 108.5	588 111.2	612 115.7	629 118.9	629 118.9	627 118.5
果樹	197 100	212 107.6	220 111.7	235 119.3	251 127.4	270 137.1	288 146.2	306 155.3	328 166.5	351 178.2
工芸作物	478 100	498 104.2	465 97.3	420 87.9	427 89.3	429 89.7	418 87.4	385 80.5	373 78.0	348 72.8
飼料用作物	380 100	387 101.8	428 112.6	445 117.1	507 133.4	535 140.8	576 151.6	586 154.2	597 157.1	614 161.6
桑	191	191	189	170	166	164	162	162	164	164
桑苗面積	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
採種は面積 (野菜・綠肥・) (飼料用作物)	12 100	12 100	14 116.7	13 108.3	12 100	11 91.7	12 100	12 100	14 116.7	11 91.7
総数	8,232 100	8,168 99.2	8,141 98.9	8,093 98.3	8,083 98.2	8,021 97.4	7,954 96.6	7,760 94.3	7,565 91.9	7,370 89.5

(2) これを耕種・養蚕・畜産の3大部門別にみると、まず桑の作付面積は、次第に減少している(第14表)が、養蚕の生産指数は、ほぼ横ばい(第13表)であり、農業総産出額に対してしめるまゆの割合もほぼ横ばいである(第15表)。耕種も全体としては生産指数の伸びが著しくはなく、ほぼ横ばいである(第13表)。これに対して、畜産の伸びは、10年間における生産指数の伸びが全体で2.5倍と、著しい(第13表)。その内訳をみると、乳牛・鶏卵は約2.6倍、豚が3.3倍、生乳が3倍となっている。

畜産の伸びが著しいことは、第14・15の両表からも知ることができる。飼料用作物の作付延べ面積は、31年から40年までの10年間に実面積で23万ha、指

第15表 農業総産出額とその類別構成の推移

	30年	31〃	32〃	33〃	34〃	35〃	36〃	37〃	38〃	39〃
米 類	53.1 100	48.0 90.4	50.0 94.2	50.4 94.9	50.3 94.7	48.5 91.3	44.4 83.6	45.2 85.1	45.2 85.2	45.6 85.9
	7.2 100	6.9 95.8	6.2 86.1	5.8 80.6	6.3 87.5	5.8 80.6	5.4 75.0	4.1 56.9	1.4 19.4	2.8 38.9
麦 類	0.4 100	0.3 75.0	0.4 100	0.3 75.0	0.3 75.0	0.3 75.0	0.2 50.0	0.2 50.0	0.2 50.0	0.1 25.0
	3.2 100	3.2 100	3.3 103.1	3.0 93.8	3.0 93.8	2.7 84.4	2.4 75.0	2.0 62.5	2.1 65.0	1.5 46.9
豆 類	4.0 100	3.7 92.5	4.2 105.0	3.8 95.0	3.4 85.0	3.1 77.5	3.1 77.5	3.1 77.5	3.4 85.0	2.5 62.5
	6.6 100	7.9 119.7	7.4 112.1	8.0 121.2	7.2 109.1	8.3 125.8	10.1 153.0	10.3 156.1	10.4 157.6	11.7 177.3
野 菜	4.1 100	5.0 122.0	5.5 134.1	5.6 136.6	5.3 124.3	6.3 153.7	6.7 163.4	7.0 170.7	6.9 168.3	6.7 163.4
	5.3 100	6.1 115.1	5.2 98.1	5.0 94.3	4.7 88.7	4.5 84.9	4.9 92.5	5.0 94.3	5.1 96.2	5.2 98.1
その他の作物	2.7 100	2.8 103.7	2.9 107.4	2.9 107.4	2.9 107.4	2.9 107.4	3.1 114.8	2.6 96.3	2.5 92.6	2.9 107.4
	2.9 100	3.0 103.4	2.9 100	2.4 82.8	2.7 93.1	3.1 106.9	3.0 103.4	2.9 100	3.3 113.8	2.4 82.8
畜 産 物	10.5 100	13.1 124.8	12.0 114.3	12.8 121.9	13.9 132.4	14.5 138.1	16.7 159.0	17.6 167.6	19.5 185.7	18.6 177.1
	1.5 100	2.1 140	2.1 140	2.3 153.3	2.9 193.3	3.0 200	3.1 206.7	3.5 233.3	4.4 293.3	4.0 266.7
う ち 豚	4.1 100	4.8 117.1	4.2 102.4	4.7 114.6	4.8 117.1	5.0 122.0	6.1 148.8	6.3 153.7	6.7 163.4	6.1 148.8
	1.6 100	2.1 131.3	2.2 137.5	2.3 143.8	2.3 143.8	2.6 162.5	3.1 193.8	3.4 212.5	3.6 225	3.9 243.8
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
総 産 出 額 (億円)	15,930 100	14,898 93.5	16,107 101.1	16,354 102.7	17,221 108.1	18,308 114.9	20,097 126.2	23,123 145.2	24,432 153.4	26,860 168.6

数で61.6増えている(第14表)。また、農業総産出額の中にしめる畜産全体の割合は、10年の間にほぼ1.8~1.9倍になっている。このうち豚は2.9~2.7倍、生乳は2.4倍、鶏卵は1.5~1.6倍になっている(第15表)。

(3) 耕種は、全体としてはほぼ横ばいだが、細かくみると、大きな変化がある。まず第15表をみると、農業総産出額に対してしめる米の比重は、年々低下していることがわかる。30年に53.1% (100) であったものが、35年には50%を割り、39年には45.6% (85.9) にまで落ちている。しかし、これは、稲の作

付面積や米の生産量が減っているからではない。米の生産指数と稻の作付面積は、10年を通じて増えてはいないが、減ってもいない。ほぼ横ばい状態である（第13・14表）。戦後のわが国の稻作は、保温折衰苗代や農薬など農業技術の進歩普及・品種の改良・耕地や用排水路など農業基盤の整備等々の条件にささえられて、昭和20年代の後半からその生産力を急速に増大してきている。戦前900万トン（玄米6千万石）であった米の生産量は、戦後の昭和30年代には1,200万トン（玄米8千万石）の線をずっと維持してきているのである。

(4) 妻類の作付面積は、10年間に延べ面積で約77万ha減少し、指数もほぼ半分にまで落ちている（第14表）。したがって生産指数もほぼ半分近くにまで落ち（第13表）、農業総産出額に対しても割合も、39年には指数が38.9と、極端に低下している（第15表）。

(5) 同じことは、雑穀・豆類の場合にもいえる。作付延べ面積の推移をみると、雑穀は10年の間に半分に、豆類は7割以下に減っている（第14表）。したが

第16表 主要果樹の栽培面積

（単位：1,000ha）

	みかん		りんご		ぶどう		もも		日本なし		くり	
	成園	未成園	成園	未成園	成園	未成園	成園	未成園	成園	未成園	成園	未成園
31年	36.9 100	6.9 100	42.6 100	8.1 100	7.6 100	1.5 100	10.7 100	3.3 100	10.5 100	2.6 100	8.9 100	1.2 100
32 "	38.5 104.3	8.7 126.1	44.3 104.0	10.3 127.2	8.9 117.1	2.1 140.0	12.3 115.0	3.9 118.2	11.4 108.6	3.2 123.1	8.7 97.8	1.2 100
33 "	41.9 106.2	13.9 146.4	47.4 111.3	9.8 121.0	9.6 126.3	2.4 160.0	13.1 122.4	3.9 118.2	12.0 114.3	3.4 130.8	8.7 97.8	1.1 91.7
34 "	44.2 113.6	18.9 201.4	49.5 113.4	12.5 148.1	11.5 139.5	3.7 206.7	14.0 130.8	4.1 124.2	12.7 121.0	3.6 138.5	8.6 96.6	1.2 100
35 "	46.7 126.6	24.5 355.1	51.2 120.2	12.3 151.9	12.8 168.4	4.7 313.3	15.6 145.8	4.5 136.4	14.2 135.2	4.0 153.8	9.0 101.1	2.1 175.0
36 "	50.3 136.3	29.7 430.4	52.6 123.5	12.1 149.4	14.2 186.8	5.2 346.7	16.1 150.5	4.5 136.4	14.8 141.0	4.0 153.8	8.9 100	3.4 283.3
37 "	53.2 144.2	36.6 530.4	53.8 126.3	11.5 142.0	15.5 203.9	5.4 360.0	16.3 152.3	4.4 133.3	15.4 146.7	3.6 138.5	9.8 110.1	6.3 525.0
38 "	58.0 157.2	43.3 627.5	54.6 128.2	10.8 133.3	16.6 218.4	5.2 346.7	16.8 157.0	4.2 127.3	15.6 148.6	3.4 130.8	11.6 130.3	11.1 925.0
39 "	63.3 171.5	51.8 750.7	55.7 130.8	10.0 123.5	17.7 232.9	5.0 333.3	16.9 157.9	4.2 127.3	15.9 151.4	3.2 123.1	13.5 151.7	13.6 1,133.3

って、生産指数も、雑穀は約6割近く、豆類は約3割5分近く落ちている（第13表）。農業総産出額に対する割合も、雑穀は指数ではほぼ1/4に、豆類はほぼ1/2以下に落ちている（第15表）。

(6) いも類も、ばれいしょの作付面積はほぼ横ばいであるが、かんしょの作付面積は逐年減少し、40年には、31年のほぼ6割6分にまで減っている（第14表）。生産指数も減少を続けて、39年には30年のほぼ8割5分になった（第13表）。農業総産出額に対する割合も、39年には62.5にまで落ちている（第15表）。

(7) 工芸作物の作付面積は、10年の間に3割近く減っている（第14表）が、生産指数は上昇しており、特に39年には3割も上昇している（第13表）。

(8) 姜類・雑穀・豆類・いも類などの生産が減っているのに対し、野菜・果樹（果実）の生産は、いちじるしく伸びている。野菜の作付面積は、10年間に約10万ha、2割弱しか増えていない（第14表）が、生産指数は4割近く増え（第13表）、農業総産出額に対する比率も年々増大して、39年には30年の約1.8倍になっている（第15表）。

第17表 主要野菜の作付面積
(単位: 1,000ah)

	きゅうり	とまと	きゃべつ	はくさい	ねぎ	だいこん
31年	23.6 100	11.3 100	24.4 100	32.2 100	23.0 100	94.0 100
32 "	24.0 101.7	11.4 100.9	28.4 116.4	35.1 109.0	23.9 103.9	97.7 103.9
33 "	24.1 102.1	11.5 101.8	30.3 124.2	34.8 108.1	22.9 99.6	97.7 103.9
34 "	24.5 103.8	12.0 106.2	30.9 126.6	35.9 111.5	24.7 107.4	99.6 106.0
35 "	26.9 114.0	13.1 116.0	32.0 131.1	40.7 126.4	25.6 111.3	101.9 108.4
36 "	28.8 122.0	14.5 128.3	34.9 143.0	41.6 129.2	26.1 113.5	103.1 109.7
37 "	31.3 132.6	16.1 142.5	38.7 158.6	44.5 138.2	27.6 120.0	104.7 111.4
38 "	34.0 144.1	17.6 155.8	41.4 169.7	46.3 143.8	28.8 125.2	104.1 110.7
39 "	35.2 149.2	18.5 163.7	41.8 171.3	46.0 142.9	29.0 126.1	99.4 105.7
40 "	34.5 146.2	18.9 167.3	43.0 176.2	49.6 154.0	29.5 128.3	98.2 104.5

第18表 主要野菜・果実の生産量の推移

(単位: 1,000トン)

	野 菜						果 実				
	きゅうり	とまと	きゃべつ	はくさい	ねぎ	だいこん	みかん	りんご	ぶどう	もも	日本なし
30年	402 100	192 100	443 100	587 100	307 100	2,337 100	461 100	390 100	72 100	79 100	121 100
31 "	352 87.6	163 84.9	463 104.5	599 102.0	317 103.3	2,266 97.4	627 136.0	750 192.3	82 113.9	113 143.0	151 124.8
32 "	359 89.3	170 88.5	551 124.4	755 128.6	351 114.3	2,516 108.1	644 139.7	809 207.4	110 152.8	135 170.9	169 140.0
33 "	352 87.6	178 92.7	596 134.5	659 112.3	316 102.9	2,352 101.1	746 161.8	807 206.9	111 154.2	139 175.9	184 152.1
34 "	378 94.0	194 101.0	624 140.9	697 118.7	353 115.0	2,360 101.4	766 166.2	837 214.6	118 163.9	155 196.2	206 170.2
35 "	462 114.9	242 126.0	686 154.9	998 170.0	410 133.6	2,859 122.9	894 193.9	876 224.6	155 215.3	170 215.2	240 198.3
36 "	527 131.1	301 156.8	770 173.8	911 155.2	410 133.6	2,548 109.5	876 190.0	955 244.9	175 243.1	201 254.4	281 232.2
37 "	630 156.7	366 190.6	933 210.6	1,178 200.7	501 163.2	2,939 126.3	898 194.8	1,000 256.4	194 269.4	190 240.5	313 258.7
38 "	698 173.6	437 227.6	1,084 244.7	1,469 250.3	557 181.4	3,446 148.1	973 211.1	1,155 296.2	177 245.8	199 251.9	329 271.9
39 "	744 185.1	533 277.6	1,087 245.4	1,220 207.8	537 174.9	2,807 120.6	1,229 266.6	1,090 279.5	207 287.5	321 262.0	29 265.3

果樹も、作付面積は10年間に15万ha増え、生産指数も10年間に2倍以上になり(第13表)、農業総産出額に対する割合も1.6~1.7倍に増えている(第15表)。

(9) 野菜・果樹(果実)の主なるものについて、その作付面積と生産量の推移をみると、第16・17・18表のようになる。

きゅうり・とまと・きゃべつ・はくさい・ねぎ・だいこんの主要野菜のうち、だいこん・ねぎの作付面積は、さして伸びていないが、他のものは、10年の間に1.5倍近く、またはそれ以上の伸びをみせている(第17表)。これに対し生産量の伸びは、作付面積の伸びをはるかに上回るものを見せ、とまとは2.8倍、きゃべつは2.5倍、はくさいは2.5~2.1倍、きゅうりは1.9倍、ねぎは1.7倍、だいこんは1.5~1.2倍となっている(第18表)。

果樹も、みかん・りんご・ぶどう・もも・日本なし・くりの主要なものだけについてみると、成園面積は、りんごを除いて10年の間に1.5~2.3倍に増え、

未成園面積も、りんご・もも・日本なしは1.2～1.3倍、ぶどうは3.3倍、みかん7.5倍、くり11.3倍と増えている(第16表)。他方果実の生産量は、これら成園面積の伸びをはるかに上回り、くりを除いて、みかん・りんご・ぶどう・もも・日本なしいずれも2.5倍以上3倍近い伸びを示している(第18表)。

3.2 福島県方言会社の場合

戦後日本の農業生産の全体的な変動について上に見たことは、福島県方言社会の場合にもほとんどそのまま適用することができるだろう。農林省福島統計調査事務所から昭和28年度以降毎年刊行されている「福島農林水産統計年報」の資料を整理すると、以下に示すようないくつかの統計表が得られる。福島県方言社会の戦後20余年間における農業生産の主要な動向は、これらの表からほぼそれなくうかがうことができると思う。

(1) 稲の作付面積は、20年の間に、さして増えてはいない(実面積で15,600ha、指数で16.0の増加)が、米の生産量は大幅に増えている(第19・20表)。特に30年以降はいちじるしく、水稻は、34年には20年の生産量の2倍をこえている。陸稲は、29年には20年の生産量の7倍、同じく30年には19倍、34年には35倍にまで伸びている。

(2) 麦類の作付面積は、21・22・23年に減少し、24年以降36年までに、ほぼ1割から3割増の水準を保っているが、38年以降は、再び減少の方向をたどっている(第19表)。

(3) かんしょの作付面積は、23年に一時増加するが、それ以外は減少の一途をたどり、39年には20年のほぼ半分近くにまで減少する(第19表)。

(4) ばれいしょの作付面積は、21年以降28年までの間は減少するが、それ以後は次第に増加し、39年には20年の1.5倍をこえるまでになっている(第19表)。

(5) 雜穀の作付面積は、21年に急減し、以後36・37年ごろまで、ほぼ1割ないし5割増の水準を保っているが、38年以降は漸減の方向にある(第19表)。

(6) 豆類の作付面積は、24年ごろまでは2割程度減っているが、以後急増して、33年には20年の2.7倍近くにまでなっている。しかし、それ以後は漸減の傾向にある(第19表)。

(7) 野菜の作付面積は、ほぼ年を追って増えているが、特に30年以降は急激

第19表 福島県の主要農作物作付面積の推移

(単位:100ヘクタール)

	稻	麦類	かん しょ	ばれい しょ	雑穀	豆類	野菜	果樹	工芸 作物	飼料用 作物	桑
昭和20年	982 100.0	359 100.0	50 100.0	68 100.0	37 100.0	132 100.0	122 100.0	23 100.0	17 100.0	5 100.0	200 100.0
21	950 96.7	328 91.4	46 92.0	63 92.6	25 67.6	110 83.3	127 104.1	21 91.3	36 211.8	3 60.0	155 77.5
22	991 100.9	277 77.2	46 92.0	61 89.7	42 113.5	107 81.1	153 125.4	21 91.3	62 364.7	3 60.0	160 80.0
23	993 101.1	328 91.4	55 110.0	65 95.6	42 113.5	105 79.5	147 120.5	20 87.0	70 411.8	3 60.0	166 83.0
24	991 100.9	424 118.1	49 98.0	63 92.6	40 108.1	115 87.1	144 118.0	20 87.0	72 423.5	6 120.0	162 81.0
25	986 100.4	440 122.6	48 96.0	57 83.8	43 116.2	253 191.7	154 126.2	22 95.7	108 635.3	5 100.0	163 81.5
26	988 100.6	407 113.4	46 92.0	60 88.2	45 121.6	272 206.1	174 142.6	22 95.7	110 647.1	4 80.0	166 83.0
27	990 100.8	402 112.0	43 86.0	63 92.6	41 110.8	282 213.6	153 125.4	23 100.0	141 829.4	10 200.0	166 83.0
28	997 101.6	400 111.4	38 76.0	66 97.1	43 116.2	303 229.5	134 109.8	25 108.7	157 923.5	7 140.0	166 83.0
29	1,011 103.1	451 125.6	37 74.0	73 107.4	43 116.2	300 227.3	137 112.3	30 130.4	132 776.5	— —	170 85.0
30	1,065 108.6	451 125.6	44 88.0	77 113.2	54 145.9	315 238.6	172 141.0	64 278.3	135 794.1	— —	170 85.0
31	1,070 109.1	469 130.6	44 88.0	79 116.2	50 135.1	312 236.4	185 151.6	77 334.8	167 982.4	— —	176 88.0
32	1,077 109.8	450 125.3	42 84.0	79 116.2	48 129.7	307 232.6	192 157.4	95 413.0	170 1000.0	— —	176 88.0
33	1,089 111.0	459 127.9	37 74.0	80 117.6	47 127.0	354 268.2	198 162.3	98 426.1	163 958.8	68 1360.0	176 88.0
34	1,099 112.0	438 122.0	37 74.0	82 120.6	44 118.9	328 248.5	198 162.3	100 434.8	135 794.1	73 1460.0	163 81.5
35	1,114 113.6	416 115.9	36 72.0	85 125.0	41 110.8	317 240.2	206 168.9	104 452.2	142 835.3	100 2000.0	162 81.0
36	1,124 114.6	399 111.1	35 70.0	90 132.4	40 108.1	301 228.0	215 176.2	107 465.2	143 841.2	106 2120.0	162 81.0
37	1,126 114.8	367 102.2	34 68.0	97 142.6	39 105.4	284 215.2	226 185.2	109 473.9	137 805.9	129 2580.0	163 81.5
38	1,134 115.6	343 95.5	31 62.0	101 148.5	35 94.6	221 167.4	234 191.8	112 487.0	143 841.2	134 2680.0	161 80.5
39	1,138 116.0	323 90.0	29 58.0	105 154.4	32 86.5	203 153.8	239 195.9	113 491.3	149 876.5	140 2800.0	163 81.5

第20表 福島県の米と主要果実の生産量の推移

(単位: 100トン)

	米			もも	りんご	日本なし	かき	ぶどう	おとう
	水稻	陸稻	計						
昭和20年	2,299 100.0	3 100.0	2,302 100.0	25 100.0	23 100.0	44 100.0	151 100.0	10 100.0	6 100.0
21	3,194 138.9	3 100.0	3,197 138.9	22 88.0	31 134.8	49 111.4	151 100.0	9 90.0	5 83.3
22	3,169 137.8	2 66.7	3,171 137.7	20 80.0	23 100.0	30 68.2	112 74.2	7 70.0	4 66.7
23	3,300 143.5	4 133.3	3,304 143.5	21 84.0	33 143.5	29 65.9	112 74.2	7 70.0	—
24	3,171 137.9	4 133.3	3,175 137.9	20 80.0	40 173.9	64 145.5	99 65.6	9 90.0	2 33.3
25	3,246 141.2	6 200.0	3,252 141.3	20 80.0	43 187.0	67 152.3	115 76.2	9 90.0	2 33.3
26	3,222 140.1	6 200.0	3,228 140.2	23 92.0	60 260.9	94 213.6	206 136.4	8 80.0	2 33.3
27	3,572 155.4	14 466.7	3,586 155.8	26 104.0	94 408.7	97 220.5	162 107.3	9 90.0	2 33.3
28	2,192 95.3	10 333.3	2,202 95.7	34 136.0	80 347.8	81 184.1	92 60.9	5 50.0	1 16.7
29	3,260 141.8	21 700.0	3,281 142.5	84 336.0	116 504.3	72 163.6	130 86.1	7 70.0	2 33.3
30	4,398 191.3	58 1933.3	4,456 193.6	100 400.0	225 978.3	91 206.8	314 207.9	9 90.0	2 33.3
31	3,784 164.6	47 1566.7	3,831 166.4	176 704.0	219 952.2	118 268.2	245 162.3	11 110.0	2 33.3
32	4,011 174.5	53 1766.7	4,064 176.5	205 820.0	304 1321.7	104 236.4	290 192.1	9 90.0	2 33.3
33	3,921 170.6	56 1866.7	3,977 172.8	233 932.0	314 1365.2	176 400.0	300 198.7	13 130.0	1 16.7
34	4,637 201.7	105 3500.0	4,742 206.0	237 948.0	295 1282.6	181 411.4	223 147.7	14 140.0	2 33.3
35	4,559 198.3	103 3433.3	4,662 202.5	249 996.0	302 1313.0	188 427.3	281 186.1	15 150.0	1 16.7
36	4,384 190.7	104 3466.7	4,488 195.0	314 1256.0	326 1417.4	249 565.9	262 173.5	16 160.0	2 33.3
37	4,253 185.0	93 3100.0	4,345 188.7	283 1132.0	332 1443.5	255 579.5	278 184.1	18 180.0	2 33.3
38	4,101 178.4	91 3033.3	4,192 182.1	366 1464.0	388 1687.0	329 747.7	321 212.6	21 210.0	2 33.3
39	3,987 173.9	64 2133.3	4,051 176.0	222 888.0	270 1173.9	178 404.5	246 162.9	13 130.0	1 16.7

第21表 福島県の主要野菜の生産量の推移

(単位: 100トン)

	きゅうり	とまと	きゅべつ	はくさい	ねぎ	たまねぎ	だいこん	ほうれんそう	なす	にんじん	ごぼう
昭和20年	68 101.5	13 92.9	—	178 125.4	61 95.3	12 109.1	381 75.3	—	76 90.5	—	64 95.5
21	67 100.0	14 100.0	33 100.0	142 100.0	64 100.0	11 100.0	506 100.0	32 100.0	84 100.0	57 100.0	67 100.0
22	70 104.5	18 128.6	28 115.2	137 96.5	62 96.9	13 118.2	531 104.9	25 78.1	74 88.1	52 91.2	63 94.0
23	71 106.0	23 164.3	44 133.3	145 102.1	76 118.8	13 118.2	621 122.7	23 71.9	93 110.7	52 91.2	64 95.5
24	72 107.5	24 171.4	50 151.5	187 131.7	85 132.8	18 163.6	604 119.4	23 71.9	103 122.6	68 119.3	71 106.0
25	75 111.9	26 185.7	54 163.6	217 152.8	98 153.1	23 209.1	645 127.5	26 81.3	113 134.5	73 128.1	81 120.9
26	164 244.8	43 307.1	98 297.0	312 219.7	113 176.6	47 427.3	838 165.6	32 100.0	172 204.8	70 122.8	91 135.8
27	148 220.9	37 264.3	84 254.5	319 224.6	118 184.4	39 354.5	862 170.4	35 109.4	151 179.8	75 131.6	91 135.8
28	76 113.4	12 85.7	81 245.5	288 202.8	94 146.9	22 200.0	728 143.9	41 128.1	65 77.4	65 114.0	78 116.4
29	67 100.0	9 64.3	99 300.0	318 223.9	102 159.4	25 227.3	— —	44 137.5	76 90.5	62 108.8	78 116.4
30	131 195.5	28 200.0	113 342.0	356 250.7	112 175.0	36 327.3	— —	55 171.9	132 157.1	73 128.1	87 129.9
31	110 164.2	21 150.0	107 324.2	338 238.0	137 214.1	36 327.3	— —	60 187.5	129 153.6	74 129.8	83 123.9
32	133 198.5	22 157.1	109 330.3	466 328.2	167 260.9	39 354.5	— —	95 296.9	140 166.7	84 147.4	90 134.3
33	125 186.6	21 150.0	110 333.3	427 300.7	149 232.8	45 409.1	— —	120 375.0	130 154.8	77 135.1	81 120.9
34	137 204.5	22 157.1	115 348.5	515 362.7	176 275.0	48 436.4	1,228 242.7	109 340.6	137 163.1	87 152.6	85 126.9
35	149 222.4	28 200.0	118 357.6	657 462.7	165 257.8	52 472.7	1,281 253.2	122 381.3	148 176.2	93 163.2	86 128.4
36	180 268.7	36 257.1	138 418.2	602 423.9	169 264.1	56 509.1	1,223 241.7	131 409.4	159 189.3	91 159.6	92 137.3
37	174 259.7	40 285.7	179 542.4	808 569.0	192 300.0	62 563.6	1,359 268.6	132 412.5	149 177.4	101 177.2	93 138.8
38	268 400.0	134 957.1	206 624.2	810 570.4	229 357.8	69 627.3	1,369 270.6	138 431.3	170 202.4	113 198.2	99 147.8
39	283 422.4	157 1207.7	192 581.8	464 326.8	197 307.8	81 736.4	972 192.1	115 359.4	154 183.3	93 163.2	80 119.4

に増え、39年には20年のほぼ2倍にまでなっている(第19表)。うち主要なものについてその生産量の推移をみると、20年の間にきゅうりは4倍をこえ、とまとは9.6倍ないし12倍、キャベツは5.8倍ないし6.2倍、はくさいは3.3倍ないし5.7倍、ねぎは3.1倍ないし3.6倍、たまねぎは6.3倍ないし7.4倍、だいこんは2倍ないし2.7倍、ほうれんそうは3.6倍ないし4.3倍、なすは1.8倍ないし2倍、にんじんは1.6倍ないし2倍、ごぼうは1.2倍ないし1.5倍と、いずれも大幅に生産量が増大している(第21表)。

(8) 果樹の作付面積は、21年から26年までは、一時減少するが、以後は増加の一途をたどり、39年には20年のほぼ5倍にまでなっている(第19表)。うち主要な果実の生産量の推移をみると、ももは28年以降急激に生産量が増え、38年には20年のほぼ15倍近くにまで増えている。りんごは21年以降生産量が順調に伸び、38年には20年の17倍近くにまで増えている。日本なしも22・23年に一時生産が落ちるが、あとは順調に増えづづけ、38年には20年のほぼ7.5倍にまでなっている。かき・ぶどうも途中何年かにわたって一時生産が落ちるが、30年代にはいってからは順調に伸びづづけ、38年には両者とも20年の2倍をこえるほどの生産量になっている。これに対して、とうとうの生産量だけがいちじるしく減っている(以上第20表)。なお果実の生産量が39年におしなべて急減するのは、その年に福島県全体をおそった晩霜の害によるものである。

(9) 工芸作物の作付面積は、21年以降急激に増大して、32年には20年の10倍に達し、以後8倍から9倍の水準を保っている(第19表)。

(10) 飼料用作物の作付面積は、27年以降、とりわけ33年以降急増し、39年には20年の28倍に達している(第19表)。これに対応して、家畜飼養農家数と飼養頭数も、馬を除いては大幅に増えている(第22表)。

(11) まず乳用牛は、飼養農家数が40年には25年の5.1倍、飼養頭数は10.4倍に達している。それに対応して、牛乳の生産量も、消費量の急激な伸びに平行して、39年には29年の5倍、27年のほぼ9倍にまで増えている(第23表)。

(12) 役肉用牛は、耕運機の普及によって頭うちの状態にあるが、それでも36年以降ほぼ25年の2倍前後の飼養農家数と2倍ないし2.4倍に近い飼養頭数を維持している(第22表)。これに対して、豚は、飼養農家数で36年以降3.1倍な

第22表 福島県の家畜飼養農家数と頭羽数の推移

	乳用牛		役肉用牛		豚		にわとり		馬		めん羊		やぎ	
	飼養戸数 100戸	飼養頭数 100頭	飼養戸数 100戸	飼養頭数 100頭	飼養戸数 100戸	飼養頭数 100頭	飼養戸数 100戸	飼養羽数 1,000羽	飼養戸数 100戸	飼養頭数 100頭	飼養戸数 100戸	飼養頭数 100頭	飼養戸数 100戸	飼養頭数 100頭
昭和25年	36 100.0	43 100.0	326 100.0	360 100.0	71 100.0	83 100.0	843 100.0	339 100.0	563 100.0	597 100.0	376 100.0	478 100.0	184 100.0	152 100.0
26	39 108.3	47 109.3	348 105.7	387 107.5	72 101.4	92 110.8	1,018 120.8	518 152.8	558 99.1	590 98.8	409 108.8	541 113.2	152 113.4	170 111.8
27	41 113.9	57 132.6	393 120.6	441 122.5	121 170.4	161 194.0	1,192 141.4	766 226.0	561 99.6	490 82.1	502 133.5	683 142.9	181 135.1	184 121.1
28	58 161.1	69 160.5	476 146.0	537 149.2	140 197.2	199 239.8	1,200 142.3	807 238.1	549 97.5	585 98.0	560 148.9	798 166.9	166 123.9	182 119.7
29	—	—	—	—	—	—	—	878 259.0	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	1,079 318.3	—	—	—	—	—	—
31	83 230.6	115 267.4	663 203.4	859 238.6	111 156.3	144 173.5	1,377 163.3	1,150 339.2	386 68.6	416 69.7	625 156.2	889 186.0	208 155.2	230 151.3
32	119 330.6	142 330.2	663 203.4	794 220.6	144 202.8	205 247.0	1,358 161.1	1,127 332.4	378 67.1	387 64.8	793 210.9	1,063 222.4	221 164.9	252 165.8
33	132 366.7	179 416.3	592 181.6	676 187.8	190 267.6	272 327.7	1,360 161.3	1,256 370.5	346 61.5	363 60.8	675 179.5	933 195.2	176 131.3	183 120.4
34	164 455.6	222 516.3	549 168.4	609 169.2	222 231.7	402 484.3	1,360 161.3	1,253 369.6	313 55.6	329 55.1	633 168.4	866 181.2	182 135.8	192 126.3
35	171 475.0	244 567.4	588 180.4	674 187.2	198 227.8	385 463.9	1,330 157.8	1,388 409.4	280 49.7	286 47.9	659 175.3	869 181.8	187 139.6	198 130.3
36	170 472.2	254 590.7	633 194.2	749 208.1	257 362.0	564 679.5	1,195 141.8	1,611 475.2	237 42.1	245 41.0	564 150.0	746 156.1	177 132.1	190 125.0
37	171 475.0	297 690.7	645 197.9	782 217.7	315 2443.7	1,187 1430.0	1,206 143.1	2,111 622.7	180 32.0	183 30.7	416 110.6	533 111.5	192 143.3	212 139.5
38	173 480.6	361 839.3	652 200.0	805 0223.6	221 311.3	872 1050.6	1,185 140.6	2,090 616.5	132 23.4	135 22.6	326 86.7	395 82.6	176 131.3	197 129.6
39	178 494.4	398 925.6	664 203.7	860 238.9	241 9339.4	987 1189.2	1,119 132.7	2,273 670.5	84 14.9	87 14.6	227 60.4	277 57.9	170 126.9	184 121.1
40	184 511.1	448 1041.9	592 181.6	767 213.1	269 1378.9	1,146 1380.7	1,078 127.9	2,538 748.7	60 10.7	62 10.4	179 47.6	233 48.7	176 131.3	193 127.0

いし4.4倍、飼養頭数で6.8倍（36年）ないし14.3倍（37年）と、いちじるしい伸びをみせている（第22表）。

(13) 馬は、耕運機の普及によって急減の一途をたどり、40年には飼養農家数・飼養頭数とともに25年のほぼ1割にまで減っている（第22表）。

(14) にわとりの飼養農家数は、31年ごろまでは急激に増えて、25年のほぼ

第23表 福島県の牛乳の生産量と消費量および産卵量の推移

	牛乳生産量 100トン	消費量				産卵量 10万個
		計	飲用牛乳 等向け	乳加工用	製品用	
昭和27年	106	—	—	—	—	1,199
	57.6	—	—	—	—	100
28	145	—	—	—	—	1,327
	78.8	—	—	—	—	110.7
29	184	171	54	93	24	1,698
	100	100	100	100	100	141.7
30	215	205	72	98	36	1,866
	116.8	119.9	133.3	105.4	150.0	155.7
31	260	245	90	113	42	1,943
	141.3	143.3	166.7	121.5	175.0	162.1
32	312	279	101	130	48	1,960
	169.6	163.2	187.0	139.8	200.0	163.5
33	372	284	122	106	56	2,270
	202.2	166.1	225.9	114.0	233.3	189.3
34	422	353	156	137	61	2,324
	229.3	206.4	288.9	147.3	254.2	193.8
35	457	369	165	154	50	2,669
	248.4	215.8	305.6	165.6	208.3	222.6
36	521	386	161	178	48	3,185
	283.2	225.7	298.1	191.4	200.0	265.6
37	673	478	163	250	64	3,805
	365.8	279.5	301.9	268.8	266.7	317.3
38	824	598	186	338	74	3,550
	447.8	349.7	344.4	363.4	303.3	296.1
39	922	838	247	513	78	4,048
	501.1	490.1	457.4	551.6	325.0	337.6

1.6倍になり、以後3・4年その水準を保っているが、そのあととは次第に減少し、40年には25年のほぼ1.3倍の線におちつく。これに対して、飼養羽数は急増の一途をたどる。つまりにわとりの多羽飼育化の傾向が顕著になってきたのである(第22表)。産卵量も、これに照応して急増し、39年には4億480万個と、27年のほぼ3.4倍に近い所にまで到達する(第23表)。

(5) めん羊は、32年までは急激に増えて、飼養農家数で25年の2.1倍、飼養頭数で2.2倍になるが、以後は漸減の傾向をみせる。特に37年以降は急減して、40年には飼養農家数・飼養頭数ともに25年の半分以下にまで減少する(第22表)。

(6) やぎも32年までは急増して、飼養農家数・飼養頭数ともに25年の1.6倍

第24表 福島県と中通り北部の養蚕業の推移

	福 島 県			中 通 り 北 部		
	養蚕農家数 100 戸	掃立卵量 100 箱	収 蔗 量 トン	養蚕農家数 100 戸	掃立卵量 100 箱	収 蔴 量 トン
昭和24年	560 93.3	1,584 75.6	4,152 69.1	—	—	—
25	589 98.2	2,047 97.9	5,506 91.6	—	—	—
26	577 96.2	2,220 106.2	6,492 108.0	—	—	—
27	522 87.0	2,116 101.2	6,593 109.6	—	—	—
28	600 100	2,091 100	6,013 100	120 100	559 100	1,581 100
29	587 97.8	1,988 95.1	5,925 98.5	114 95.0	590 105.5	1,597 101.0
30	602 100.3	2,629 125.7	6,949 115.6	115 95.8	762 136.3	1,937 122.5
31	602 100.3	2,659 127.2	7,954 132.3	115 95.8	676 120.9	2,103 133.0
32	599 99.3	2,387 114.2	6,860 114.1	115 95.8	610 109.1	1,908 120.7
33	581 96.8	2,802 134.0	8,212 136.6	112 93.3	711 127.2	2,128 134.6
34	553 92.2	2,604 124.5	7,819 130.0	108 90.0	672 120.2	2,084 131.8
35	542 90.3	2,866 137.1	8,067 134.2	106 88.3	744 133.1	2,160 136.6
36	542 90.3	3,123 149.4	9,069 150.8	106 88.3	789 141.1	2,399 151.7
37	527 87.8	3,045 145.6	9,009 149.8	101 84.2	770 137.7	2,360 149.3
38	519 86.5	3,237 154.8	9,582 159.4	100 83.3	811 145.1	2,507 158.6
39	482 80.3	2,635 126.1	7,597 126.3	98 81.7	610 109.1	1,836 116.1

をこえるが、以後は漸減して、39・40年には飼養農家数・飼養頭数ともに1.2～1.3倍の線におちつくことになる（第22表）。

(7) 桑の作付面積は、20年を100とした場合、22年以降ほぼ80台の線を保っている（第19表）。しかし、掃立卵量は漸増の傾向にあり、38年には24年のほぼ2倍、収蔗量も24年の2.3倍に達している（第24表）。つまりこのことは、養蚕農家数は全体として減少し、桑園面積も全体としては減少しているにもかかわ

らず、桑の生産量そのものは増大し、一戸あたりの養蚕経営規模は拡大して、掃立卵量と収繭量が着実に伸びていることを示す。この傾向は、福島県北部方言社会でも変わってはいない（第24表）。なお39年に養蚕農家数と掃立卵量・収繭量が急減するのは、果実の場合と同じく、同年春に福島県全域をおそった晚霜によって大きな被害があったからである。

3.3 福島北部方言社会の場合

福島県全体の農業生産力の発展について上に述べたことは、福島北部方言社会に限ってみた場合にも、ほぼそのまま適用することができるだろう。福島農林水産統計年報の資料を整理して、第25・26表の二つの統計表をつくった（28年以前の資料は、まだ集めることができないでいる）。

福島農林水産統計年報は、福島県を次の四つの農業地域に分けている。

中通り北部農業地域——福島市・伊達郡・信夫郡の一市二郡の全域に、安達郡の二本松市・安達町・東和町・岩代町を加えた地域。

中通り南部農業地域——郡山市・須賀川市・白河市・安積郡・田村郡・岩瀬郡・石川郡・西白河郡・東白川郡の3市6郡の全域と安達郡の大玉村・本宮町・白沢村を加えた地域。

会津農業地域——会津若松市・喜多方市・北会津郡・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡の2市5郡の全域。

浜通り農業地域——平市・磐城市・勿来市・常磐市・内郷市・相馬市・原町市・相馬郡・双葉郡・石城郡の7市3郡の全域。

つまり中通り北部農業地域の具体的な範域は、わたしのいう福島北部方言社会の範域よりも安達郡の一部を加えた分だけ広い。したがって、厳密に福島北部方言社会だけの資料ということになると、この安達郡の一部に含まれるべき数字をいちいち差しひかねばならない。しかし、このような操作は、資料の関係もあって、事実上非常に困難だ。そこで、ここでは便宜的にこの中通り北部農業地域全体の数字で福島北部方言社会のそれを代表させることにする。大体の傾向を知る上では、このようにしてもほとんど不都合はない。

この二つの表から次のことがわかる。

(1) 水稲の作付面積はほとんど増えていないが、生産量は大幅に増え、35年

第25表 中通り北部の米と主要果物の生産量の推移

(単位:トン・100ha)

	水 稲		陸 稲		水 陸 稲 計		も も	り ん ご	日本 な し	か き
	作付 面積	生産量	作付 面積	生産量	作付 面積	生産量				
昭和28年	107	235	1	1	108	236	30	77	59	21
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
29	107	338	3	3	111	341	77	112	47	17
	100.0	143.8	300.0	300.0	102.8	144.4	256.7	145.5	79.7	81.0
30	110	448	4	9	114	457	89	216	60	62
	102.8	190.6	400.0	900.0	105.6	193.6	296.7	280.5	101.7	295.2
31	110	372	4	7	114	379	164	205	79	49
	102.8	158.3	400.0	700.0	105.6	160.6	546.7	266.2	133.9	233.3
32	112	420	4	8	116	427	173	279	71	69
	104.7	178.7	400.0	800.0	107.4	180.9	576.7	361.1	120.3	328.6
33	112	396	4	7	116	403	209	278	120	69
	104.7	168.5	400.0	700.0	107.4	170.8	696.7	361.0	203.4	328.6
34	112	434	4	9	117	443	215	259	124	55
	104.7	184.7	400.0	900.0	108.3	187.7	716.7	336.4	210.2	261.9
35	112	475	5	10	117	385	217	268	129	85
	104.7	202.1	500.0	1000.0	108.3	163.1	723.3	348.1	218.6	404.8
36	112	444	5	9	117	453	272	285	150	79
	104.7	183.9	500.0	900.0	108.3	191.9	906.7	370.1	254.2	376.2
37	112	474	5	7	117	481	238	281	153	73
	104.7	201.7	500.0	700.0	108.3	203.8	793.3	364.9	259.3	347.6
38	112	466	4	9	116	475	314	327	179	88
	104.7	198.3	400.0	900.0	107.4	201.3	1046.7	424.7	303.4	419.0
39	110	424	4	8	114	432	182	225	65	61
	102.8	180.4	400.0	800.0	105.6	183.1	606.7	392.2	110.2	290.5

以降は28年のほぼ2倍か、それに近い水準を保っている。また、陸稲は、作付面積では28年の4倍ないし5倍に増え、生産量では9倍ないし10倍に増えている。生産量の伸びが作付面積の伸びをはるかに上回っているのである(第25表)。

(2) 主要果実の生産量の推移をみると、ももは31年以降大幅に伸びて、38年には28年の10.5倍に達し、りんごも38年には28年の4.2倍にまで増えている(第25表)。日本なし・かきも38年にはそれぞれ28年の3倍・4.2倍と、生産量が大幅に伸びている(第25表)。

(3) 主要野菜の生産量の伸びもいちじるしい。28年に比べて、38・39年にはきゅうりは2.3倍ないし2.4倍、とまとは2.5倍ないし3.3倍、きゃべつは2.1倍ないし2.4倍、はくさいは1.3倍ないし3.2倍、ねぎは1.7倍ないし1.9倍、たま

第26表 中通り北部の主要野菜の生産量の推移

(単位: 100トン)

	きゅうり	とまと	きゃべつ	はくさい	ねぎ	たまねぎ	だいこん	ほうれんそう	なす	にんじん	ごぼう
昭和28年	18 100.0	4 100.0	19 100.0	62 100.0	14 100.0	5 100.0	141 100.0	20 100.0	17 100.0	14 100.0	14 100.0
29	6 33.3	—	—	57 91.9	14 100.0	—	126 89.4	22 110.0	9 52.9	13 92.9	15 107.1
30	24 133.3	—	—	64 103.2	16 114.3	—	163 115.6	33 165.0	31 182.4	14 100.0	15 107.1
31	19 105.6	—	—	61 98.4	21 150.0	—	158 112.1	36 180.0	24 141.2	13 92.9	15 107.1
32	27 150.0	—	—	100 161.3	27 192.9	—	210 148.9	64 320.0	30 176.5	17 121.4	16 114.3
33	20 111.1	—	—	85 137.1	25 178.6	—	191 135.5	80 400.0	25 147.1	14 100.0	12 85.7
34	23 127.8	—	—	109 175.8	26 185.7	—	245 173.8	75 375.0	29 170.6	17 121.4	10 71.4
35	26 144.4	5 125.0	—	199 321.0	23 164.3	13 260.0	248 175.9	76 380.0	27 158.8	17 121.4	10 71.4
36	26 144.4	5 125.0	30 157.9	117 188.7	23 164.3	7 140.0	255 180.9	83 415.0	33 194.1	17 121.4	10 71.4
37	27 150.0	5 125.0	—	199 321.0	24 171.4	13 260.0	274 194.3	80 400.0	31 182.4	18 128.6	11 78.6
38	43 238.9	10 250.0	46 242.1	173 279.0	26 185.7	16 320.0	244 173.0	80 400.0	34 200.0	18 128.6	11 78.6
39	41 227.8	13 325.0	39 205.3	80 129.0	24 171.4	20 400.0	153 108.5	60 300.0	29 170.6	12 85.7	9 64.3

ねぎは3.2倍ないし4倍、だいこんは1.1倍ないし1.9倍、ほうれんそうは3倍ないし4倍、なすは1.7倍ないし2倍に達している。わずかにごぼうだけが33年以降漸減して、39年には28年の0.6倍になっているだけである(第26表)。

3.4 商業的農業の展開

以上第1節から第3節までにみた戦後日本の方言社会の農業生産力の発展は、角度をかえて別の観点からみれば、商業的農業・商品生産的農業の発展としてとらえることもできる。農林省が昭和24年度から毎年実施している「農産物の商品化に関する調査」の資料によると、全国および福島県の主要農産物の商品化率の推移は、第27表(イ)(ロ)と第28表(イ)(ロ)に示すようになる。福島北部について、これと同じ資料はまだ集めることができないでいる。

第27表(イ)のうち、28年度までの水稻は、うるち米ともち米に分けて商品化率

第27表(1) 農産物の商品化率の推移（全国）

(パーセント)

昭和年		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
米	水稲	54 28	50 21	52 22	52 26	49 29	51 44	56 50	62 44	56 47	58 51	61 54	63 54	62 48	64 45	65 49	66 58	67 59	
	陸稲	34	36	36	39	32	36	44	50	44	47	51	54	48	45	49	58	59	
	大麦	{ 2 条大麦 6 条大麦 }		41	35	37	35	36	40	38	40	38	43	47	46	75	79	75	82
	裸麦	43	42	40	37	40	46	42	43	34	35	41	42	35	39	39	45	45	
	小麦	55	45	47	50	45	45	47	45	52	57	60	63	66	65	60	69	72	
	かんしょ	56	48	55	53	57	54	58	58	56	59	62	60	59	64	71	71	69	
	ばれいしょ	48	56	55	50	60	62	60	55	45	45	49	48	50	46	47	55	61	
	だいす	29	48	41	49	49	42	40	47	42	47	46	46	49	48	47	45	45	
	あずき	22	31	42	46	69	51	52	53	41	62	53	65	63	71	58	67	56	
	なたね	65	60	59	63	70	67	66	66	75	76	80	98	99	96	97	98	96	
上	上繭	98	99	99	—	—	—	—	—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	牛乳	76	94	93	—	—	—	—	—	95	95	95	96	96	96	97	94	96	
	鶏卵	58	51	70	—	—	—	—	—	76	75	78	81	81	83	85	86	88	

を調査している。水稻の欄の上段の数字がうるち米、下段の数字がもち米の商品化率である。大麦は、35年度までは2条大麦と6条大麦をこみにして調査している。上繭・牛乳・鶏卵は、27年度から31年度までは調査の品目から外されている。また、第27表(1)の品目は、27年度から36年度までは調査品目から外されている。第28表(1)の品目については、32年以前の資料がなく、第28表(1)の品目については、37年以前の資料がない。

ここで商品化率というのは、その年内における販売数量（米については政府壳渡し数量+自由販売数量+物交数量）を年内生産数量で除して算出したものである。したがって商品化率の高いものほど、その品目は商品性が高いことになる。

第27表(1)(1)をみて気づくことは、どの品目の商品化率も年を追うにしたがって次第に高くなっていくことである。(1)(1)二つの表を合わせて、31品目のうち

第27表(丙) 農産物の商品化率の推移（全国）

(パーセント)

昭和年	24	25	26	37	38	39	40
らっかせい	62	53	64	92	80	79	82
きゅうり	48	48	54	73	76	78	79
なす	39	40	47	65	65	66	69
とまと	68	62	71	90	92	92	92
すいか	73	71	72	74	75	75	80
はくさい	43	43	46	66	67	71	73
きゃべつ	58	57	54	78	78	81	83
ほうれんそう	57	51	61	71	74	77	76
ねぎ	47	48	49	66	67	69	67
たまねぎ	43	60	66	71	84	82	85
だいこん	36	36	38	55	54	59	60
にんじん	45	42	38	68	66	73	61
りんご	92	75	86	91	93	95	95
みかん	94	95	96	94	97	97	97
なし	88	88	85	97	96	97	97
ぶどう	93	94	92	97	96	98	97
もも	91	—	91	95	96	95	96

商品化率が50%以上であるものは、24年度に17品目しかなかったものが、40年度には29品目にまで増えている。50%にみたないのは、6条大麦とだいづの2品目にすぎないのである。これを商品化率60%以上に限ってみると、24年度には11品目であったものが、40年度には26品目に増えている。

第28表(イ)の場合も、商品化率が50%をこえているものは、昭和32年度には4品目であったものが、昭和40年度には7品目、39年度には9品目に増えている。これを60%以上に限ってみると、32年度には3品目であったものが、39・40年度には7品目に増えている。第28表(ロ)の場合も、50%をこえるものが、昭和37年度に10品目であったものが、40年度には一つ増えて、11品目になっている。戦後日本の農業生産が商品生産の色彩を強くしてきていることは、この事によってもはっきりとうかがうことができるだろう。

[付] 第29表(イ)(ロ)は、福島農林水産統計年報の資料によったものである。昭和35年から38年までの4年間における福島県と中通り北部農業地域の年間農業生産物収益と農業所得の推移を示す（表中各欄の下段の数字のうち、左の数字

第28表(イ) 農産物の商品化率の推移（福島県）

(パーセント)

昭和年		32	33	34	35	36	37	38	39	40
米	水稲	55	51	60	64	65	64	65	64	64
	陸稲	12	35	44	30	26	33	40	55	47
	大麦	{ 2条大麦 6条大麦 }	27	31	22	20	—	91	91	90
	小麦		31	22	22	14	26	15	18	18
	裸麦	30	31	22	22	14	26	26	52	45
	小麥	44	45	44	43	41	51	54	63	62
	だいすき	39	32	26	30	27	31	37	38	33
	あづき	28	18	20	23	27	22	30	29	30
	かんしょ	14	7	11	10	6	6	54	6	9
	ばれいしょ	18	17	12	14	18	23	27	28	23
上牛鶏	なたね	40	45	95	109	100	98	91	102	90
	蘭	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	乳	93	93	95	94	93	96	97	97	96
	卵	66	67	70	76	76	59	72	70	67

第28表(ロ) 農産物の商品化率の推移（福島県）

(パーセント)

昭和年		37	38	39	40	昭和年		37	38	39	40
らっかせい	31	44	—	—	—	たまねぎ	61	58	57	55	
きゅうり	64	71	79	85	だいこん	25	24	26	28		
なす	38	43	53	47	にんじん	44	49	51	56		
とまと	86	92	93	92	りんご	96	95	96	96		
すいか	43	24	33	22	みかん	—	—	—	—		
はくさい	41	36	35	33	ななし	96	98	97	98		
きゃべつ	62	55	58	59	ぶどう	92	94	90	94		
ほうれんそう	75	77	77	66	もも	95	97	97	97		
ねぎ	51	59	54	58							

は35年を100とした指標、右の数字は生産物収益合計に対する百分比)。

こつ二つの表から、次のようなことがわかる。

(1) 福島県・中通り北部農業地域とともに、米の生産収益は年々増大しているにもかかわらず、農産物全収益に対する比重は、年々低下の傾向にある。

(2) 麦類・雑穀・豆類は、生産収益が年々低下の傾向にあり、したがって全生産収益に対する比重も年々低下の傾向にある。

第29表(イ) 生産物収益と農業所得の推移（福島県）

(単位：100万円)

	35年	36"	37"	38"
第一次生産物収益	米類 100.0 51.1	31,838 102.9 48.0	32,754 117.8 48.1	37,514 128.3 46.5
	麦類 100.0 5.3	3,310 82.2 4.0	2,720 91.8 3.9	3,037 72.4 2.7
	雑穀・豆類 100.0 3.2	1,966 88.9 2.6	1,749 88.0 2.2	1,730 89.5 2.0
	いも類 100.0 2.7	1,712 106.9 2.7	1,830 127.8 2.8	2,188 125.4 2.4
	野菜 100.0 7.9	4,899 140.5 10.1	6,882 131.8 8.3	6,456 144.2 8.1
	果樹 100.0 4.9	3,048 111.2 5.0	3,388 123.6 4.8	3,768 162.2 5.6
	花き 100.0 0	29 127.6 0.1	37 231.0 0.1	67 251.7 0.1
	工芸作物 100.0 7.7	4,817 112.9 8.0	5,438 151.3 9.4	7,288 200.8 11.0
	種苗・苗木類 100.0 0.3	172 105.2 0.3	181 223.8 0.5	385 147.7 0.3
	作物計 100.0 83.2	51,791 106.2 80.5	54,979 120.5 80.2	62,432 133.6 78.7
	養蚕 100.0 6.4	3,980 118.1 6.9	4,699 136.4 7.0	5,430 167.2 7.6
	畜産 100.0 9.7	6,016 133.5 11.8	8,033 155.5 12.0	9,352 189.2 13.0
	計 100.0 99.2	61,787 109.6 99.2	67,711 125.0 99.2	77,214 141.1 99.3
	加工農産物収益 100.0 0.8	489 112.1 0.8	548 131.5 0.8	643 122.5 0.7
	合計 100.0 100.0	62,276 109.6 100.0	68,259 125.0 100.0	77,857 141.0 100.0
	生産農業所得 100.0	41,534 107.1	44,540 124.5	51,774 58,971
	耕地面積(町) 100.0	212,248 100.4	213,073 100.3	212,815 100.2
	農業専従者数(人) 100.0	397,893 94.7	376,867 94.5	376,083 94.9
	商品生産比率(%) 64.4		68.0	69.2
				72.1

(3) これに対して、野菜・果樹・花き・工芸作物・種苗・苗木類等の作物および養蚕・畜産など、商品性の高い、いわゆる成長部門における生産収益の伸びは、いちじるしい。

第29表(四) 生産物収益と農業所得の推移（中通り北部農業地域）

(単位：100万円)

	35年	36〃	37〃	38〃	
第一次生産物収益	米類	3,279 100.0 31.8	3,166 96.6 28.7	3,786 115.5 30.2	3,989 121.7 28.2
	麦類	634 100.0 6.1	510 80.4 4.6	534 84.2 4.2	472 74.5 3.3
	雑穀・豆類	271 100.0 2.6	239 88.2 2.2	250 92.3 2.0	275 101.5 2.0
	いも類	273 100.0 2.6	295 108.1 2.7	335 122.7 2.7	408 149.5 2.9
	野菜	983 100.0 9.5	1,449 147.4 13.1	1,391 141.5 11.1	1,357 138.0 9.6
	果樹	2,247 100.0 21.8	2,311 102.8 20.9	2,554 113.7 20.4	3,387 150.7 23.9
	花き	12 100.0 0.1	12 100.0 0.1	17 141.6 0.2	13 108.3 0.1
	工芸作物	239 100.0 2.3	252 105.4 2.3	313 131.0 2.5	438 183.3 3.1
	種苗・苗木類	27 100.0 0.3	46 170.4 0.5	189 700.0 1.5	31 114.8 0.2
	作物計	7,965 100.0 77.2	8,280 104.0 74.9	9,369 117.6 74.8	10,370 130.2 73.3
	養蚕	1,101 100.0 10.7	1,277 116.0 11.6	1,457 132.3 11.7	1,783 161.9 12.6
	畜産	1,147 100.0 11.1	1,415 123.4 12.8	1,635 142.5 13.0	1,837 160.2 13.0
	計	10,213 100.0 98.9	10,972 107.4 99.2	12,461 122.0 99.4	13,991 137.0 98.9
加工農産物収益	109 100.0 1.1	87 79.8 0.8	72 66.1 0.6	149 136.7 1.1	
合計	10,322 100.0 100.0	11,059 107.2 100.0	12,532 121.4 100.0	14,139 137.0 100.0	
生産農業所得	6,426 100.0	6,996 108.9	7,833 121.9	9,346 145.4	
耕地面積(町)	29,329 100.0	29,268 99.8	29,184 99.5	28,931 98.6	
農業専従者数(人)	60,365 100.0	57,271 94.9	59,449 98.5	62,026 102.7	
商品生産比率(%)	62.5	65.1	66.7	71.6	

(4) これら成長部門のいちじるしい伸びによって、生産物収益は、3年間に福島県で41%，中通り北部農業地域で37%，同じく生産農業所得では、福島県で41.8%，中通り北部農業地域で45.4%の伸びを示している。

(5) 商品生産率も、3年間に福島県で7.7%，中通り北部農業地域で9.1%上昇している。

4. 兼業農家の増大と農家の所得構造の変動

4.1 兼業農家の増大と兼業構造の変動

戦後日本の方言社会の農業構造の変動をみていく上で、見のがしてならない第4の点は、兼業農家の急激な増大であろう。これを農林省の世界農林業センサスの資料によって全国と福島県および中通り北部農業地域の場合についてみると、第30表のようになる（表中各欄の下段の数字のうち、左側の数字は総戸数を100とする比率を示し、右側の数字は25年を100とする指數を示す）。

第30表 専兼業別農家数の推移

	昭和	総戸数	専業	第1種兼業	第2種兼業
全 国 (1,000戸)	25年	6,176 100.0 100.0	3,086 50.0 100.0	1,753 28.4 100.0	1,337 21.6 100.0
	35"	6,057 100.0 98.1	2,078 34.3 67.3	2,036 33.6 116.1	1,942 32.1 145.3
	40"	5,665 100.0 91.7	1,218 21.5 39.5	2,082 36.8 118.8	2,365 41.7 176.9
福 島 県 (100戸)	25"	1,667 100.0 100.0	981 58.8 100.0	427 25.6 100.0	259 15.5 100.0
	35"	1,712 100.0 102.7	703 41.1 71.7	613 35.8 143.5	395 23.1 152.6
	40"	1,658 100.0 99.4	428 25.8 43.6	717 43.2 167.8	513 30.9 197.9
中 通 り 北 部 (100戸)	25"	267 100.0 100.0	177 66.5 100.0	57 21.5 100.0	32 12.1 100.0
	35"	279 100.0 104.5	108 38.7 60.8	110 39.5 192.0	61 21.8 189.1
	40"	271 100.0 101.6	54 19.9 30.4	129 47.5 225.0	88 32.6 274.2

この表から、次のことがわかる。

(1) 総農家数は、昭和25年を基準として、昭和40年までの15年間に全国では8.3%，実数で51万戸減っている。しかし、福島県と中通り北部農業地域ではほとんど変わっていない。

(2) 専業農家は、全国および福島県・中通り北部ともに、急激に減少し、25

年を基準にして、以後15年の間に6割から7割程度減っている。中通り北部の専業農家は、特にその減りかたがひどい。

(3) 専業農家の減少とはうらはらに、第1種兼業農家と第2種兼業農家は、急激に増えてきているが、中でも第2種兼業農家の増加がいちじるしい。特に中通り北部は、第1種兼業・第2種兼業ともに急激な増加をみせている。

第31表(イ)(ロ)は、昭和35年と同40年の農林業センサスの結果によって、これ

第31表 家としての兼業種類別農家数の推移

(イ) 全 国

	第1種兼業		第2種兼業	
	35年 (1,000戸)	40年 (1,000戸)	35年 (1,000戸)	40年 (1,000戸)
総 戸 数	2,036 100.0	2,082 100.0	1,942 100.0	2,365 121.8
やとわ れ兼業	1,430 100.0	1,821 70.2	1,251 64.4	1,801 76.2
恒常的勤務者	875 100.0	841 43.0	956 49.2	1,258 131.5
季節出かせぎ	79 100.0	234 3.9	31 1.6	148 477.4
人夫日雇	475 100.0	745 23.3	264 13.6	395 149.6
自 営 兼 業	607 100.0	261 29.8	691 35.6	564 81.6

(ロ) 福 島 県

	第1種兼業		第2種兼業	
	35年 (100戸)	40年 (100戸)	35年 (100戸)	40年 (100戸)
総 戸 数	613 100.0	717 117.0	393 100.0	513 130.5
やとわ れ兼業	391 100.0	614 63.8	244 62.2	394 161.3
恒常的勤務者	224 100.0	241 36.5	173 44.1	258 149.2
季節出かせぎ	30 100.0	138 4.9	7 1.7	44 669.9
人夫日雇	138 100.0	235 22.5	65 16.5	92 142.3
自 営 兼 業	222 100.0	103 36.2	148 37.8	118 79.8

(八) 中通り北部

	第1種兼業		第2種兼業		
	35年 (100戸)	40年 (100戸)	35年 (100戸)	40年 (100戸)	
総 戸 数	110 100.0	129 100.0	61 100.0	88 100.0	
やとわれ兼業	総 数 恒常的勤務者 季節出かせぎ 人夫日雇 自 営 兼 業	90 54 9 27 20 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	117.2 130.4 104.4 225.3 151.6 57.5 100.0 81.9 49.1 8.0 24.8 18.1	91.2 56 20 15.4 32.0 8.8 100.0 43.8 2.2 1.2 14.6 32.0 100.0	41 31 1 9 13 19 70 52 5.7 14.3 19 21.1 144.9 168.0 380.5 141.4 95.8

ら第1種・第2種兼業の内容をみたものである。表中各欄の下段左側の数字は35年を100とする指數。同じく右側の数字は総戸数に対する百分比。

この表から次のことがわかる。

(1) 全国・福島県および中通り北部とともに、第1種兼業化よりも第2種兼業化のほうが進んでいる。

(2) 兼業化は、全国よりも福島県、福島県よりも中通り北部のほうがより一層進んでいる。この傾向は、第1種兼業よりも第2種兼業において顕著である（兼業という形での離農ではなく、家ぐるみの離農、または離村という形での離農については、第5節を見よ）。

(3) 自営兼業は、1種・2種の別を問わず、全国・福島県・中通り北部ともに減少し、かわってやとわれ兼業が増えている。

(4) やとわれ兼業の中では、恒常的勤務者のしめる比率が一番高い。季節出かせぎは、全体にしめる比重は小さいが、その増え方は、概して全国・福島県・中通り北部ともに、また、1種・2種の兼業別を問わず、顕著である。

以上は、専業・兼業の別を家の問題としてみてきた場合のことであるが、これを16才以上の農家の家族成員の問題として福島県だけについてみると、第32・33表のようになる。傾向は、家の問題としてみた場合とあまり変わらない。

第32表 農家の就業状態別家族員数（男女計）（福島県）

(単位：1,000)

	総 数	農業従事者			兼業専従	無業
		専従	農業主	兼業主		
昭35・2・1	690 100.0 100.0	435 63.1 100.0	47 6.8 100.0	65 9.4 100.0	45 6.6 100.0	98 14.2 100.0
36・12・1	663 100.0 96.0	386 58.3 88.8	54 8.1 114.3	73 11.0 112.5	49 7.4 108.2	101 15.2 103.0
37・12・1	647 100.0 93.7	361 55.8 82.8	62 9.6 131.4	75 11.6 116.5	47 7.2 103.1	102 15.8 104.8
38・12・1	652 100.0 94.4	368 56.5 84.6	65 9.9 137.5	73 11.3 113.6	44 6.8 97.7	101 15.5 103.3
39・12・1	653 100.0 94.6	345 52.8 79.2	73 11.1 153.9	75 11.5 115.8	46 7.1 102.5	115 17.6 117.3
40・2・1	636 100.0 92.2	246 38.7 56.6	68 10.7 144.2	80 12.6 123.8	52 8.1 114.3	91 14.2 92.7

第33表 兼業農家の兼業種類別従事者数（旧分類）（福島県）

(単位：1,000人)

	兼業従事者 総 数	やとわれ兼業				自営兼業
		総 数	恒 勤 常 務 者	季 節 出 ぎ	人夫日雇	
昭35・2・1	160 100.0 100.0	94 59.1 100.0	58 36.0 100.0	6 3.6 100.0	31 19.4 100.0	65 40.9 100.0
36・2・1	172 100.0 107.5	119 69.4 126.2	68 39.3 117.5	5 3.1 92.8	46 27.0 149.6	53 30.6 80.4
37・12・1	185 100.0 115.8	134 72.3 141.7	70 38.1 122.4	13 7.0 228.7	50 27.3 162.7	51 27.7 78.3
38・12・1	182 100.0 114.1	135 73.9 142.6	69 37.8 119.8	14 7.6 243.1	52 28.5 167.8	48 26.1 72.8
39・12・1	195 100.0 121.8	145 74.6 153.7	74 38.0 128.5	16 8.3 285.4	55 28.3 177.5	49 25.4 75.6
40・2・1	199 100.0 124.8	156 78.2 165.1	73 36.6 127.0	24 11.9 416.2	59 29.7 191.0	44 21.8 65.5

第34表は、16才以上の農家人口を年齢層×性別にみたものであり、第35表と第36表は、16才以上の農業従事者を基幹従事者と補助従事者とに分けて、それぞれを年齢層性別にみたものである。表中各欄の下段は百分比。第37表は、第34表のそれぞれの年齢層における男女数の比率の差を求めて表示したものであり、第38表は、第35表と第36表のそれぞれの年齢層における男女数の比率の差を示したものである。資料はすべて昭和39年度福島農林水産統計年報によった。

第34表 年齢×性別農家人口(雇人を除く)一昭和39年-

	16~19才		20~29才		30~39才		40~49才		50~59才		60才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
全 国 (1,000人)	1,179 50.8	1,142 49.2	1,783 43.5	1,895 51.5	2,037 48.6	2,156 51.4	1,597 46.0	1,875 54.0	1,457 46.6	1,671 53.4	2,097 46.3	2,437 53.7
東 北 (100人)	1,658 50.7	1,613 49.3	2,643 48.7	2,783 51.3	3,109 48.1	3,358 51.9	2,318 47.0	2,611 53.0	2,121 47.5	2,343 52.5	2,584 44.6	3,207 55.4
福 島 県 (10人)	3,371 50.7	3,284 49.3	5,213 47.7	5,714 52.3	6,601 47.9	7,170 52.1	5,140 48.1	5,542 51.9	4,264 45.5	5,102 54.5	6,259 45.1	7,619 54.9
中通り北部 (10人)	558 47.2	624 52.8	1,007 48.4	1,072 51.6	1,129 49.4	1,158 50.6	257 24.2	805 75.8	733 44.5	913 55.5	1,151 48.7	1,211 51.3

第35表 年齢×性別基幹事従事者数一昭和39年-

	16~19才		20~29才		30~39才		40~49才		50~59才		60才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
全 国 (100人)	1,151 53.8	989 46.2	5,384 36.5	9,380 63.5	9,678 36.7	16,716 63.3	8,187 35.8	14,686 64.2	8,678 43.5	11,284 56.5	11,335 61.4	7,131 38.6
東 北 (100人)	274 51.9	254 43.1	1,153 38.7	1,828 61.3	1,808 38.8	2,847 61.2	1,414 41.0	2,037 59.0	1,353 52.5	1,226 47.5	1,099 69.5	483 30.5
福 島 県 (10人)	665 63.3	385 36.7	2,614 40.2	3,884 59.8	4,051 38.7	6,404 61.3	3,323 40.8	4,816 59.2	2,837 47.3	3,164 52.7	2,880 65.9	1,492 34.1
中通り北部 (10人)	98 70.0	42 30.0	422 46.6	483 53.4	696 41.8	971 58.2	559 46.9	634 53.1	515 52.4	468 47.6	679 80.5	165 19.5

第36表 年齢×性別補助的従事者数一昭和39年-

	16~19才		20~29才		30~39才		40~49才		50~59才		60才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
全 国 (100人)	4,148 59.5	2,821 40.5	7,178 64.2	3,997 35.8	8,530 71.2	3,455 28.8	6,531 67.0	3,214 33.0	4,667 55.9	3,678 44.1	4,050 43.3	5,301 56.7
東 北 (100人)	478 59.4	327 40.6	800 68.0	377 32.0	989 74.3	342 25.7	731 64.1	410 35.9	548 47.1	616 52.9	544 46.4	629 53.6
福 島 県 (10人)	829 52.9	738 47.1	1,269 67.2	618 32.8	1,897 80.1	472 19.9	1,421 73.9	502 26.1	879 41.5	1,239 58.5	1,107 39.2	1,717 60.8
中通り北部 (10人)	100 49.3	103 50.7	152 46.8	173 53.2	320 73.4	116 26.6	126 50.8	122 49.2	107 31.5	233 68.5	130 35.3	238 64.7

これらの表から、次のことがわかる。

- (1) 20才以上の農家人口は、全国・東北・福島県・中通り北部ともに、どの年齢層でも女のほうが男よりも多い(第34表と第37表)。

第37表 年齢×性別農家人口における男の比率—女の比率

	16~19才	20~29才	30~39才	40~49才	50~59才	60才以上
全 国	1.6	-3.0	-2.8	- 8.0	- 6.8	- 7.4
東 北	1.4	-2.6	-3.8	- 6.0	- 5.0	-10.8
福 島 県	1.4	-4.6	-4.2	- 3.8	- 9.0	- 9.8
中通り北部	-5.6	-3.2	-1.2	-51.6	-11.0	- 2.6

第38表 基幹・補助従事者における男の比率—女の比率

	16~19才		20~29才		30~39才		40~49才		50~59才		60才以上	
	基幹	補助	基幹	補助								
全 国	7.6	19.0	-27.0	23.4	-26.6	42.4	-28.4	34.0	-13.0	11.8	22.8	-13.4
東 北	3.8	18.8	-22.6	36.0	-22.4	48.6	-18.0	28.2	5.0	- 5.8	39.0	- 7.2
福 島 県	26.6	5.8	-19.6	34.4	-22.6	60.2	-18.4	47.8	- 5.4	-17.0	31.8	-21.6
中通り北部	40.0	-1.4	- 6.8	6.4	-16.4	46.8	- 6.2	1.6	4.8	-37.0	61.0	-29.4

(2) 20才以上49才までの農業基幹従事者は、どの地域のどの年齢層でも男が女よりも少ない。同じ20才以上49才までの年齢層の補助的従事者では、中通り北部の20~29才層の場合だけを除いて、反対にどの年齢層でも男が女よりも多い。農業基幹従事者数と補助的従事者数の性別間の多い——少ないの関係は、(1)でみた農家人口の性別間の多い——少ないの関係よりも、概して非常に顕著である(第35・36・38表)。

(3) つまりこのことは、20才から49才までの働きざかりの年齢層では、農家の中で、農業に主となって従事するのは、概して男よりも女が多く、男は、概してこの女を補助する立場に立つものが多い、ということを意味している。兼業化の進行とともに、一家の中でも働きざかりの男子労働力が通勤兼業や出かせぎの形で他産業へ流出し、農業労働力が女子化して行く傾向は、このような点にもはっきりと現われているのである。

4.2 兼業収入の増大

兼業農家の増大は、農家の兼業収入を増大させる。とりわけ自営兼業が減少して、やとわれ兼業が増加したことは、兼業収入の中にしめる労賃・俸給・手当等の比重を大きくすることになる。第39表は、昭和32年度以降の全国農家1戸あたりの、そして第40表は、昭和24年度以降の福島県の農家1戸あたりの農

第39表 農家所得の農業・農外所得別構成（全国農家1戸あたり）

(単位：1,000円)

	農 家 所 得	農 業 所 得	農 外 所 得	うち労賃・俸給 手 当 収 入
32 年度	342.5 100.0 100.0	194.6 56.8 100.0	147.9 43.2 100.0	103.0 30.1 100.0
33	350.3 100.0 102.3	197.7 56.4 101.6	152.6 43.6 103.2	113.4 32.4 110.1
34	375.0 100.0 109.5	209.0 55.7 107.4	166.0 44.3 112.2	124.2 33.1 120.6
35	409.5 100.0 119.6	225.2 55.0 115.7	184.3 45.0 124.6	136.1 33.2 132.1
36	459.5 100.0 134.2	236.7 51.5 121.6	222.8 48.5 150.6	168.6 36.7 163.7
37	525.4 100.0 153.4	269.8 51.4 138.6	255.6 48.6 172.8	198.8 37.8 193.0
38	584.9 100.0 170.8	288.8 49.4 148.4	296.1 50.6 200.2	237.0 40.5 230.1
39	666.6 100.0 194.6	318.8 47.8 163.8	347.8 52.2 235.0	278.5 41.8 270.4

家所得における農業・農外所得別構成の推移を示す。資料は、福島農林水産統計年報によった。表中各欄の下段左側の数字は農家所得に対する百分比。右側の数字は32・24年度を100とする指数。

この二つの表から、次のことがわかる。

(1) 32年度から39年度までの7年間に、全国農家1戸あたりの所得は、ほぼ2倍にまで伸びている。これを農業・農外の所得別にみると、7年間に農業所得は1.64倍、農外所得は2.35倍。農外所得の伸びのほうが著しい。とりわけ農外所得のうち労賃・俸給・手当などのやとわれ兼業所得は、7年間に2.70倍と、農業所得の1.64倍をはるかに上回っている。したがって、農家所得の構成比の上で32年度には農業所得が農外所得を13.6%上回っていたものが、年を追うごとに、その差がちぢまり、38年以降は、逆に農外所得が農業所得を上回るようになる。労賃・俸給・手当等の兼業所得も、32年度には農家所得の30%にすぎなかつたものが、39年度には42%近くをしめるようになったのである。

(2) 福島県の場合も、事情は全国の場合とほぼ同じである。24年度から39年度までの15年間に、農家1戸あたりの所得はほぼ3.7倍になっている。これを農業・農外に分けてみると、農業所得は2.7倍、農外所得は6.3倍、農家所得の

第40表 農家所得の農業・農外所得別構成（福島県、農家1戸あたり）

(単位：1,000円)

	農 家 所 得	農 業 所 得	農 外 所 得	うち労賃・俸給手当収入
24 年度	168.0 100.0 100.0	122.0 72.6 100.0	46.0 27.4 100.0	—
25	194.7 100.0 115.9	142.7 73.3 117.0	52.0 26.7 113.0	—
26	244.0 100.0 145.2	180.5 74.0 148.0	63.5 26.0 138.0	—
27	297.3 100.0 177.0	218.9 73.6 179.4	78.4 26.4 170.4	—
28	293.7 100.0 174.8	201.6 68.6 165.2	92.1 31.4 200.2	—
29	326.7 100.0 194.5	229.3 70.2 188.0	97.4 29.8 211.7	—
30	367.0 100.0 218.5	272.1 74.1 223.0	94.9 25.9 206.3	—
31	363.9 100.0 216.6	260.0 71.4 213.1	103.9 28.6 225.9	—
32	343.0 100.0 204.2	213.2 62.2 174.8	129.8 37.8 282.2	74.0 21.6 100.0
33	330.0 100.0 196.4	211.3 64.0 173.2	118.8 36.0 258.3	72.9 22.1 98.5
34	367.8 100.0 218.9	232.5 63.2 190.6	135.3 36.8 294.1	84.9 23.1 114.7
35	406.0 100.0 241.7	259.2 63.8 212.5	146.8 36.2 319.1	96.9 23.9 130.9
36	462.4 100.0 275.2	272.3 58.9 223.2	190.1 41.1 413.3	124.6 26.9 168.4
37	505.1 100.0 300.7	309.8 61.3 253.9	195.3 38.7 424.6	130.0 25.7 175.7
38	610.0 100.0 363.1	364.2 59.7 298.5	245.8 40.3 534.3	165.0 27.0 223.0
39	618.1 100.0 367.9	327.2 52.9 268.2	290.9 47.1 632.4	210.7 34.1 284.7

伸びは、農業所得の伸びを断然上回っているのである。したがって、農業所得の構成比の上で、農外所得は、24年度には農業所得を45.2%も下回っていたものが、年をおうごとに、その差がちぢまり、39年度には47.1%と、全国の場合には及ばないが、それでも農家所得のほぼ半分近くをしめるまでに至るのである。

24年度から31年度までの労賃・俸給・手当などのやとわれ兼業所得に関する資料をまだ集めていないが、32年度以降だけについてみると、39年度までの7

年間に、これらやとわれ兼業所得は、32年度の2.8倍になっている。これに対して、同じ7年間に農家所得はわずか1.8倍、農業所得は1.5倍、農外所得の全体は2.2倍の伸びしか示していない。やとわれ兼業所得の伸びは、福島県の場合でも非常に顕著なのである。

5. 農業就業人口の減少

戦後日本の方言社会の農業構造の変動をみていく上で、見のがしてならない第5の点は、農業から他産業(第2・3次産業)への大幅な労働人口の移動である。それが一つには、兼業農家(とりわけ第2種兼業農家・やとわれ兼業農家)の激増となって現われたことは、前節でみたとおりである。

昭和25年・30年・35年・40年の国勢調査の資料によって、労働人口と農業就業人口の推移をみると、第41表・42表のようになる。また農林省の農林業センサスの資料によって、昭和25年・35年・40年における農家人口と農家数の推移をみると、第43・44表のようになる。表中各欄下段の数字は25年を100とする指標。

農業から他産業への労働力の移動、つまり離農の形態には、それが家ぐるみの離農であるか、家族の中の特定の個人だけの離農であるか、また、離村とい

第41表 労働人口の推移

	昭和25年	30〃	35〃	40〃	40年—25年
全 国 (1,000人)	35,626 100.0	39,261 110.2	43,691 122.6	47,629 133.7	12,003
福 島 県 (100人)	9,074 100.0	9,228 101.7	9,313 102.6	9,223 101.6	149
福 島 北 部 (100人)	1,425 100.0	1,565 109.8	1,634 114.6	1,718 120.5	293

第42表 農業就業人口の推移

	昭和25年	30〃	35〃	40〃	40年—25年
全 国 (1,000人)	16,102 100.0	14,890 92.5	13,121 81.5	10,852 67.4	-5,250
福 島 県 (100人)	5,397 100.0	5,052 93.6	4,524 83.8	3,891 72.1	-1,506
福 島 北 部 (100人)	799 100.0	802 100.3	711 88.9	604 75.6	- 195

第43表 農家人口の推移

	昭和25年	35 "	40 "	40年—25年
全 国 (1,000人)	37,997 100.0	34,546 90.9	30,114 79.3	-7,883
福 島 県 (100人)	11,703 100.0	11,183 95.6	10,001 85.5	-1,702
福 島 北 部 (100人)	1,845 100.0	1,745 94.6	1,595 86.4	- 250

第44表 農家数の推移

	昭和25年	35 "	40 "	40年—25年
全 国 (1,000戸)	6,179 100.0	6,057 98.1	5,665 91.7	-511
福 島 県	166,725 100.0	171,176 102.7	165,765 99.4	-960
福 島 北 部	26,693 100.0	27,875 104.5	27,106 101.6	413

う形での離農であるか、在村（または在宅）という形での離農であるかによつて、次の四つの型がある。

- a. 家ぐるみ・離村
- b. " " ·在村
- c. 個人・離村
- d. " " ·在村

この観点から、上の四つの表を眺めてみると、次のようなことがわかる。

(1) 離農は、家ぐるみの形で行なわれることは少なく、個人の形で行なわれることが多い。昭和25年と40年の間で、農家数と農業就業人口の推移を比較すると、全国では、農家数が指数でわずか8.3(51万戸)しか減少していないのに対して、農業就業人口では指数で32.6(525万人)も減少している。福島県の場合は、農家数で指数がわずか0.6(960戸)しか減っていないのに、農業就業人口は指数が27.9(15万人)も減っている。福島北部に至っては、逆に農家数が指数で1.6(413戸)増えているのに、農業就業人口は指数で24.6(19,500人)も減っているのである。

(2) 福島県は、同北部よりも離農が離村という形で行なわれる程度が高いら

しい。労働力人口の総数は、25年から40年の間に、全国では指数で33.7(1,200万人)も増えているのに、福島県全体ではわずかに指数で1.6(約1万5千人)しか増えていない。このことは、他の条件が同じである限り、昭和25年の福島県の労働人口のほぼ3割にあたる27万人前後の労働力が、この方言社会の外へ流出しているのであろうことを推測させる。これに対して、福島北部の場合は、労働人口が指数で20.5(約2万9千人)増えている。これは、全国の指数の伸び33.7には及ばないが、福島県全体の労働人口の伸びをはるかに上回っている。つまりこのことは、福島北部の産業構造が、福島県全体の産業構造とはちがって、自己の方言社会の外へ労働人口が流出するのをくいとめる、かなりの実力をもっていることを示すものなのだろう。

(3) 農業就業人口の推移と農家人口の推移を比較すると、全国と福島県・同北部の方言社会ともに、農家人口の減りかたのほうが、農業就業人口の減りかたよりも、その減りかたの程度が相当にゆるい。このことは、農家の成員のまでの離農、つまり農家としては兼業(特に通勤やとわれ兼業)という形での離農が、離村(離家といったほうが適切か)の形での離農とともに広汎に行なわれているのであろう、という推測を成りたたせる。

これらの離農・離村の問題は、戦後日本の方言社会における広汎な人口の移動・流動の問題として、ほかの事柄と合わせて、あとの機会にもっとくわしく考えてみる予定である。

6. 農家の消費構造の変動

福島県と同北部も含めて、戦後日本の方言社会全体の農業構造の変動を、(1)農地その他の生産手段の所有関係の変動、(2)農業経営に対する投資の増大、(3)農業生産力の増大と商業的農業の展開、(4)兼業農家の増大と農家の所得構造の変動、(5)農業就業人口の減少の5点にしづらって、その概観的な記述を行なってきた。ここで、最後にもう一つ、以上の農業構造の変動という事実の上に立って、戦後日本の方言社会の農家の消費構造がどのように変動してきたか。これを、主として農家家計費の調査をもとにして、概観しておこうと思う。

農林省の農家経済調査報告の資料によって、昭和24年から同39年までの16年

第45表 農家一戸あたりの家計費の推移(全国)

(単位:1,000円)

	24年	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
飲食費	79.5 100.0	89.8 113.0	110.4 138.9	123.3 155.1	134.1 168.7	144.0 181.1	149.2 187.7	151.7 190.8	147.9 185.0	143.3 185.5	150.2 183.9	153.9 193.6	164.4 205.8	175.6 220.9	192.2 241.8	212.2 266.9
穀類	42.9 100.0	53.2 124.0	64.8 151.0	71.7 167.1	75.9 176.9	80.8 188.3	84.9 197.9	91.9 175.3	75.2 175.1	75.1 172.7	74.1 167.6	72.3 168.5	71.9 174.1	74.7 185.5	79.6 185.5	85.9 200.2
その他	36.6 100.0	45.6 103.0	51.6 124.6	51.6 141.0	58.2 159.0	63.2 172.7	64.3 175.7	66.8 182.5	72.7 198.6	73.2 200.0	76.1 207.9	81.6 223.0	92.5 252.7	100.9 215.7	112.6 215.7	126.3 245.1
生活費	4.7 100.0	4.2 89.4	4.8 102.1	5.5 117.0	5.9 125.5	6.1 129.8	6.3 134.0	6.5 138.3	6.5 138.3	6.7 142.6	6.8 144.7	6.8 144.7	7.2 144.7	7.7 153.2	8.3 163.8	8.5 176.6
被服費	16.9 100.0	19.4 114.8	26.9 159.2	31.6 187.0	35.6 210.7	34.2 202.4	34.1 201.8	34.6 201.7	35.2 207.7	35.1 221.3	37.4 246.2	41.6 277.5	46.9 303.0	51.2 336.1	56.8 363.9	61.5
家計光熱水道料	11.0 103.0	11.0 100.0	12.4 112.7	13.8 125.5	14.6 132.7	15.0 136.4	15.0 136.4	15.5 136.4	15.5 140.9	14.8 134.5	15.4 140.0	17.2 156.4	17.2 174.5	22.1 200.9	24.1 219.1	26.5 240.9
住居費	17.4 100.0	17.2 98.9	21.4 123.0	26.6 152.9	31.6 181.6	36.4 203.2	36.5 209.8	37.6 216.1	35.7 213.8	37.2 255.7	44.5 295.7	51.1 375.3	65.3 402.9	70.1 456.9	79.5 537.4	93.5
保健教育文化費	14.4 100.0	15.8 102.7	19.3 134.0	25.8 179.2	30.0 208.3	33.0 229.2	35.4 245.8	37.9 263.2	40.0 277.8	42.0 291.7	45.4 315.3	49.1 341.0	56.3 391.0	66.3 460.4	76.9 534.0	89.6 622.2
雑費	11.8 100.0	12.5 105.9	15.4 130.5	19.4 164.4	22.5 190.7	24.2 205.1	25.2 213.6	26.0 220.3	26.5 224.6	26.5 225.4	29.1 245.6	34.5 292.4	38.5 326.3	47.2 400.0	55.8 472.9	65.6 559.9
臨時費	5.4 100.0	5.7 105.6	7.2 133.3	9.7 179.6	11.6 214.8	12.1 224.1	13.2 244.4	13.9 238.9	14.6 246.3	14.6 270.4	14.6 287.0	15.5 351.9	19.0 390.7	21.1 424.1	22.9 488.9	
合計	161.1 100.0	175.6 107.0	217.8 153.7	255.7 177.5	285.9 189.3	305.0 195.3	314.7 200.0	322.2 199.0	320.6 201.9	325.3 213.2	343.4 229.5	369.7 358.7	416.8 286.3	461.3 320.6	516.5 362.4	583.8
エンゲル係数	49.3 51.1	50.7 50.7	48.2 46.9	47.2 46.9	47.4 46.1	47.1 46.1	47.4 45.6	47.4 43.8	47.4 41.6	47.4 39.6	47.4 39.4	47.4 38.1	47.4 37.2	47.4 36.3	47.4 36.3	

第46表 農家一戸あたりの家計費の推移（福島県）

(単位：1,000円)

	24年	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
飲食費計	86.0	98.8	124.8	141.8	157.2	169.4	174.8	178.3	166.6	167.8	170.8	175.9	187.6	200.3	220.0	245.8
主食費計	100.0	114.9	145.1	164.9	182.8	197.0	203.2	207.3	193.7	195.1	198.6	204.5	218.1	232.9	255.8	285.8
米	36.0	46.4	56.7	65.4	66.5	71.2	76.0	77.3	71.2	72.2	72.4	73.4	74.2	77.1	85.3	94.8
麦	100.0	128.9	157.5	181.7	184.7	197.8	211.1	214.7	197.8	200.6	201.1	203.9	206.1	214.2	236.9	263.3
雜穀類	0.6	0.6	1.0	0.7	0.7	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.8	0.6	0.7
いも類	1.0	2.4	4.7	4.6	5.7	4.9	4.4	4.0	3.5	3.5	3.6	3.6	3.5	3.9	4.2	3.5
副食費計	17.6	17.2	22.9	26.4	32.2	34.2	33.9	37.2	34.1	35.2	37.1	39.3	47.7	51.2	56.6	63.2
豆類	1.3	1.5	2.9	3.0	2.9	3.1	3.0	3.4	2.7	2.6	3.0	3.1	3.0	3.2	3.4	3.6
蔬菜・漬物	9.6	7.8	9.3	9.4	13.4	13.5	12.0	12.5	10.7	11.3	11.3	11.9	14.8	15.4	15.6	18.7
海草・乾物	100.0	81.3	96.9	97.9	139.6	140.6	125.0	130.2	111.5	117.7	117.7	124.0	154.2	160.4	162.5	194.8
魚介	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	1.3	1.4	1.6	2.0
肉卵乳	4.8	5.0	6.1	7.6	8.2	9.0	8.9	9.9	10.7	10.1	10.9	11.8	13.8	16.0	18.8	19.9
加工食品	100.0	104.2	127.1	158.3	170.8	187.5	185.4	206.2	222.9	210.4	245.8	287.5	333.3	391.7	414.6	
調味料・し好品・その他計	22.2	23.0	29.5	34.1	37.6	43.1	45.0	46.0	44.1	43.1	43.9	45.7	49.7	55.7	62.1	71.9
調味料	12.7	12.5	16.4	15.6	16.6	18.6	18.5	18.5	16.4	14.6	14.2	14.2	14.3	15.9	17.0	17.3
油脂	—	—	—	2.3	2.3	2.7	2.9	2.6	2.1	2.2	2.1	2.6	2.5	2.5	2.5	2.6
酒類	2.9	3.7	4.4	5.0	6.0	7.0	7.8	8.2	8.1	7.9	9.2	9.1	10.1	11.9	13.7	15.6
煙草	100.0	127.6	151.7	172.4	205.9	241.4	269.0	282.8	279.3	272.4	317.2	313.8	348.3	410.3	472.4	537.9
茶菓子・果物・飲料	4.2	3.7	4.3	5.1	5.1	5.2	5.7	5.8	5.6	6.0	5.8	5.7	5.9	7.0	8.6	9.4
共同外食・学校給食	2.2	2.9	4.0	5.6	6.9	8.8	9.2	10.0	10.6	10.9	12.0	14.4	15.2	16.9	21.7	
被服費計	0.2	0.2	0.4	0.5	0.7	0.8	0.9	0.9	1.3	1.5	2.1	2.5	3.2	3.5	5.3	
衣料品	15.5	17.7	23.3	31.4	32.5	33.5	34.2	34.5	30.9	30.5	35.0	40.7	44.0	45.5	56.3	59.5
履物装身具	100.0	118.4	157.6	214.4	219.2	229.6	227.2	234.4	202.4	201.6	237.6	272.8	298.4	301.6	379.2	400.8
家計光熱水道費計	12.5	14.8	19.7	26.8	27.4	28.7	28.4	29.3	25.3	25.2	29.7	34.1	37.3	37.7	47.4	50.1
住居費計	16.4	13.3	13.7	14.8	15.2	16.0	16.2	15.7	16.5	17.1	18.4	18.8	20.3	22.9	26.2	29.8
借地・借家料・住宅維持修繕費	100.0	81.1	83.5	90.2	92.7	97.6	98.8	95.7	100.6	104.3	112.2	114.6	123.8	139.6	159.8	181.7
家具・什器	19.0	17.3	20.3	29.5	31.7	40.1	39.4	44.2	20.7	18.9	23.9	31.8	38.5	59.1	60.7	76.5
保健教育文化費計	100.0	90.1	101.7	147.1	169.4	225.6	224.0	352.9	63.6	75.2	78.5	73.6	136.4	146.4	192.6	214.3
保健衛生費	6.9	6.4	8.0	11.7	11.2	12.8	12.3	13.6	13.0	11.2	14.8	22.3	29.6	42.6	49.5	58.8
交通通信費	14.0	13.1	16.8	22.8	26.6	31.6	33.0	35.5	41.3	42.4	46.8	48.5	55.5	61.5	68.0	81.2
交通費	100.0	93.6	120.0	162.9	190.0	225.7	235.7	253.6	295.0	302.9	334.3	346.4	396.4	439.3	485.7	580.0
学校教育費	6.0	4.9	6.1	7.9	8.6	10.6	9.9	10.6	11.6	12.9	13.1	16.2	17.4	20.1	20.1	23.3
教養娯楽費	1.9	2.0	2.5	3.3	3.8	4.6	4.9	5.5	6.3	7.1	8.1	7.8	8.6	8.8	9.4	11.3
通信費	100.0	105.3	131.6	173.6	200.0	242.1	257.9	289.5	331.6	373.7	426.3	410.5	452.6	463.2	494.7	594.7
学費	1.6	1.7	2.1	2.7	3.2	3.9	4.1	4.7	5.5	6.1	7.1	6.8	7.2	7.3	7.8	9.4
通信費	100.0	106.3	131.3	168.8	200.0	243.8	256.3	293.8	343.8	381.3	443.8	425.0	450.0	456.0	487.5	587.5
学費	0.3	0.3	0.4	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.4	1.5	1.6	1.9
学校教育費	3.5	3.5	4.5	5.8	7.1	8.6	9.9	10.3	12.6	11.7	12.5	9.5	12.0	15.3	18.1	20.2
教養娯楽費	2.6	2.7	3.7	5.8	7.1	7.8	8.3	9.1	10.8	10.7	13.1	15.0	17.5	17.3	20.4	26.4
雜費	13.8	12.2	15.4	22.7	23.4	26.3	28.4	31.1	34.0	32.7	37.2	44.2	—	51.9	72.1	81.3
交際費	100.0	88.4	111.6	164.5	169.6	190.6	205.8	225.4	246.4	237.0	269.6	320.3	—	376.1	522.5	589.1
贈答費	6.5	6.6	7.9	11.6	13.3	16.5	18.7	19.9	23.4	21.7	25.4	30.9	28.4	30.5	40.4	42.5
諸会合・来客費	1.1	1.0	1.0	1.5	1.5	2.3	1.7	1.8	1.7	1.6	1.9	1.9	2.3	2.1	2.8	2.8
家計雑費	5.8	4.6	6.5	9.6	8.6	7.5	8.0	9.4	8.9	9.4	9.9	11.4	—	19.4	28.9	36.0
臨時費	4.7	4.6	5.6	12.0	10.0	9.0	14.6	11.1	16.2	16.1	16.1	17.0	21.0	19.4	23.0	24.2
記入もれ	—	0.1	0.1	0.5	—	0.1	—	—	0.1	0.1	0.2	—	—	—	—	—
合計	169.0	176.9	220.1	275.0	296.8	326.1	340.5	350.5	326.5	325.5	348.3	377.1	416.1	460.1	526.3	598.2
エンゲル係数	50.9	55.9	56.7	51.6	53.0	51.9	51.3	50.9	51.0	51.6	49.0	46.6	45.1	43.5	41.8	41.1

第47表 農村家計用品物価指数

		26年 下	26年 上	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	39年 下	39年 上
飲食費	28.27	85.7	—	—	97.4	96.9	96.1	94.1	95.7	100.0	104.4	109.6	119.5	126.5	40.8	—	—	
米類(主食)	3.89	82.1	87.5	99.1	102.8	99.6	96.3	101.1	101.9	100.5	100.0	102.8	106.7	114.6	122.7	40.6	40.6	
麦類(主食)	2.39	80.0	87.5	100.8	104.0	99.4	94.1	101.5	102.7	100.6	100.0	101.1	105.1	116.0	125.8	45.8	45.8	
その他食料(非主食)	1.50	86.5	87.5	95.8	95.8	100.7	100.1	100.3	100.3	100.2	100.0	105.5	107.6	112.3	117.9	31.4	31.4	
豆類	24.38	96.3	94.1	91.9	99.8	97.0	95.3	92.8	94.9	100.0	104.7	110.1	120.3	127.1	30.8	30.8	30.8	
豆類	0.09	87.3	86.6	90.9	105.4	99.1	87.1	102.8	98.2	93.9	100.0	123.6	136.0	161.0	151.7	64.4	64.4	
豆類	0.11	113.1	106.1	103.6	128.9	104.5	105.9	110.4	102.4	103.2	100.0	100.8	100.3	114.6	135.1	22.0	22.0	
豆類	0.70	68.6	69.2	89.2	95.6	81.7	85.0	91.3	92.0	86.2	100.0	130.4	136.0	142.8	148.3	79.7	79.7	
草・乾穀類	0.66	63.4	64.2	68.9	78.2	76.6	78.7	84.8	92.3	94.0	100.0	100.3	102.2	117.8	158.2	94.8	94.8	
乳脂類	5.50	85.6	80.9	82.8	86.7	83.0	88.7	89.0	86.7	90.8	100.0	104.9	112.9	128.4	145.8	60.2	60.2	
卵類	2.24	93.1	87.2	91.4	96.1	89.5	91.5	92.0	88.4	90.7	100.0	105.9	111.2	116.9	117.8	24.7	24.7	
野菜類	4.21	101.0	105.1	105.9	113.8	113.4	104.9	104.9	104.3	100.8	100.0	112.5	123.7	137.6	139.9	28.9	28.9	
魚肉類	2.06	102.5	89.9	87.3	100.7	97.6	95.1	95.9	96.6	96.0	100.0	107.7	117.9	117.2	147.7	147.7	147.7	
加工料・油酒類	3.00	103.4	112.7	98.9	103.4	104.5	102.8	102.7	99.8	100.0	100.0	102.8	95.3	97.1	99.6	-3.8	-3.8	
調味料・酒類	3.45	104.2	108.9	101.7	113.5	112.4	107.8	95.8	91.0	96.0	100.0	97.7	94.3	105.2	109.3	5.1	5.1	
被服類	2.36	121.4	101.5	105.3	101.7	99.7	99.9	101.3	98.6	98.7	100.0	103.4	106.6	111.3	115.4	-6.0	-6.0	
器具・什器類	18.53	121.4	101.5	105.3	101.7	99.7	99.9	101.3	98.6	98.7	100.0	103.4	106.6	111.3	115.4	-6.0	-6.0	
器具・什器類	4.65	72.5	86.5	91.6	92.3	94.2	95.8	100.2	96.6	96.5	100.0	106.1	108.4	110.0	110.7	38.2	38.2	
器具・什器類	23.55	78.8	86.0	93.7	95.5	92.0	94.2	97.5	95.4	97.5	100.0	105.9	106.4	108.4	109.5	30.7	30.7	
器具・什器類	9.76	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
器具・什器類	13.79	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
器具・什器類	25.00	71.2	81.2	86.1	88.9	90.6	92.5	94.2	95.4	99.4	100.0	105.0	112.3	118.3	122.8	51.6	51.6	
生活必需品	7.13	86.1	88.7	90.0	91.7	92.2	92.1	93.0	96.0	99.2	100.0	110.9	124.0	129.2	135.7	49.6	49.6	
通信機器	3.23	67.1	82.1	89.0	89.0	89.0	89.0	100.0	100.0	100.0	100.0	110.8	110.8	110.8	43.7	43.7		
保健衛生用品	4.39	60.5	74.5	82.7	85.3	83.0	97.0	96.3	97.3	99.3	100.0	99.5	101.5	105.6	109.4	48.9	48.9	
保育用品	7.32	49.0	67.3	75.5	82.7	87.0	87.2	87.6	88.4	99.3	100.0	105.1	113.0	126.1	132.8	83.8	83.8	
教育用品	2.93	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	
文化用品	100.00	89.0	89.7	93.4	96.1	94.8	95.5	97.0	97.7	100.0	105.3	109.0	114.7	118.8	29.8	29.8		
購入品合計	90.6	93.0	95.9	98.7	96.2	96.6	98.7	97.2	100.0	104.9	107.8	112.8	115.8	115.8	115.8	25.2	25.2	

間における全国農家一戸あたりの平均年間家計費を費目ごとに整理してみると、第45表のようになる。同じこの16年間における福島県の農家一戸あたりの家計費を、福島農林水産計年報の資料によって、やや細かく整理してみると、第46表のようになる。表中各欄下段の数字は24年を100とする指數。福島県の24年以前の資料、および福島北部の、この16年間にわたる農家家計費の資料は、現在まだ集めることができないでいる。なお家計費の変動に与える物価の影響を考慮に入れるために農林省の農村物価賃金調査報告の資料によって、昭和26年以降同39年までの14年間における農村家計用品物価指數の変動の状況をみると、第47表のようになる。昭和26年以前の全国資料、および戦前・戦後の福島県・同北部に関する資料は、現在まだ集めることができないでいる。

これら三つの表から、次のことがわかる。

(1) 家計用品の総合物価指數は、昭和26年から同39年までの14年間に、29.8上昇している(第47表)が、家計費合計欄では、昭和24年から同39年までの16年間に、指數が全国で262.4、福島県で254.0上昇している(第45・46表)。つまり農家の家計費の伸びは、全国の場合も、福島県の場合も、物価の上昇をはるかに上回っているのである。

(2) これを費目別にみると、まず飲食費では、物価指數は、26年からの14年間に40.8上昇しているが、飲食費そのものの指數は、24年からの16年間に、全国的で166.9、福島県で185.8上昇している。主食・非主食別にみると、福島県では主食費の指數は、16年間に139.1、副食費の指數は259.1、調味料・し好品・その他計の指數は223.9と、副食費や調味料・し好品・その他計の支出の伸びのほうが、主食費の支出の伸びをはるかに上回っている。これは、全国の場合も同じで、ほぼ主食に相当する穀類の支出の指數の伸びが、16年間に100.2であるのに対して、非主食、つまり福島県の副食や調味料・し好品・その他計の項目にあたる、その他の項の支出の指數が同じ16年間に245.1の伸びを示している。この間26年からの14年間における物価指數の伸びは、穀類(主食)で40.6、その他食料(非主食)で30.8。前者の物価上昇の程度のほうが、後者よりも高い。もっとも、いもは、第46表では主食に、第47表では非主食になっているが、飲食費全体に対してしめるいものウェイトは、わずか0.09。この程度

のくいちがいは、無視しても、さしつかえないだろう。

それでは、非主食の中でも、どのようなものが伸びているのか。福島県の場合について、やや細かくみてみると、蔬菜・漬物（支出の指数の伸びが94.8。以下同じ。）、豆類(176.9)、調味料(36.2)などの支出の伸びがそれほどでないのに対して、肉卵乳(1,190.1)、加工食品(1,100.0)、魚介(314.6)、海草・乾物(400.0)、酒類(437.9)、茶菓子・果物・飲料(886.4)、共同外食・学校給食(2,550.0)などの項目の支出が著しく伸びているのである。

(3) 被服費の物価指数は、26年に比べれば、39年にはむしろ下がっているのに、被服費の支出の指数は、全国で263.9、福島県で283.9だけ増えている。これを衣料品（和・洋服、シャツ、下着類など）と履物装身具（下駄・くつ・かさ・えりまき・カバン・アクセサリーなど）の二つに分けて、福島県だけについてみると、支出の指数の伸びは、前者で300.8、後者で210.0になっている。

(4) 住居費の物価指数は、26年に比べれば、39年で30.7上昇している。これに対して、住居費の支出の指数の伸びは、24年からの16年間に、全国で437.4、福島県で302.6である。これを福島県だけについて、借地借家料・住宅維持修繕費と家具・什器費の二つに分けてみると、前者で46.3、後者で752.2の指数の伸びとなっており、とりわけ後者の伸びが顕著である。これは、テレビ・洗濯機・冷蔵庫・扇風機・オートバイなどの耐久消費財が急速に普及してきていることを物語っている。

この点についての福島県に関する資料はまだ集めていないが、試みに農林省の昭和40年度農業白書から昭和年35度以降40年度までの全国の農家に関する資料を引用すると、第48表のようになる。

人口5万以上の都市や全国非農家の普及率には及ばないが、40年2月現在で洋服ダンスの普及率が53.9%，ミシンが74.7%，テレビが89.2%，オートバイ・スクーターが45.9%，電気洗濯機が58.6%，電気冷蔵庫が25.7%，電気こたつが37.4%などなど。耐久消費財は、全国の農家に急速に普及してきているのである。

(5) 保健衛生・交通通信・教育・修養娯楽などを内容とする雑品の物価指数の伸びは、昭和26年からの14年間に51.6である。他方これらの項目を含む保健

第48表 主要耐久消費財の普及率

(۱۷۸)

洋服 だんす		ミシン		ビレ		テレ		オルガ		オストバ		ガススト		石油スト	
部屋		35年2月		33.5		54.9		11.4		—		11.5		9.1	
部屋	36・2	36・2	45.5	60.1	28.5	—	1.3	11.5	9.1	1.3	8.7	—	—	—	—
	37・2	37・2	42.9	62.8	48.9	—	1.8	20.0	14.2	2.5	14.5	—	—	—	—
	38・2	38・2	46.3	67.1	69.0	0.4	2.5	27.5	19.4	4.8	22.9	2.6	—	*7.7	12.4
	39・2	39・2	46.3	70.5	81.7	0.3	3.0	33.4	25.0	8.5	32.0	5.3	—	*12.1	18.0
	40・2	40・2	53.9	74.7	89.2	0.5	4.3	38.7	29.3	14.5	47.0	6.9	1.0	1.3	22.9
家	35・2	35・2	58.5	69.5	44.7	2.0	5.9	9.6	31.0	10.1	40.6	7.7	9.4	11.8	—
	36・2	36・2	63.9	74.1	62.5	2.7	8.0	13.5	41.8	17.2	50.2	15.4	10.9	13.4	7.7
	37・2	37・2	66.2	75.8	79.4	3.3	9.8	14.8	48.4	28.0	58.1	24.5	12.3	16.9	15.2
	38・2	38・2	70.2	79.1	88.7	3.7	12.1	15.6	52.9	39.1	66.4	33.1	14.0	20.0	28.6
	39・2	39・2	74.1	80.3	92.9	4.1	13.6	16.6	55.7	54.1	72.2	40.8	13.4	21.3	40.6
部屋	40・2	40・2	70.2	78.6	90.4	3.5	11.5	18.7	56.5	48.0	67.3	35.0	10.9	16.6	36.3
	41・2	41・2	72.9	78.5	90.3	4.6	13.2	20.4	57.6	62.4	72.7	41.4	12.9	18.8	45.5
	42・2	42・2	75.1	81.3	83.1	5.1	14.8	22.0	59.8	51.5	69.8	42.1	13.7	19.3	46.0
	43・2	43・2	78.4	84.1	86.9	5.9	16.5	23.8	61.6	53.2	73.1	44.8	15.4	20.0	50.0
	44・2	44・2	81.6	87.4	89.2	6.7	18.2	25.6	63.5	55.0	75.4	46.5	17.1	21.7	53.0
人	35・2	35・2	63.9	74.1	62.5	2.7	8.0	13.5	41.8	17.2	50.2	15.4	10.9	13.4	7.7
	36・2	36・2	66.2	75.8	79.4	3.3	9.8	14.8	48.4	28.0	58.1	24.5	12.3	16.9	15.2
	37・2	37・2	70.2	79.1	88.7	3.7	12.1	15.6	52.9	39.1	66.4	33.1	14.0	20.0	28.6
	38・2	38・2	74.1	80.3	92.9	4.1	13.6	16.6	55.7	54.1	72.2	40.8	13.4	21.3	40.6
	39・2	39・2	78.6	84.1	86.9	5.1	14.8	22.0	59.8	51.5	73.1	44.8	15.4	20.0	50.0
上	40・2	40・2	81.6	87.4	89.2	5.9	16.5	23.8	63.5	55.0	75.4	46.5	17.1	21.7	53.0
	41・2	41・2	84.8	90.6	92.4	6.7	18.2	25.6	65.4	57.0	77.3	48.2	18.9	23.5	56.0
	42・2	42・2	88.0	93.8	95.6	7.5	19.9	27.4	67.3	58.9	79.2	49.9	19.7	24.3	58.0
	43・2	43・2	91.2	97.0	98.8	8.3	21.6	29.1	69.2	60.8	80.5	51.7	20.5	25.1	60.0
	44・2	44・2	94.4	99.2	100.0	9.1	23.3	30.8	71.1	62.4	81.8	53.5	21.3	25.7	62.0
万	35・2	35・2	63.9	74.1	62.5	2.7	8.0	13.5	41.8	17.2	50.2	15.4	10.9	13.4	7.7
	36・2	36・2	66.2	75.8	79.4	3.3	9.8	14.8	48.4	28.0	58.1	24.5	12.3	16.9	15.2
	37・2	37・2	70.2	79.1	88.7	3.7	12.1	15.6	52.9	39.1	66.4	33.1	14.0	20.0	28.6
	38・2	38・2	74.1	80.3	92.9	4.1	13.6	16.6	55.7	54.1	72.2	40.8	13.4	21.3	40.6
	39・2	39・2	78.6	84.1	86.9	5.1	14.8	22.0	59.8	51.5	73.1	44.8	15.4	20.0	50.0
上	40・2	40・2	81.6	87.4	89.2	5.9	16.5	23.8	63.5	55.0	75.4	46.5	17.1	21.7	53.0
	41・2	41・2	84.8	90.6	92.4	6.7	18.2	25.6	65.4	57.0	77.3	48.2	18.9	23.5	56.0
	42・2	42・2	88.0	93.8	95.6	7.5	19.9	27.4	67.3	58.9	79.2	49.9	19.7	24.3	58.0
	43・2	43・2	91.2	97.0	98.8	8.3	21.6	29.1	69.2	60.8	80.5	51.7	20.5	25.1	60.0
	44・2	44・2	94.4	99.2	100.0	9.1	23.3	30.8	71.1	62.4	81.8	53.5	21.3	25.7	62.0
上	45・2	45・2	97.6	103.4	105.2	9.9	25.0	32.7	73.0	64.6	85.3	55.2	22.1	26.7	64.0
	46・2	46・2	100.8	106.6	108.4	10.7	26.7	34.4	74.8	66.4	87.1	56.9	23.9	27.5	65.8
	47・2	47・2	104.0	110.8	112.6	11.5	28.4	36.1	76.6	68.2	88.9	58.6	25.7	28.3	67.6
	48・2	48・2	107.2	113.0	114.8	12.3	30.1	37.8	78.4	70.0	90.7	60.3	27.5	29.1	69.4
	49・2	49・2	110.4	116.2	118.0	13.1	31.8	39.5	80.2	71.8	92.5	62.0	29.3	29.9	71.2
上	50・2	50・2	113.6	119.4	121.2	13.9	33.5	41.2	82.0	73.6	94.3	63.7	31.1	30.7	73.0
	51・2	51・2	116.8	122.6	124.4	14.7	35.2	42.9	83.8	75.4	96.1	65.4	32.9	31.5	74.8
	52・2	52・2	120.0	125.8	127.6	15.5	36.9	44.6	85.6	77.2	97.9	67.1	34.7	32.3	76.6
	53・2	53・2	123.2	128.0	129.8	16.3	38.6	46.3	87.4	79.0	99.7	68.8	36.5	33.1	78.4
	54・2	54・2	126.4	131.2	132.0	17.1	40.3	48.0	89.2	80.8	101.5	70.5	38.3	34.9	80.2
上	55・2	55・2	129.6	134.4	135.2	17.9	42.0	49.7	91.0	82.6	103.3	72.2	39.1	35.7	82.0
	56・2	56・2	132.8	137.6	138.4	18.7	43.7	51.4	92.8	84.4	105.1	73.9	40.9	36.5	83.8
	57・2	57・2	136.0	140.8	141.6	19.5	45.4	53.1	94.6	86.2	106.9	75.6	42.7	37.3	85.6
	58・2	58・2	139.2	143.4	144.2	20.3	47.1	54.8	96.4	88.0	108.7	77.3	44.5	38.1	87.4
	59・2	59・2	142.4	146.6	147.4	21.1	48.8	56.5	98.2	89.8	110.5	79.0	46.3	38.9	89.2
上	60・2	60・2	145.6	149.8	150.6	21.9	50.5	58.2	100.0	91.6	112.3	80.7	48.1	39.7	91.0
	61・2	61・2	148.8	153.0	154.4	22.7	52.2	59.9	101.8	93.4	114.1	82.4	49.9	40.5	92.8
	62・2	62・2	152.0	156.2	157.0	23.5	53.9	61.6	103.6	95.2	115.9	84.1	51.7	41.3	94.6
	63・2	63・2	155.2	159.4	160.2	24.3	55.6	63.3	105.4	97.0	117.7	85.8	53.5	42.1	96.4
	64・2	64・2	158.4	162.6	163.4	25.1	57.3	65.0	107.2	98.8	119.5	87.5	55.3	42.9	98.2
上	65・2	65・2	161.6	165.8	166.6	25.9	59.0	66.7	109.0	100.6	121.3	89.2	57.1	43.7	99.0
	66・2	66・2	164.8	169.0	169.8	26.7	60.7	68.4	110.8	102.4	123.1	90.9	58.9	44.5	100.8
	67・2	67・2	168.0	172.2	173.0	27.5	62.4	70.1	112.6	104.2	124.9	92.6	60.7	45.3	102.6
	68・2	68・2	171.2	175.4	176.2	28.3	64.1	71.8	114.4	105.9	126.7	94.3	62.5	46.1	104.4
	69・2	69・2	174.4	178.6	179.4	29.1	65.8	73.5	116.2	107.6	128.5	96.0	64.3	46.9	106.2
上	70・2	70・2	177.6	181.8	182.6	29.9	67.5	75.2	118.0	109.2	130.3	97.7	66.1	47.7	108.0
	71・2	71・2	180.8	185.0	185.8	30.7	69.2	76.9	119.8	110.8	132.1	99.4	67.9	48.5	109.8
	72・2	72・2	184.0	188.2	189.0	31.5	70.9	78.6	121.6	112.4	133.9	101.1	69.7	49.3	111.6
	73・2	73・2	187.2	191.4	192.2	32.3	72.6	80.3	123.4	114.1	135.7	102.8	71.5	49.1	113.4
	74・2	74・2	190.4	194.6	195.4	33.1	74.3	82.0	125.2	115.8	137.5	104.5	73.3	49.9	115.2
上	75・2	75・2	193.6	197.8	198.6	33.9	76.0	83.7	127.0	117.5	139.3	106.2	75.1	50.7	117.0
	76・2	76・2	196.8	201.0	201.8	34.7	77.7	85.4	128.8	119.2	141.1	107.9	76.9	51.5	118.8
	77・2	77・2	200.0	204.2	205.0	35.5	79.4	87.1	130.6	120.8	142.9	109.6	78.7	52.3	120.6
	78・2	78・2	203.2	207.4	208.2	36.3	81.1	88.8	132.4	122.0	144.7	111.3	80.5	53.1	122.4
	79・2	79・2	206.4	210.6	211.4	37.1	82.8	90.5	134.2	123.2	146.5	113.0	82.3	53.9	124.2
上	80・2	80・2	209.6	213.8	214.6	37.9	84.5	92.2	136.0	124.4	148.3	114.7	84.1	54.7	126.0
	81・2	81・2	212.8	217.0	217.8	38.7	86.2	93.9	137.8	125.6	149.1	116.4	85.9	55.5	127.8
	82・2	82・2	216.0	220.2	221.0	39.5	87.9	95.6	139.6	126.8	150.9	118.1	87.7	56.3	129.6
	83・2	8													

資料：經濟企画室「消費動向手冊調査」

内は全非農家である。

人間も方々上手に都市の外延部を含む（）、

教育文化費全体の支出の指数の伸びは、全国で522.2、福島県で480.0である。福島県だけについて、これをやや細かくみると、保健衛生費は、14年間の物価指数の伸びが49.6であるのに対して、16年間における支出の伸びは288.3になっている。

交通通信費についてみると、物価指数の伸びは、14年間に43.7であるのに対して、支出の指数の伸びは、494.7になっている。うち交通費は487.5、通信費は533.3の伸びになっている。このことは、①交通機関を媒介とした農民の地域的な移動や流動、②郵便・電話電信・その他の通信手段を媒介とした農民のコミュニケーションが、戦後量的に飛躍的な増大をとげてきているであろうことを推測させる。

学校教育費の物価指数の伸びは、14年間に48.9であるが、教育費の支出の指数の伸びは、16年間に477.1である。これは、戦後日本の学校教育が福島県の農家の子弟にも急速なスピードで普及してきていることを裏書きするものである。

教養娯楽費は、新聞雑誌書籍代・映画芝居展覧会音楽会スポーツ試合などの入場料や観覧料・テレビラジオの聴視料・観光旅行費・講習会費等を内容とするものである。この14年間の物価指数の伸びは、83.8である。他の費目の物価指数の伸びに比して、かなり著しいものがある。しかし、この費目の16年間の支出の指数の伸びは、915.4と、物価指数の伸びをはるかに上回っている。福島県の農家の教養娯楽生活の構造が大きく変わってきたことがわかる。

(6) 雜費計の16年間における支出の指数の伸びは、全国で459.9、福島県で489.1である。その内訳を福島県についてみると、交際費の指数の伸びが496.1、家計難費の指数の伸びが520.7である。交際費のうち贈答費の伸びは553.8、諸会合・来客は154.5。前者の伸びが著しい。

(7) 飲食費の支出の伸びに比して、それ以外の被服費・住居費・保健教育文化費・雑費等の支出の伸びが相対的に上回っていることによって、家計費全体にしめる飲食費の割合、つまりエンゲル係数は、年々低下の一途をたどっている。昭和24・25・26年当時全国で50%前後、福島県で50~56%ぐらいであったものが、39年には全国で36.3%，福島県で41.1%にまで下がっている。

第49表 戦前基準の消費水準の推移

(昭和9~11年=100)

	全 国 (増加率)		都市(全世帯)(増加率)		農村(全国農家)(増加率)	
昭和22年	—	—	55.4	—	—	—
23	—	—	61.2	10.5	—	—
24	—	—	65.0	6.2	—	—
25	79.3	—	69.8	7.4	93.5	—
26	82.7	4.3	68.9	-1.3	103.4	10.6
27	96.2	16.3	80.2	16.4	120.1	16.2
28	108.8	13.1	94.0	17.2	131.0	9.1
29	111.0	5.1	100.0	6.4	127.5	3.6
30	115.8	3.7	106.5	6.5	129.7	0.3
31	120.6	4.1	112.0	5.2	133.6	3.0
32	124.1	2.9	116.9	4.4	134.9	1.0
33	130.0	4.8	124.4	6.4	138.3	2.5
34	136.1	4.7	131.1	5.4	143.7	3.9
35	142.4	4.4	137.4	4.8	153.9	7.1
36	152.3	7.0	146.4	6.6	165.9	7.8
37	161.4	6.0	154.9	5.8	176.5	6.4
38	169.9	5.3	162.6	5.0	187.0	5.9
39	180.7	6.4	171.8	5.7	201.3	7.6
40	185.3	2.5	174.0	1.3	211.6	5.1

(8) 以上のこととを総合して、戦後日本の方言社会の農家の消費水準がどのように推移してきたかを見てみよう。第6回・8回・13回・16回の各日本統計年鑑に収録されている、経済企画庁の「消費水準」の資料を整理してみると、第49表のような表ができる。表中各欄の左側が消費水準指数。右側が増加率。

戦災と敗戦によって、戦後間もないころのわが国の消費水準は、極端に低下した。これは、戦前の昭和9~11年の水準を100とした場合、昭和22年の都市の消費水準が55.4であることによてもわかる。しかし、その後の消費水準の上昇はめざましく、全国の消費水準は、昭和28年には戦前の水準をこえ、40年には戦前のほぼ1.9倍までになった。

特に農村（農家）の消費水準は、都市の水準の上昇をはるかに上回って、昭和26年には早くも戦前の水準をこえ、39年には戦前の2倍、40年には2.12倍の水準にまで上昇してきているのである。

第3部 親族語彙の用法の構造と社会 の構造との関連について

1. 親族語の用法の面から見た封建階層（・階級）と近代階層 (・階級)

封建社会に固有な社会階層・社会階級を封建階層・封建階級と呼び、近代市民社会に固有な社会階層・社会階級を近代階層・近代階級と呼ぶ。

封建階層（・階級）と近代階層（・階級）の間にある根本的な違いは、前者が身分的、つまり閉鎖的であるのに対して、後者が非身分的、つまり開放的な性格をもつことである。これを言語、とりわけ親族語の面から見れば、封建階層（・階級）においては、父・母、家長・主婦、夫・妻、祖父・祖母、長男と二男以下などの意味を表わす親族語（または、その用法）の語彙的な対立が明確な階層性を帯びているが、近代階層（・階級）においては、それがないということである。

前者の典型的な一つの例として、わたしたちは、首里方言の場合をあげることができる。国立国語研究所資料集5『沖縄語辞典』（昭和38年）には、次のような記述がある。

首里方言の著しい特色として、階級による言語差の大きいことと、敬語が発達して階級・性・年齢などに応じて厳重に使いわけられることがあげられる。尚真王時代に敷かれた中央集制によって首里には三つの階級が生じた。王家を頂点として(往)，地方から集められた按司とその家族などは deemjoo①(大名)と呼ばれる貴族階級を形成した。その下にその家臣たちが中心をなすsamuree①(侍)または'juka qcu①(「よい人」の意か)と呼ばれる士族階級が形成され、その下に hjakusjoo①(百姓)と呼ばれる平民階級があった。首里では hjakusjoo①とは平民の意味で、農民の意味ではない。この階級の区別は厳重で、生活上のさまざまな面に差別が設けられていた。言語も階級により違いがあり、ことに士族と平民との間には目立った差異があった。士族の男子は、後に述べるように、成年に達すると平民とは一部異なる音素体系をもつようになる。また、士族と平民とでは、たとえば親族称呼（名称としても用いられる）が次のようにすっかり異なる。

おじいさん おばあさん おとうさん おかあさん にいさん ねえさん
士族 taNmee@ ?Nmee@ taarii@ ?ajaa@ 'ja qeii@ ?Nmii@
平民 ?usjumee@ haamee@ sjuu@ ?a nmaa@ ?ahwii@ ?angwaa@
士族と平民の言語のこのような差は、士族をしてみずからの士族としての誇りを維持させるのに役立った。(『沖縄語辞典』p.19)

㊟ 沖縄は、14世紀まで「按司」「世の主」などと称せられた群雄の割拠する時代が続き、14世紀から15世紀の初めにかけて北山、中山、南山のいわゆる三山対立時代となった。1406年に中山に属する佐敷の按司であった尚巴志が首里に攻め入って中山を乗っ取り、さらに1416年に北山を、1429年に南山を滅して全島を統一した。以後は奄美・先島などもすべて中山に入貢するようになったので、首里は琉球列島全体の政治と文化の中心地になった。のち、尚真王の時代(1477~1526)に中央集権制が敷かれ、また、奄美、先島との関係も朝貢関係から統治関係に変わったので、首里は名実ともに琉球王国の首都となった。(『沖縄語辞典』p.18の記述による)

首里方言に限らず、一般に日本語の方言の親族語は、程度の違いこそあれ、階層性・階級性を帯びている(・帶びていた)ということができる。これは、それぞれの方言をささえている方言社会の社会階層が、封建社会が解体し、それに代って市民社会が制度的に成立した後も、封建社会に固有な階層や階級、つまり封建階層(・階級)のもつ性格を完全に払拭することができず、程度の違いこそあれ、その名残りを留めている(留めていた)からである。

これに対して、標準語の親族語は、このような階層(・階級)性をもっていない。なぜなら、標準語は封建階層(・階級)に固有の言語ではなく、近代市民社会の誕生とともに成立した近代階層(・階級)に固有の言語であるからである。

近代階層の一つの代表的な例として、わたしたちは第50表のようなものをあげることができる。これは、日本社会学会調査委員会が昭和30年に「日本社会の社会的成層と移動(social stratification and social mobility)」について実施した全国的な標本調査の調査結果の一つである(㊟)。

㊟ 調査は、全国の男子有権者のうち20才から69才までの男子を対象にして層別ランダムサンプリングによって抽出した4,500人のサンプルに面接調査の形で実施されている。くわしくは『日本社会の階層的構造』日本社会学会調査委員会昭和33年、「わが国における社会的移動」同上委員会『社会学評論』第7巻1号を参照のこと。

この調査は、いくつかの観点から近代市民社会の成員としてのサンプルの社会的地位(=社会階層)とその移動をとらえている。まず人びとの職業によっ

第50表 職業分類と各職業の階層点

大 分 類	スコア	標 準 分 類	スコア	格 付 け の 職 業	スコア	順 位
専門的職業	76	専門業者	78	教 医 教 住	91 84 70 65	1 2 7 8
		技術業者	71	機 械 土 建	72 71	5 6
管理的職業	75	公務管理者	75	市役所の課長	75	3
		企業管理者	75	会社の課長	75	3
事務的職業	54	事務員	53	事務員	55 52	10 11
		保安業者	57	警 官	57	9
販売的職業	40	商店主	47	商店主	47	13
		商店員	36	商店員	37	22
		屋外販売人	35	勧 誘 行	42 28	15 28
		サービス業者	38	理 ボ 髪 一	42 34	15 24
熟練的職業	40	職人	42	大 指 物	43 41	14 18
		特殊技能工	38	自 印 動 刷 パ	42 40 34	15 21 24
半熟練的職業	39	生産工程従業者	37	旋 紡	41 34	18 24
		運輸業者	41	運 転 手	41	18
非熟練的職業	37	自作農	51	自作農	51	12
		小作農	30	小作農	30	27
		林業者	23	炭 燒	24	29
		漁業者	36	漁 師	37	22
		採鉱業者	24	採 炭 夫	24	29
		単純労働者	23	工 運 搬 夫	24 22	29 32

てその社会的地位の高さを測ることが妥当であるという前提に立ち、各職業の社会的地位の高さを表わす階層点を調査によって算出した。それが第50表にかけたようなものである。

日本の市民社会の階層構造は、この表によると、大学教授の階層点が最も高く、次いで医師、市役所・会社の課長が高くて、これらが上位の階層を占める。事務員・警官・自作農・商店主等が中位の階層に位する。運搬人・工夫・採炭夫・炭焼等は22点から24点で、最下位の階層にある……etcということになる。

しかし、近代市民社会に固有な言語である標準語をこのような近代階層の構造と関係させてみた場合、標準語の親族語の用法には、封建社会の言語の親族語、または方言の親族語の場合のような階層性を全く欠いている。大学教授は最上位の階層に属するから、これにはaの単語をあて、炭焼は最下位の階層だから、これにはbの単語をあてなければならないなどということは、標準語の親族語の用法にはない。

これは、近代階級の場合も全く同じである。近代階級には、資本家階級・労働者階級・中間階級などがある。しかし、資本家階級だからこれにはaの単語をあて、労働者階級だからこれにはbの単語をあて、中間階級だからこれにはcの単語をあてなければならないなどということは、標準語の親族語の用法には存在しない。標準語の親族語の用法は、少なくともその理念的な形においては無階層性・無階級性なのである。

したがって、以上のことからわたしたちは、ある方言の親族語の用法の語彙的な対立がどの程度階層性を帯びているかを知ることによって、その方言社会の社会階層の構造がどの程度封建階層的であるか、近代階層的であるかの大ざっぱな見通しを立てることができるだろう(注)。

(註) 東京大学社会科学研究所の磯田進氏は、これと似た考えから出発して、かつて家格つまり家の身分階層的な格式のちがいがはっきりしていて、しかもそれが方言の親族語の用法の語彙的な対立の上にはっきりとした階層性となって反映しているような村落社会の社会構造を「家格型」、そうでない村落社会の社会構造を「無家格型」とする村落構造類型論を提唱されたことがある。(磯田進「村落構造の二つの型」『法社会学』第1号 1951年 同「村落構造の『型』の問題」『社会科学研究』第3巻2号 1951年)

2. 福島北部方言の親族語の場合

それでは、福島北部方言の親族語の場合はどうなのか。わたしは、前に「福島北部方言の親族語彙の体系」（国立国語研究所論集3『ことばの研究』昭和42年、以下「前回の報告」と略称する）において、この方言の親族語の体系とその用法の構造を概観した^(注)。その際わたしは、この方言の親族語の用法が、社会階層の違いによる使いわけの規範からは、かなりの程度自由であること、つまり階層性をかなり欠いたものであることをいくつかの個所で記述しておいた。いまそのいくつかの部分を抜き書きしてみると、次のような。

(註) この前回の報告の目次は、次の項目から成っている。

I 親 族

- 1.0 親族 1.1 家族・親類・イトコなど 1.2 マケ・エンルイ・血族・*姻族など
- 1.3 本家・新宅など 1.4 *尊属と*卑属、*直系親と*傍系親 1.5 *等親 (*親等)
- 1.6 先祖*祖先・子孫

II 家族・家

- 2.0 家族・家庭など 2.1 家(いえ) 2.2 隠居・*戸主・総領など 2.3 オカツ
ツアマ・ガガ・*主婦

III 夫 婦

- 3.0 夫婦・*夫妻など 3.1 *夫・*妻など 3.2 先妻・後妻など 3.3 本妻・めかけなど

IV 直 系

- 4.10 親子など 4.11 *父・*母など 4.12 むすこ・むすめなど 4.13 *長子・末子など 4.14 長男・長女など 4.15 家督・総領・オソツアマなど 4.16 *嫡子・庶子など 4.17 てなしご・*私生児など 4.18 嫁・しゅうとなど 4.19 兄嫁・弟嫁など 4.20 ままおや・ままこなど 4.21 つれこ 4.22 養子・モライコなど
- 4.23 *義父・*義子など 4.30 親の親 4.31 *祖父・*祖母など 4.40 親の親の親 4.41 *曾祖父・*曾祖母など 4.50 まご 4.51 *孫むすこ・*孫むすめなど 4.52 内孫・外孫・初孫など 4.60 ひまご・曾孫など 4.70 やしゃご・*玄孫など
- 4.80 ゾンゾリゴなど

V 傍 系

- 5.10 きょうだい 5.11 おとこきょうだい・おんなきょうだい 5.12 *兄・*弟など 5.13 *長兄・*末弟など 5.14 ままきょうだいなど 5.15 *義兄・*義弟など
- 5.16 きょうだい×出生順 5.17 きょうだい×家の相続 5.20 親のきょうだい 5.21 *おじ・*おばなど 5.30 *おおおじ・*おおおば 5.40 *おい・*めいなど 5.50 いとこ 5.60 またいとこ・はとこなど 5.70 *みいとこ 5.80 *いとこおじ・*いとこおばなど 5.90 *いとこおおおじ・*いとこおおおばなど 5.91 *いとこほん・*

ちんぱいとこ

Ⅶ(付) 年齢階梯

6.1 年齢階梯 6.2 年齢階梯×性別

Ⅷ メモ

2.2 隠居・*戸主・総領など

家族を家の相続、または家の統括権（戸主権）の相続の系譜という側面から抽象すると、次のような単語がまとまりをなして、浮かびあがってくる。

a ゆずり渡してしまった者

隠居、オジンツァマ・オジンツアン・ジッチヤン・ジッチサマ・ジッチなど

b (ゆずり受けた) 現在もっている者

b 1 旦那さま——旦那さん——旦那——ダンポ——オヤンツァマ——おやじ(注)

b 2 オトツツァマ——オトツツアン——オトツツア——チャン

b 3 ツツツツヤマ (タツツヤマ) ——ツツツヤン (タツツヤン) ——
ツツツア (タツツア)

b 4 とうちゃん

b 5 亭主

b 6 あるじ・主人

b 7 *戸主・*家長・*家父長

c 将来ゆずり受ける座にある者 (長男または長女)

総領 家督 跡とり 跡つぎ *嫡子

d 将来ともゆずり受ける座にない者 (二男・二女以下)

オンツァマ オンツア オバサマ オバ

① 隠居については、1.3の⑥を見よ。

② b 1 の系列で、ダンポは旦那の俚言。旦那よりはぞんざいで、くだけたニュアンスをもつ。オヤンツァマはオヤジサマの訛り。もちろんおやじよりもていねいな形。

b 1 の系列における相互に対立した単語の使い分けを規定するものは、もちろん聞き手や話題の人物に対する話手の尊卑・親疎等の待遇意識である。だが、ここで大事なことは、福島北部方言の場合、他の地方の村落社会の方言とちがって、話し手・聞き手・話題の人物の3者、またはこれらの個々人の属する家の社会的地位(社会階層)の上下の違いということが、話し手の待遇意識を規定する非常に大きな要因になっていないことである。

大小の地主や大自作農など、財産・家柄のある旧家の主人は旦那さま・旦那であり、小作農や小自作農の家の主人はおやじであることは事実である。しかし、少なくとも現在の福島北部方言では、このような社会階層の上下による使い分けの規範は必ずしも絶対的なものではない。むしろこの規範から離れた、一般的な待遇意識による使いわけの規範によることのほうが多い。

つまり聞き手や話題の人物に対して話し手が発話時にもっている尊卑・親疎等の待

遇意識によっては、財産・家柄のある大地主の主人もおやじと呼ばれることが多く、小作百姓の主人も旦那さまと呼ばれることが多い。これは、福島北部方言社会の現在および過去(少なくとも江戸時代以降の)における村落階層制の発達の状況、もっとつっこんで言えば、資本主義的な商品生産の発達史の状況と深いかかわりをもつことなのだろう。福島北部調査の今後における研究課題の一つである。このことは、b 2, b 3 の系列の場合も同じである。(前回の報告 p. 99~100)

（註）同義・類義のいくつかの単語が待遇表現の上の違いで対立しているときは、たとえば、A—B—C—Dのように最もていねいな形式Aを最初にして、以下ていねいさの高い順に——で結んで配列した。また、社会階層の上下の違いによって使いわけられているときも、A—B—C—Dと、最も高い階層に使われるAを最初にして、以下階層の高い順に——で配列した。

2.3 オカツタマ・ガガ・*主婦など

妻の座にある女性を、妻のもっている他の一つの側面、すなわち妻であって、かつ家庭内の仕事を中心となって処理する役割を分担しているものという側面から抽象していくと、そこに主婦という意味が生まれる。この意味を表わすものとして、次のようないくつかの単語の系列が浮かびあがってくる。

- a オカツタマ 奥さま——奥さん
- b 1 オッカサマ——オッカサン——オッカヤン——オッカ ガガ・ガッカ
- b 2 ガアサマ——————
- b 3 ガッカヤン・カッカヤン——————
- c カッカ・かかあ
- d かあちゃん
- e *おかみさん・*主婦
- f ヨメ・ムスメ

① まずaの系列について。オカツタマは地主など財産・家柄のある上層の旧家の主婦の座にある妻。奥さま・奥さんは医者・教師・駐在所の巡査・会社員などの俸給生活者等、主として旧来の村落社会の中に新たにはいりこんできた都市的職業層の家の主婦をさす。この区別は厳しく、たとえば旧家の主婦が奥さまと呼ばれるることは絶対にないし、医者や教師の家の主婦がオカツタマと呼ばれることも絶対にない。また、自作農・小作農など家柄・財産のさしてない家の主婦がオカツタマ・奥さま・奥さんと呼ばれることも絶対にない。つまりオカツタマは、旧来の村落社会の中でも上層の家の主婦にきびしく限定されている。

② 自作農・小作農など、村落社会に旧来からあった中層・下層の家の主婦をさしている場合は、b 1・b 2・b 3 の各系列の単語およびcが使われる。これらの単語の大部分は、その意味の領域が母親という意味から妻という意味に広がり、それからさらに主婦という意味に広がったものである。(これに対して、オカツタマは主婦である妻の意味であって、妻一般ではない。もちろん母親の意味はもっていない。)

中層・下層の家の主婦である妻をさして、その主婦がたとえ子どもをもっていなくとも、「アノ家ノ オッカサマ（・オッカサン・オッカ・ガガ・ガッカ・カッカ・ガッカヤン・ガアサマ・かあちゃん etc）」と言う。

また、主婦と、子どもをもった息子の妻（むことり娘の場合は婿の妻である娘）とが同居している場合、「アノ家ノ オッカサマ（・オッカサン・ガアサマ・ガガ etc）」と言うのは、その主婦であって、子どものある、息子の妻（または妻である娘）ではない。このむことの妻は、しゅうとうめ（むことり娘の場合は母親）である主婦から財布を渡されていない限り、たとえ40歳、50歳になっても、また、子どもが何人あっても、子どもがいくら大きくても、「アノ家ノ ヨメ（またはムスメ）」である。つまりこの場合のオッカサマ（オッカサン・ガアサマ・ガガ etc）は、母親の意味でもなければ、妻の意味でもない。主婦そのものである。

③ 医者・教師・サラリーマンなど、旧来の村落社会の中に新たにはいりこんできた都市的職業層の主婦だけが奥さまであり、奥さんであるのは前に述べたとおりであるが、b1・b2・b3の系列の単語およびcは、これら都市的職業層の家の主婦をさしても使うことができる。また、上層に属する旧家の主婦をさしても使うことができる。つまり旧家の主婦はオカツタマとb1・b2・b3・c、医者の家の主婦は奥さま・奥さんとb1・b2・b3・c、小作農の家の主婦はb1・b2・b3・cと、それぞれの範囲内でどの単語が使用されるかは、もっぱら話し手が、その発話時において聞手や話題の主婦に対してもつ一般的な待遇意識による。この一般的な待遇意識が社会階層の違いということにそれほど規定されていないことは、2.2の場合と同様である。（前回の報告p.101~102）

3.1 *夫・*妻など

夫婦を性別という側面から抽象すると、夫および妻という意味が生まれ、それぞれ次の系列の単語がまとまりをなして現われる。

天

- a 旦那さま——旦那さん——旦那——ダンボ——オヤンツタマ——オヤジ
亭主
- b オトツタマ——オトツファン——オトツタ——チャン
- c ツツタヤマ（タツタヤマ）——ツツタヤン（タツタヤン）——ツツタ（タツタ）
- d とうちゃん
- e ムコ
- f *夫 *夫君 *主人 *宿六

妻

- a 1 オカタ・奥さま・奥さん
 - a 2 オッカサマ——オッカサン——オッカヤン——オッカ
 - a 3 ガアサマ
 - a 4 ガッカヤン・カッカヤン
- ガガ・ガッカ・
カッカ・かあ

- b かあちゃん
- c 家内 女房 細君
- d ヨメ
- e *妻 *おかみ *夫人 *奥方 etc

① 夫をさす単語として日常的に最も多く使われるのは、aの系列である。ダンボ・オヤンツァマについては、2.2の②を参照。おやじは、旦那・亭主よりもぞんざい。この系列の単語の使い分けが話し手の聞き手や話題の夫に対する一般的な尊卑・親疎等の待遇意識によることはもちろんだが、この意識は、必ずしも社会階層の上下の意識に強く支配されたものではない。むしろそれからかなり自由である。(2.2の②を参照。)

② 夫の項のbとcの系列、それにdは、父親の意味から夫の意味へ移行してきたものである。

たとえば、ここにハナと一郎という夫婦があり、この夫婦の間には子どもがなく、夫婦の父親もすでに死んで、居ないとする。この場合でも一郎をさして、「オハナサマ（オハナヤン）ノオトツツァマ（とうちゃんetc）」と言ふことができる。つまりこの場合のオトツツァマ（とうちゃん etc）は、父親の意味から夫の意味へ明らかに移行してきているのである。

③ 妻をさす単語として日常最も多く使われるのは a 1・a 2・a 3・a 4 の系列とbである。これに比べれば、cは使用されることがずっと少ない。

④ 奥さま・奥さんは、旧来の村落社会の中にはいりこんできた都市的職業層の男子の妻だけに限定される。ただし、このことは、都市的職業に従事する者の妻には奥さま・奥さんの二つしか使えないということではない。これ以外の単語が全部適用できることはもちろんである。(2.3の③参照)

⑤ a 1・a 2・a 3・a 4 の系列の中での単語の対立は、2.3の場合と同じく、基本的には夫の、または夫の家の社会的地位（社会階層）の上下による使い分けの規範に基くのかも知れない。だが、少なくとも現在の福島北部方言では、この規範は非常にゆるい。オカタは、地主・医者・先生など、社会階層の中でも上層にはいる者の妻、ガガ・ガッカ・カッカ・かかあは、小作百姓・職人、労務者など下層に属する者の妻、そしてオッカはその中間層にはいる者の妻という使い分けの規範があるという老人もいる。しかし、その老人の日常会話を観察していると、小作百姓や職人の妻でも、その時の場面によってオカタということが多く、地主の妻でもガガと呼ぶことが非常に多い。オカタは他人の妻にしか使えないという老人も居るが、中には自分の妻をオカタと言って、何もおかしくないという生えぬきの老人も居る。

つまりこれらの単語は、社会階層の上下による使い分けの規範から離れて、話し手が聞き手や話題の妻に対してもつ、その時その時の一般的な尊卑・親疎・丁寧ぞんざい等の待遇意識に強く規制されているのである。(前回の報告 p. 103~105)

4.11 *父・*母など

親を性別という観点から抽象すると、次のような単語の系列が浮かびあがってくる。

- a 1 オトツツアマ——オトツツアン——オトツツア——チャン
a 2 ツアツツアヤマ(タツツアヤマ)——ツアツツヤン(タツツヤン)——
ツアツツア(タツツア)
a 3 オッカサマ——オッカサン——オッカヤン——オッカ——ガガ・ガッカ*(注)
a 4 ガアサマ——
a 5 ガッカヤン・カッカヤン——

*・カッカ

(注) *印は、下の行の左端の*印につながることを示す。

- b 1 {おやじ
 | オッカ・ガガ・ガッカ *おふくろ
b 1 {オヤソツツアマ
 | オッカヤン・ガッカヤン・カッカヤン
c {とうちゃん
 | かあちゃん
d {男親
 | 女親
e {*父 *父親 *父上 *父君 etc
 | *母 *母親 *母上 *母君 etc
f {*(お)とうさま *(お)とうさん *おとうちゃん
 | *(お)かあさま *(お)かあさん *おかあちゃん
g {*パパ
 | *ママ
h *父母(ふぼ)

① a 2 の系列は、福島北部でも伊達郡旧茂庭村や旧白根村など山村地域の方言にみられる系列である。

② a 1 の系列のチャンは、以前はよく使用されたが、現在では生えぬきの老人層の間でもあまり使用されていない。

③ a 3 の系列のうちガガ・ガッカ・カッカは、妻または主婦を指して使うこのほうが多く、母親の意味ではあまり使わない。ガガ・ガッカ・カッカのうちでは、ガガが一般的。ガッカ・カッカの使用の広がりは非常に狭い。

④ a 5 ガッカヤン・カッカヤンは、ガガ・ガッカ・カッカよりはていねいな形。

⑤ b 1 で、おやじに対応するのは、オッカかガガ・ガッカ・カッカである。おふくろではない。

⑥ b 2 は、b 1 よりもくだけた感じをもつが、ていねいな形。

⑦ c のとうちゃん・かあちゃんは、チャン・オッカヤン・オッカ等に代わって、若年・青年層はもちろん老人層の間にまで広がっている新しい形。ただし、おとうちゃん・おかあちゃんとおのついた形はまだ方言の中に入りこんでいない。

⑥ a1・a2・a3・a4・a5の単語の系列は、それぞれ待遇法上の使い分けによる対立を示すが、福島北部方言の場合、他の地方の村落社会の方言とちがって、社会階層の上下のちがいがこの使い分けを規定する要因としてはそれほど大きくは働いてはいない。

比較のために、ここで他の地方の村落社会の方言の場合についてみると、たとえば、磯田進氏は、戦後間もなく秋田県北秋田郡の村落社会の構造を主として家族制度との関連において分析したが、この地方の方言の親族語彙について次のように述べている。

この地方の村落社会構造を見て顕著に目につく点は、家格（すなわち家の格式）の区別がはっきりしていることである。それは人々のことばづかいそのものの中に明らかにあらわれている。まず、人に対する呼び方が、その人の属する家の家格に応じて種々にちがっている。すなわち、ある家の主人のことを呼ぶのに、第1級の家格の家の主人のことはオトウサンと呼び、第2級の家の主人のことはオトと呼び、第3級はトト、第4級はテテとそれぞれ呼ばれる。主婦のことを呼ぶのも、同様に、家格に応じて4級に区別される。第1級（すなわちオトウサンの妻）はオカアサンであり、第2級（オトの妻）はオカであり、第3級（トトの妻）はカカ、第4級（テテの妻）はアッパである。これは、村民が他の家の主人・主婦を呼ぶのにこのような使いわけをするばかりでなく、子供が自分の父母を呼ぶ場合にも、家格に応じてかように区別された呼び方に従う。だから、第1級の家では子どもは親をオトウサン・オカアサンと呼ぶが、第2級の家ではオト・オカと呼ばねばならぬ等である。都会の小学校でのよう、一律に「オトウサン、お早うございます」というようなあいさつを教えてみたところで、ここでは通用しない。

同様に、ある家の長男のことを呼ぶ呼び名も家格に応じて区別があり、第1級の家の長男はアンサマ、第2級の家のそれはアンチャ、第3・第4級の家の長男は共通にアニと呼ばれる。次男以下の男の子の呼び方にも同様で、オンサマ、オンチャ、オジと3段階に区別されている。女の子のこと、年よりのことを呼ぶにも、同様に家格に応じて呼び方の区別がある。老人だから誰でもオジイサン、オバアサンと呼んでいいというわけにはいかないのである。（磯田進「家族制度と村落社会構造」『季刊大学』第2号）また、上村幸雄氏の報告によると、石川県鳳至郡町野町川西大字田長の方言、および新潟県古志郡上北谷村大字本明の方言の親族語彙は、家格の違いに応じてそれぞれ次のような対立を見せていている。（『敬語の歴史的変化についての一考察』『人類科学8』昭和31年）（このうち石川県のは柴田武氏の調査によるものであり、新潟県のは上村氏自身の調査によるものである。）

I 石川県鳳至郡町野町
川西大字田長の方言

i) 父(家長)

(家) 上上 'ototosama
の ,ojaTsama
身 上 'ototo

II 新潟県古志郡上北谷村大字本
明の方言

(家) 上 otoTcama
の otoTcaN
身 中 ototo

<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">分的</td><td style="text-align: center;">中</td><td style="text-align: left;">tooto</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">な</td><td></td><td style="text-align: left;">toTcama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">格(</td><td style="text-align: center;">下</td><td style="text-align: left;">paTpA</td></tr> <tr><td></td><td></td><td style="text-align: left;">cjaacja</td></tr> <tr><td></td><td></td><td style="text-align: left;">cjaaa</td></tr> </table>	分的	中	tooto	な		toTcama	格(下	paTpA			cjaacja			cjaaa	<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">分的</td><td style="text-align: center;">下</td><td style="text-align: left;">caaca</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">な</td><td></td><td style="text-align: left;">caa</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">格)</td><td></td><td></td></tr> </table>	分的	下	caaca	な		caa	格)		
分的	中	tooto																							
な		toTcama																							
格(下	paTpA																							
		cjaacja																							
		cjaaa																							
分的	下	caaca																							
な		caa																							
格)																									
ii) 母(家長の妻)																									
<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">上上</td><td style="text-align: left;">'okakasama</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">'oTkasama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">上</td><td style="text-align: left;">'okaka</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">中</td><td style="text-align: left;">kaaka</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">diaasama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">下</td><td style="text-align: left;">diaama</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">ziaama</td></tr> </table>	上上	'okakasama		'oTkasama	上	'okaka	中	kaaka		diaasama	下	diaama		ziaama	<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">上</td><td style="text-align: left;">oTkasama</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">oTkasaN</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">中</td><td style="text-align: left;">okaka</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">下</td><td style="text-align: left;">kaTka</td></tr> </table>	上	oTkasama		oTkasaN	中	okaka	下	kaTka		
上上	'okakasama																								
	'oTkasama																								
上	'okaka																								
中	kaaka																								
	diaasama																								
下	diaama																								
	ziaama																								
上	oTkasama																								
	oTkasaN																								
中	okaka																								
下	kaTka																								
iii) 祖父(家長の父)																									
<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">上上</td><td style="text-align: left;">'oziiisama</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">'oziiisama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">上</td><td style="text-align: left;">'ozizi</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">中</td><td style="text-align: left;">ziisama</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">zisama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">下</td><td style="text-align: left;">ziizi</td></tr> </table>	上上	'oziiisama		'oziiisama	上	'ozizi	中	ziisama		zisama	下	ziizi	<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">上</td><td style="text-align: left;">ozisama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">中</td><td style="text-align: left;">ozizi</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">下</td><td style="text-align: left;">ziizi</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">ziija</td></tr> </table>	上	ozisama	中	ozizi	下	ziizi		ziija				
上上	'oziiisama																								
	'oziiisama																								
上	'ozizi																								
中	ziisama																								
	zisama																								
下	ziizi																								
上	ozisama																								
中	ozizi																								
下	ziizi																								
	ziija																								
iv) 祖母(家長の母)																									
<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">上上</td><td style="text-align: left;">'obabasama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">上</td><td style="text-align: left;">'obaba</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">中</td><td style="text-align: left;">baasama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">下</td><td style="text-align: left;">baaba</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">baa</td></tr> </table>	上上	'obabasama	上	'obaba	中	baasama	下	baaba		baa	<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">上</td><td style="text-align: left;">obaasama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">中</td><td style="text-align: left;">obaba</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">下</td><td style="text-align: left;">baaba</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">baa</td></tr> </table>	上	obaasama	中	obaba	下	baaba		baa						
上上	'obabasama																								
上	'obaba																								
中	baasama																								
下	baaba																								
	baa																								
上	obaasama																								
中	obaba																								
下	baaba																								
	baa																								
v) 嫢子(Iでは15歳くらい以上のみ, IIは幼少もふくむ)																									
<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">上上</td><td style="text-align: left;">'oaNsama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">上</td><td style="text-align: left;">'aNsama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">中</td><td style="text-align: left;">'aNsaa</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">aNnjasa</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">下</td><td style="text-align: left;">'annja</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">'aNka</td></tr> </table>	上上	'oaNsama	上	'aNsama	中	'aNsaa		aNnjasa	下	'annja		'aNka	<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">上</td><td style="text-align: left;">aNsama</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">中</td><td style="text-align: left;">ansaa</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">aNnjasa</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">下</td><td style="text-align: left;">aNnja</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: left;">njaa</td></tr> </table>	上	aNsama	中	ansaa		aNnjasa	下	aNnja		njaa		
上上	'oaNsama																								
上	'aNsama																								
中	'aNsaa																								
	aNnjasa																								
下	'annja																								
	'aNka																								
上	aNsama																								
中	ansaa																								
	aNnjasa																								
下	aNnja																								
	njaa																								

しかし、福島北部方言の親族語彙の場合は、このような社会階層の上下による使いわけの規範は非常にゆるい。第1級または上層の家格の家の親だから、その家の者もよその家の者もオトツッタマ・オッカサマと呼び、第4級または最下層の家の親だからチャソ・ガガと呼ばねばならないという規範は、非常にばくぜんとした形で存在していることは否定できないにせよ、それが上に引用した秋田県や石川県・新潟県の村落社会の方言の場合のように、きわめて強力な形で存在している（存在していた）と

は、決して言えないようである。

上層の家に生まれ、現在まで上層の家の中で生活してきた、生えぬきの老人でさえ、i, 子どもの頃は、自分の親も他人の親もチャン・オッカ・オッカヤンと呼ぶことが最も日常的であった、ii, オトツツアマ・オトツツアン・オッカサマ・オッカサンと呼ぶのは、なんらかの意味で改まったとき、iii, そして、その改まったときには、上層の家の親はもちろん、下層の家の親もそう呼んだと答えている。

昔からの地主で、戦前から戦後まで長年にわたって町会議員を勤めたという人の妻であった、生えぬきの82歳の老婆（当然社会階層では上層の部にはいる）が近所の親しい老婆と茶飲み話をしている。その茶飲み話の中に、次のような一節があった。ここに出てくるアノ人とは、昔からこの家と旦那——小作の関係にある人である。

アノ人ワ 今デモ オラエノ 小作 シテッケンチョモ アノ人ノ オトツツアマ オジンツアマノ 代カラ オラエノ 小作 シテンダイ。アノ人ノ オッカサマモ オカタモ ヨク 手間取リニ キテ オラエデ カセイデタモンド。今デコソ 少シ ヨク ナッタゲンチョ 昔ワ ヒトイ 蓦シデナイ。ヨク オラエノ オトツツアマ (=亡夫) ダノ オジンツアマニ ナンダ カンダッテ 面倒 ミテ モラッテナイ。（前回の報告 p. 109～113）

3. 東北地方の他の地域との比較

前節に示した抜き書きから、わたしたちは、① 福島北部方言の父・母、家長・主婦、夫・妻などの意味を表わす単語にはかなりの数の類義同義の形式があり、かなり複雑に対立し合っていることを知ることができる。また、②、この複雑な語彙的対立がもっている階層性は、石川・新潟・秋田など裏日本や東北地方の村落社会の方言の親族語の階層性と比較した場合、オカツツアマの場合、それに一部旦那・ダンボの場合を除いてはかなり稀薄であるし、あったこともわかる。したがって、このことから、福島北部の村落社会の社会階層をこれら裏日本や東北地方の村落の社会階層と比較してみた場合、相対的にいって、封建階層から近代階層へかなり傾斜したものであるらしいこともわかる。

そこで、この②に述べたことをもっとはっきりさせるために、なおいくつかのことをつけ加えてみよう。

〔例1〕 秋田県大館市二井田本宮の場合

わたしは、昭和41年8月の終りから9月の初めにかけて、飯豊室長といっしょに秋田県大館市に方言調査に行った。そのとき大館市二井田の本宮という部

落で、わたしは73才の老人に会った。この部落の方言で、父親（・家長・夫）と母親（・主婦・妻）の意味を表わす単語は、それぞれ次のような体系をもっている。前にあげた磯田氏の報告にある北秋田郡七座村や上小阿仁村の場合と同じである。

オトーサン——オト——トト——イテ・テテ

オカーサン——オカ——カカ——アッパ

また、これらの単語がそれぞれの家の家格の身分階層的秩序によってきびしく使いわけられていたことも同じである。

この老人の家は、300年ぐらい続いている、土地の旧家で、別家・孫別家もあわせて五つほどこの部落にもっているという。それだけに、この老人はこの部落の有力者の人である。隠居の身分におさまった現在でも、部落の集会に招かれることがあり、時にはその席で部落の人を前に改まった話をすることがあるという。部落の集まりだから、そこにはかつて地主のカロク(注)や出入りであった、それだけに部落内では下層に属する家の主人や主婦も出席している。

こんな場合この老人は、この公の席ででも、これら下層の家の主人や主婦を面と向って「ドコソコノ イテ（・テテ）」「ダレソレノ アッパ」と呼び、「ンガワ……」と言ってしまうという。ンガは、2人称の代名詞で、目下の者に対して使う。目上の者に対して使うのがオメである。

註 手作地主などの家にやとわれている年季奉公人のこと。貧農・零細小作農の二・三男であることが多い。

昔は、これがあたりまえのことだった。しかし、万事民主主義になった戦後の世の中では、「テテ・イテ・アッパ」「ンガ」などということばは、「悪いコトバ」なのだから、少なくともこんな公の席では使ってはいけないとねづね思っている。だが、心の中ではいくらそう思っていても、若い頃からの習慣でついそう呼んでしまう。呼んでしまってから、「アッ、これはいけないことを言ってしまった」と後悔することがたびたびだ。老人は、こんなことを話していたのである。

昭和42年3月わたしは、福島北部に方言調査を行った。この時わたしは、大館市で聞いた老人の、この話を、伊達郡保原町や梁川町の、昔小作百姓であっ

た何人かの老人や老婆に話してみた。大館市の老人の上の話を福島北部方言の場合にひきつけて言えば、昔地主であった、社会階層で上層の者が小作百姓であった下層の者に面と向かって、「ドコソコノ オヤジ」「ダレソレノ ガガ」「ニシャワ……」ということになる。「ニシャ」は、「オメ」と対立する2人称代名詞。オメが目上の者に使うのに対して、ニシャは目下の者に使う。大館市のンガと同じ。

しかし、昔小作百姓であったこれらの老人・老婆は、単に地主——小作の関係にあるということだけで、地主——たとえ地主が小作百姓よりも年上であったとしても——から「オヤジ・ガガ・ニシャ」呼ばわりされたことはなかったという。たとえば、「ドコソコノ オトツツア（・オトツツアン・オトツツアマ）」「ダレソレノ オッカヤン（・オッカサマ）」「オメワ……」と呼ばれるのが普通であった。年貢を納めに訪れた小作人に地主がお茶をすすめる場合、「オメモ 上ガッテ オ茶 飲ンデガッセ（あなたも 上がって お茶を飲んで 行って 下さい）」という尊敬表現はとっても、「ニシャモ 上ガッテ オ茶 飲ンデゲ（お前も 上がって お茶を 飲んで 行け）」というようなぞんざいを言い方は決してしなかった。もし、そんなことを言われたら、お茶など飲んでこなかっただろうと言う。福島北部方言社会における地主——小作の社会関係は、親族語の使いわけをきびしく規制するほどの強い封建階層的な秩序をとどめていなかったのである。それは、東京のような大都会における地主と借地人、家主と借家人の社会関係にかなり類似したものであった。

このことに関連して、磯田進氏の報告から、わたしが前回の報告で引用した部分に続く個所をさらにもう少し引用させていただくと、次のようになる。

以上は人に対する呼び方のことであるが、人々が話をする場合の語法にも、やはり家格に応じてちがいがある。たとえば第2人称の代名詞には2種類あって、自分より下の家格の家の者に対してはぞんざいな代名詞ンガを用い、自分より上の家格の家の者に向かっては、ていねいな方のオメという代名詞を使う。また、相手の家格が自分より上である場合には、敬語法を用いる。（中略）ここで特に注意を要するのは、こういうことである。——下級の家格の家に属する者が上級の家格の家の者に対するときには、年齢その他の個人的条件の如何にかかわらず、常に敬語法を用い、また丁寧な方の2人称代名詞オメを使うことになっている。たとえばテテ級の家のいいおやじさんが、オトウサン級の家の小さな子供に話しかける場合がそうであって、彼は自分

の息子か孫ぐらいの少年に向って、「目上」に対することばづかいをする。また、少年はこのいいおやじに向って「目下」に対する語法で話ををするのである。だから、この話し合っている二人の間には明らかに社会的な「上下」関係——「目上、目下」関係——が存在するが、この上下関係は年齢の長幼とか識見、徳望とか、そのほかおよそ何らかの個人的な価値にもとづいて決定されるのではなく、ひとえにそれらの個人の属する家の価値にもとづいて決定されている。「個人の尊嚴」の原理はここには存在しない。(中略)

さて、第1級（オトウサン級）の家格の家というのは、この地方では大ていどの部落にもただ一軒あるだけで、徳川時代に代々村のキモイリ（他の地方の名主、庄屋に相当する）をつとめてきたという家がすなわちそれである。ここに見ているような「同族村落」的な部落においては、総本家たる家がそれに当る。第2級（オト級）の家は、これに次ぐ家格をもった一軒ないし少数の家であって、別家の中の最も格式の高い家であり、徳川時代にはこの家の者が代々オトナ百姓（組頭に相当する）をつとめてきた。オト級になると、土地もかなり持ち、別家も相当数出しているのが普通である。これら以外の一般百姓のうちで、土地も比較的多く持ち（1町5反から2町程度）多少格の高い数軒の家が第3級（トト級）に属する。このトト級となると、自分の土地がかなりあるので、小作はするとしても多くなく、従って、土地の点で本家の厄介になることは少い。以上のほかの小百姓が、全部第4級（テテ級）に属するわけである。

さて、村長、村会議員とか、部落会長、部落委員とか、その他種々の公役につくことは、以上のような家格によってきまっている。村長になるのは、大体オトウサン級の家である。……(下略) (磯田進 前掲論文)

つまり、この村落社会では、封建時代のきもいり・おとな百姓を中心とした封建階層的な社会関係が明治・大正をへて昭和の今日まで、基本的にはその形をほとんど変えないで保持されてきていたことがわかるのである。この村落社会の方言の親族語の用法がもっている強い階層性は、このような封建階層的な社会関係の存在を反映したものだ。

[例2] 岩手県岩手郡葛巻町小屋瀬の場合

昭和41年12月わたしは、岩手県岩手郡葛巻町（旧九戸郡葛巻村）に親族語の調査を行った。葛巻町は、戦後の農地改革まで名子制度を残していた所である。というよりも、農地解放が山林までは及ばなかったところから、この山林の地主的所有とその利用とをめぐって、地頭——名子の関係は、現在でも変形された形でなお依然として保持されていると言ったほうがよいような所である。

(近藤康男編著『むらの構造』昭和30年 p.24以下を参照)。

名子制度は、東北地方の中でも、旧南部領や旧仙台領に残っていた特殊な小作制度である。この名子制度が多分に封建階層的な社会関係を含んだものであることは、この制度に関するいくつかの報告書を読めば、すぐわかる。たとえば昭和11年に農林省農務局から刊行された『旧南部領ニ於ケル名子及之ニ類似ノ制度』は、大正15年に当時農林省小作官補であった横山周次氏が旧南部領の岩手県岩手郡大更村・二戸郡金田一村・九戸郡晴山村・軽米町・大野村・野田村・長田村・侍浜村および青森県三戸郡五戸町・浅田村・階上村・上北郡野辺地町・七戸町の各町村における名子制度の状態を調査した報告書である。横山氏は、この報告書の中で名子制度を次のように説明している。

岩手県ノ北部ヨリ青森県の東南ニ亘ル旧南部領特ニ二戸九戸両郡ト之ニ接続スル諸郡ノ一部ハ、本邦内地中開発最モ遅ク且ツ文化水準極メテ低キ地方ニシテ、農村ノ経済ニハ現在尚自給自足ノ色彩濃厚ニ残存シ、社会制度ノ上ニモ相当封建時代の遺風ヲ存ス。本地方ニ名子制度ノ尚相当存在セルハ此ノ如キ社会状勢ニ因ルモノナリ。

勿論名子制度モ亦社会ノ推移ニ応シテ相当ソノ内容ニ変化ヲ来セルハ蔽フベカラザル事実ニシテ、現在ノ地頭名子ノ関係ヲ以テソノ本来ノモノナリトナス能ハズ。寧ロ現在ノ名子地頭ノ関係ハソノ本質ヲ失ヒタル形態ナリト称スルモ過言ニアザルナリ。即チ現状ヨリ観レバ名子トヘ地頭ヨリ家屋敷、場合ニヨリテハ山林草山ヲ借受ケ、ソノ対価トシテ或ル日数ノ労力ヲ提供シ、主従関係ヲ結ビテ田畠ノ小作其他生活全般ニ亘リ庇護セラルル一種ノ隸属的小作関係ナリト称スルヲ得ベク、ソノ輕重ヲ断ズレバ労力ヲ対価トスル家屋敷等ノ小作ヲ主トシ、主従関係ト之ニ伴フ全般的庇護ヲ從ト見ル外ナシ。然レドモ元來ノ地頭名子ノ関係ハ主従関係ヲ主トシ、是レヨリ家屋敷其ノ他ノ貸付或ハ一家生活ノ全面的庇護ナル現象ガ自然ニ伴ヒ来タルモノナリ。惟フニ本制度ハソノ地方ノ開発ニ伴ヒ必然的ニ発生シ、交通不便ノ為メニ余儀ナクセラレタル自給自足経済ニ必要不可欠ノモノナリン為メ、地所ノ売買、召使ノ分家等各種ノ原因ヨリソノ數ヲ増加スルト共ニ、開発地主ニアラザルモノ名子ヲ持ツニ至リタルモノト認メラル。即チ地頭ガ部落ノ首長トシテ名子ノ生活ヲ或ル程度ニ庇護スルト共ニ、部落経済ノ中心ヲナスニ付テハ相当大面積ノ自作地ヲ經營スルヲ必要トシ、之ニ要スル労力ハ生活庇護ニ伴ヒ主従関係ヨリ名子ガ提供スルコトナリモノナリ。要スルニ当時ニ於テハ地頭ニ名子ガ隸属シテ一体ヲナシ、地頭ノ支配スル土地ト名子ノ保有スル労力トガ有機的ニ結合シテ部落民ノ生存ニ要スル物資ヲ生産シ經濟単位ヲナシテ生活スル状態ナリシナリ。

また、昭和14・15年頃に出たと思われる『九戸郡葛巻村郷土教育資料』(盛岡県立図書館蔵)は、名子制度を次のように説明している。

旧藩時代ノ遺物タル名子制度ハ本郡及下閉伊，二戸等ニ現存スル稀有ノ制度デアッテ，当村ニモ未ダ存続サレテキル部落モアル。即チ地主ハ宅地或ハ耕地山野等ヲ無償ニテ使用セシメ以テ近隣ノ細民保護ノ方途ニ出デタ施設デ，往時ニ於ケル農民ノ実生活上誠ニ直接的制度デアッタト察セラル。部落ニ於ケル豪族ハ田畠山林宅地等ヲ領有シアルニヨリ，無智ノ民ハ自己ノ労力ニヨッテ生活スル以外何物モナク直ニ其ノ地主ニ縋ッテ生活ヲ求ムベク馳セ参ジテ地主ノ恩顧ノ下ニ生活シ，地所ヲ借り受ケ，家ヲ借り受ケテ農業ヲ営ミ年貢トシテ労役ニ服シ，子々孫々是ヲ継リ返シテ明治聖代ニ及ンダ。……

葛巻町は，このような名子制度にもとづく封建的・身分的な階層秩序を色濃くとどめてきた町である。したがって，この町の方言の親族語もこの名子制度にもとづく封建的階層秩序に従ってきびしく使い分ける習慣を最近までごくはっきりとした形で残してきた。たとえば，葛巻町小屋瀬の部落の方言の親族語は，ごく最近まで次のような階層的対立を非常にはっきりとした形で残していたのである。

(父) オトサマ・オトッチャマ——オトッチャ——チャ——トト・オヤジ
——テテ

(母) オカサマ——オカサ——カッチャ——カカ——アッパ

(祖父) オジーサマ・ジーサマ——オジーサ・ジーサ——ジーチャ——アマ
——ジー・ジーコ

(祖母) オバーサマ・バーサマ——オバーサ・バーサ——パンチャ——バ
ー・バンバ——ンバ・ンバコ

(長男) アエナサマ——アンチャマ——アンチャ——アンコ——アニ・アンニ

(二・三男以下) オンチャマ——オンチャ——オンジ・オジ・オジカブ

〔例3〕 山形県西村山郡河北町谷地の場合

昭和42年3月わたしは、山形県西村山郡河北町地方に親族語の調査を行った。この西村山郡を含めて、山形県村山地方は、江戸時代に最上紅花の生産地帯であったところで、後進的な東北地方の中でも、福島県の伊達・信夫地方とともに貨幣経済の著しく進展した地方であった。河北町谷地(旧西村山郡谷地町)は、江戸時代に山形市・天童・楯岡・寒河江・大石田などとともにこの最上紅花の集荷で栄えた町である。近世封建時代に商品生産が著しく進んだという点では、

名子——地頭の制度をのこしてきた旧南部領や水田单作のほかにみるべきものがなにもない裏日本の諸地域とは全く異なっていたのである。しかし、それでもこの町の方言の親族語の用法は、次のようにはっきりとした階層性をもっていた。

いま仮に祖父母夫婦と親夫婦と長男夫婦が一つの家に同居していたとすると、それぞれ大ざっぱにいって、次のように呼ばれて(to refer されて)いる。

祖父母夫婦

(祖父) トシヨリダンナ(サマ)・ゴインキヨ(サマ)・オーダンナ(サマ)——

オジンツァン・オジンツア——ジンツァン・オジーチャン——ジンツア

(祖母) ゴンゴサマ・ゴインキヨ(サマ)——オバンチャン——バンチャン
——バンチャヤ——ババサ・アバ

親夫婦

(父) ダンナサマ——ダナハン——ダンナサン——オトツア・オツツア・オド

(母) アネサマ——オカサン・オカサ——カガサ・オッカ・アヤ・カガ
長男夫婦

(長男) アンサマ——アンツア——アンニア・アンツアコ

(嫁) ワカイアネサマ——アネハン——アネサ・ヨメサン——アネサ・ヨメ
二男二女以下

(二男以下) オンツァン・オンチャン——オンツア・オンチャヤ——オジ・オ
シコ

(二女以下) オジョーサン・オジョーチャン——ジョー——ヘナ・ヘナコ

〔例4〕 その他の場合

以上のはかわたしがこれまでに目に触れた他の研究者の報告をいくつかあげると、能田多代子氏の『青森県五戸語彙』昭和33年は、旧南部藩五戸郷の中心地五戸町の方言集であるが、これによると、この五戸町の方言の親族語が明確な階層性をもっていたことがわかる。

鳴海助一氏の『津軽のことば』全10巻昭和32~36年は、青森県津軽地方の方言を記述した大著であるが、これを見ると、津軽方言の親族語がやはりはっきり

りとした階層性をもっていたことがわかる。

大里武八郎氏の『鹿角方言考』昭和28年を読むと、旧南部藩領の秋田県鹿角地方の方言の親族語も明確な階層性をもっている。斎藤秀一氏の報告「山形県莊内人倫の方言」(『方言』第4卷第8号) 昭和9年によると、その調査地山形県東田川郡山添村の方言の親族語も階層性をもっていた。

佐伯安一氏の『礪波民俗語彙』昭和36年は、富山県の西部、礪波市・東礪波郡・西礪波郡で使われている方言の民俗語彙を記述したものであるが、これを読むと、この地方の方言の親族語もはっきりとした形で階層性をもっていたことがわかる。

大牟羅良氏編の『野良着の声』昭和37年は、岩手県国民健康保険団体連合会発行の雑誌「岩手の保健」が岩手県各地の読者に対して行なったいくつのアンケートの結果をまとめたものであるが、これによると、岩手方言の親族語の用法が階層性をもっていたことがわかる。

福武直氏の『日本村落の社会構造』昭和34年を見ると、同氏が調査された山形県東田川郡三川村東郷地区(旧西田川郡東郷村)や秋田県北秋田郡下小阿仁村の方言の親族語も明確な階層性をもっていた。

〔例5〕 福島県岩瀬郡天栄村白子の場合

最後に福島県の場合について一つだけ例をあげる。飯豊室長の教示によると、同氏の郷里である福島県岩瀬郡天栄村白子(旧広戸村白子)の方言の親族語の用法も、はっきりとした階層性をもっていた。

同氏の少年時代の経験であるが、それぞれ階層のちがう家の少年が何人か集まって遊んでいた。そこを通りかかった村役場の吏員がこれらの少年に向かって、「お前の父親は今在宅しているか、どうか。」の意味の発話をした。ところが、この発話の中で、父親の意味を表わす単語が少年ごとにちがっていたという。この白子の方言で父親の意味を表わす単語は、オトツツァマ——オトツツア——トツツア——(ツァー)・チャンの階層的対立をなしているから、役場の吏員は、その発話の中でそれぞれの少年の家の階層に応じて、上の四層の単語をいちいち使いわけたわけである。

わたしは、この話を飯豊室長から聞いたとき、ありていに言って大変驚いた。

なぜなら、自分の少年時代をふりかえってみて、わたしの郷里の方言、つまり福島北部方言の親族語についてこのような用法をわたし自身もっていなかったし、わたしの周囲のおとなや老人にもそのような用法をもっている人が見当らなかつたからである。

4. 福島北部方言社会の農業の特質

さて、福島北部方言の親族語は、父・母、家長・主婦、夫・妻、祖父・祖母などの意味を表わす単語にかなりの数の類義同義の形式があり、それらはかなり複雑に対立し合っている。しかし、この複雑な語彙的対立がもつてゐる階層性は、裏日本や東北地方の各地の方言の親族語と比較した場合、かなり稀薄である。福島北部方言の親族語についてわたしがここで言いたいのは、この二つであるが、これは、以上にあげたいくつの例によつてはっきりとわかるだろう。したがつてのことから、また、福島北部方言社会の村落社会の社会階層をこれら裏日本や東北各地の村落社会の社会階層と比較してみた場合、相対的にいって、封建階層から近代階層へかなり傾斜したものであるらしいといふことも、はっきりとわかるだろう。

それでは、福島北部方言社会の親族語の用法や社会階層の構造に、裏日本や東北地方の各地方言社会のそれらとはちがつて、このようにより近代階層に傾斜した形をとらせたものは、一体なになのか。この報告の主題は、ここにある。とは言っても、この問い合わせをしてわたしが充分な解答を用意することは、正直に言って非常にむずかしい。

しかし、わたしが前回の報告でも言つてゐるやうに、「これは、福島北部方言社会の現在および過去（少なくとも江戸時代以降）における村落階層制の発達の状況、もっとつこんで言えば、資本主義的な商品生産の発達史の状況と深いかかわりをもつことなのだろう」と思う。少なくともこの社会経済史的な事柄がこの課題をとく最も重要なかぎの一つであることは、間違ひがあるまい。

第51表は、昭和38年における福島県の農業生産物収益を農業地域別に示したものである。資料は、昭和38年度福島農林水産統計年報による。また、第52表は、同じ38年における全国の農業総産出額とその類別構成を示す。（昭和40年

第51表 昭和38年における福島県の農業地域別生産物収益

(単位:100万円)

	中通り北部	中通り南部	浜通り	会津	県計
第一次生産物収益	米類	3,989 28.2	16,535 43.9	8,859 50.1	11,475 62.8
	麦類	472 3.3	1,225 3.3	523 2.9	176 1.0
	雑穀・豆類	275 2.0	692 1.8	274 1.5	519 2.8
	いも類	408 2.9	856 2.3	501 2.8	381 2.1
	野菜	1,357 9.6	2,375 6.3	1,780 10.1	1,554 8.5
	果樹	3,387 23.9	758 2.0	462 2.6	337 1.9
	花き	13 0.1	4 0	50 0.3	6 0
	工芸作物	438 3.1	6,448 17.1	1,186 6.7	1,600 8.8
	種苗・苗木類	31 0.2	98 0.3	65 0.3	60 0.3
	作物計	10,370 73.3	28,991 76.9	13,700 77.4	16,109 88.2
	養蚕	1,783 12.6	3,412 9.0	1,132 6.4	327 1.8
	畜蚕	1,837 13.0	5,016 13.3	2,768 15.7	1,761 9.6
	計	13,991 98.9	37,419 99.2	17,600 99.5	18,197 99.6
加工農産物収益		149 1.1	287 0.8	92 0.5	70 0.4
合計	14,139 100.0	37,706 100.0	17,692 100.0	18,267 100.0	87,805 100.0

度農業白書付属統計表による。なお農業地域の具体的な範域については、この報告書の33ページを参照。表中各欄下段の数字は百分比。以下これに準ずる。

第51表と第52表から次のことがわかる。

- (1) 中通り北部の場合農業生産物全収益に対して占める米類の比重は、全国および福島県の他の地域に比して非常に低い。米類は、全国で総産出額の45.2%，福島県全体で46.5%，中通り南部で43.9%，浜通りで50.1%，会津で62.8%も占めているのに対して、中通り北部ではわずかに28.2%を占めているにす

第52表 昭和38年における全国農業総産出額とその類別構成

米 表 雜 豆 いも 類	45.2% 1.4 0.2 2.1 3.4	野 果 工芸作物 その他作物 ま ゆ	菜 実 作物 の ゆ	10.4 6.9 5.1 2.5 3.3	畜 産 物 計 総産出額(億円)	19.5 100.0 24,432
-----------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------	----------------------------------	------------------------------	-------------------------

ぎない。

(2) これに対して中通り北部では、全国や福島県内の他の地域に比して、全収益に占める果樹と養蚕の比重が高い。果樹は、全国で総産出額の6.9%，福島県全体で5.6%，中通り南部で2.0%，浜通りで2.6%，会津で1.9%しか占めていないのに対して、中通り北部では23.9%を占めている。

養蚕は、全国で総産額に対して占めるまゆの比重は3.3%，福島県全体で全収益に対して占める養蚕の比重が7.6%，会津で1.6%，浜通りで6.4%，中通り南部で9.0%であるのに、中通り北部では12.6%である。

(3) つまり中通り北部は、全国や福島県の他の地域に比して、農業全体に対して占める稲作の比重は相対的に低く、それに代わって果樹・養蚕を軸とする畑作の比率が相対的に高いことがわかる。

このことは、第53表を見れば、なお一層はっきりするだろう。第53表は、1950年世界農業センサスの結果による福島県の郡別耕地面積の集計を上記の農業地域別とほぼ重なるように、わたしがまとめ直したものである。なお表中東北と都府県の数字は昭和40年の、また、青森以下の欄の数字は、昭和25年のものである。いずれも日本統計年鑑によった。これを見ると、福島県は、耕地面積に対して占める田の比率が都府県平均よりも低く、青森・岩手を除く東北地方や裏日本の諸県よりもはるかに低い(註)。そして、その低い福島県の中でも、福島北部方言社会の範域である福島市と伊達・信夫の両郡を合わせた地域は、県内の他の三つの地域よりもずっと低いことがわかる。とりわけ伊達郡は、全耕地面積に対して占める田の比率が39.3%と非常に低く、反対に樹園地と畑の比率がそれぞれ25.2%，35.5%と非常に高い。福島北部方言社会は、福島県の他の地域や東北地方・裏日本地方の諸県とはちがって、相対的にいって、水田

第53表 田・畑・樹園地別耕地面積

(単位:町歩)

		耕地面積計	田	樹園地	畠
福島市		2,237	1,023	372	843
信夫郡		7,784 100.0	4,117 52.8	1,652 21.1	2,042 26.1
伊達郡		13,635 100.0	5,355 39.3	3,444 25.2	4,836 35.5
中通り北部		23,637 100.0	10,495 44.4	5,468 23.1	7,721 32.6
中通り南部		73,721 100.0	38,780 52.6	9,337 12.7	25,605 34.7
会津		38,834 100.0	25,111 64.7	1,823 4.7	11,899 30.6
浜通り		35,794 100.0	23,029 64.3	2,269 6.3	10,497 29.3
福島県		172,006 100.0	97,416 56.6	18,869 11.0	55,720 32.4
東北		877,697 100.0	568,938 64.8	62,967 7.2	245,792 28.0
都府県		4,320,870 100.0	2,740,076 63.4	391,259 9.0	1,189,535 27.5
青森	森	123,278 100.0	67,128 54.4	13,813 11.2	42,336 34.3
岩手		130,204 100.0	62,052 47.7	4,231 3.2	63,921 49.1
宮城		138,030 100.0	99,770 72.3	4,362 3.2	33,897 24.6
秋田		126,162 100.0	104,369 82.7	1,518 1.2	20,275 16.1
山形		128,872 100.0	95,813 74.3	9,926 7.7	23,132 17.9
新潟	潟	219,142 100.0	174,062 79.5	6,603 3.0	38,478 17.6
富山	山	79,478 100.0	73,266 92.2	648 0.8	5,563 7.0
石川		61,180 100.0	50,128 81.9	751 1.2	10,300 16.8
福井		53,308 100.0	46,223 86.7	1,114 2.1	5,972 11.2
都府県		4,353,482 100.0	2,725,041 62.6	282,544 6.5	1,345,897 30.9

稻作よりも畑作、それも果樹園・桑園の上になりたった果樹と養蚕の地域なのである。このうち果樹は、昭和年代、とりわけ戦後にはいってから急速に伸びてきた、歴史の浅い農業なので、福島北部方言社会の村落階層制の歴史的な構造の問題にはあまり関係がない。問題になるのは、養蚕業である。

註 岩手・青森両県では、全耕地面積に対して占める畑の比率が高い。しかし、これらの地方の畑は、昔からその多くがめぐまれない自然条件の下でヒエ・ソバ・大豆などの自給食糧の生産にあてられており、農業技術も劣悪で、生産性も低い。福島北部の畑作とは性格が全く異なる。

5. 福島北部方言社会の養蚕業

福島北部の養蚕業は、戦後もも・りんごその他の果樹栽培にとって代わられ、斜陽化してきてはいるが、近世以来この地方の最も伝統的な郷土産業であった。

養蚕と生糸生産に適した土地は、山間傾斜地と自然堤防であった。土地が高くよく乾いた山間地域は、湿気をきらう蚕に好適であり、また、雑木のかわりに桑木を植えることができる。洪水の多い氾濫原は水に強い桑木以外の作物を栽培することができない。

福島県の信夫・伊達二郡は阿武隈川を中心にして、この川の東岸は阿武隈山脈につらなり、西岸には吾妻山系が迫っている。したがって信達地方の大部分は氾濫原と山間地域によってしめられている。このように養蚕・生糸生産に好適な自然条件にめぐまれた信達地方は、関ヶ原の合戦に敗れ、徳川幕府によって減封されたときの領主上杉家の殖産事業とあいまって、近世初頭すでに生糸特産地として確立していた。(山田舜「信達地方の養蚕業」『日本産業史大系3』)

近世初頭以降江戸時代末期までのこの地方全体の養蚕業に関する統計資料を手に入れることは、むずかしい。そこで『福島県史資料篇7』に収録されている統計資料の中から、明治以後の福島県の養蚕業に関する最も古い年次のものを集めてみると、次のようになる。福島北部、とりわけ伊達郡は、福島県の中でも最も養蚕業の発達していた地域であったことがわかるだろう。

第54表は明治16年の資料ではあるが、これによると、伊達郡は桑畑反別・養蚕飼養戸数・収繭量ともに他の郡にぬきんでていたことがわかる。第55表は明治31年の数字ではあるが、伊達郡は座織製糸の戸数でも他の郡にはぬきんでている。第56表は明治16年の数字であるが、伊達郡は生糸・玉糸・のし糸・屑糸

第54表 明治16年における福島県の養蚕業

	桑畠反別 (町)	飼養戸数 (戸)	収穫量 (石)		桑畠反別 (町)	飼養戸数 (戸)	収穫量 (石)
伊 達	4,370	10,552	22,613	耶 麻	544	2,573	3,378
信 夫	2,941	6,195	13,090	河 沼	21	232	248
安 達	2,403	6,877	10,485	大 沼	19	1,970	714
安 積	317	2,730	7,057	若松北会津	35	14	227
岩 瀬	159	3,500	1,818	南 会 津	—	1,719	808
西 白 河	144	822	1,608	相 馬	315	2,347	16,409
東 白 川	37	804	417	双 葉	429	903	1,778
田 村	1,580	8,203	11,144	石 城	108	713	848
石 川	257	2,513	1,991	県 計	13,679	52,669	94,637

第55表 明治31年における福島県の製糸業

(製糸戸数)

	機 械 (戸)	座 繩 (戸)	玉 糸 (戸)		機 械 (戸)	座 繩 (戸)	玉 糸 (戸)
伊 達	—	16,990	—	耶 麻	28	1,627	—
信 夫	—	9,423	—	河 沼	5	444	—
安 達	4	8,998	—	大 沼	6	825	—
安 積	13	209	—	北会津若松	4	231	—
岩 瀬	3	292	—	南 会 津	29	1,445	—
西 白 河	8	108	—	相 馬	1	1,974	—
東 白 川	4	107	—	双 葉	—	4,175	—
田 村	5	4,869	—	石 城	—	2,965	—
石 川	19	657	—	県 計	129	55,339	—

屑物・真綿の産額においても他郡を圧倒している。第57表は明治21年の数字だが、絹織物の生産高でも伊達郡は他の諸郡を圧倒している。

第58表は、東京大学社会科学研究所の安良城盛昭氏が明治8年の「府県物産表」によって、全国の蚕種生産の状況をまとめたものである（高橋幸八郎・古島敏雄編『養蚕業の発達と地主制』p.115）。これによると、当時の長野・熊谷・置賜・福島（注）・栃木の上位5県が全国総蚕種製造額の81.9%を占めていたことがわかる。

註 ここで福島県というのは、明治9年に磐前・若松の2県を合併して、現在の福島県となる以前のもの。つまり伊達・信夫・安達・安積・岩瀬・白河の6郡を合わせた地域。

第56表 明治16年における福島県の製糸業の産額

	生 糸		玉 糸	熨 斗 糸	屑糸屑物	真 織
	機 械	座 繩				
伊 達	斤	81,590	3,919	9,100	5,225	14,407
信 夫	—	46,372	4,667	2,685	1,223	1,853
安 達	—	30,983	2,072	2,563	857	1,727
安 積	—	13,562	770	4,550	294	656
岩 瀬	—	5,537	150	431	106	125
西 白 河	—	4,066	—	150	100	290
東 白 川	—	1,433	81	20	23	77
田 村	—	21,697	2,561	337	2,075	418
石 川	—	6,977	445	25	160	292
耶 麻 沼	—	5,059	332	622	225	1,013
河 沼	—	485	53	22	16	151
大 沼	—	1,387	8	200	19	548
北 会 津 若 松	—	660	76	45	74	67
南 会 津 馬	—	2,335	125	141	31	125
相 葉 川	—	7,813	—	1,954	1,760	676
双 葉 川	—	30,388	671	444	317	1,956
石 川	—	2,063	467	49	109	54
県 計	—	262,407	16,397	23,338	12,619	24,435

第57表 明治21年における福島県綿織産額

	量			金額 (円)		量			金額 (円)
	反	本	匹			反	本	匹	
伊 達	189,313	—	—	243,678	耶 麻	1,070	—	—	3,126
信 夫	—	—	—	—	河 沼	—	—	—	—
安 達	—	—	—	—	大 沼	60	—	—	125
安 積	318	—	—	795	北 沼	370	—	—	666
岩 瀬	—	—	—	—	会 津	39	—	—	99
西 白 河	351	—	—	1,121	南 津	1,000	—	—	4,150
東 白 川	410	—	—	1,279	相 馬	150	—	—	600
田 村	—	—	—	—	双 葉	—	—	—	—
石 川	—	—	—	—	石 城	—	—	—	—
					県 計	193,081	—	—	255,634

第58表 明治8年における府県別蚕種製造高

県	枚 数	小 計	百分比	県	枚 数	小 計	百分比
長野	975,512			豊岡	10,519		
熊谷	461,746			秋田	10,248		
置賜	326,626	2,117,860	81.9%	石川	7,415		
福島	260,333			磐前	8,645		
木梨	93,643			新治	6,948		
山城	75,085			酒田	6,666	66,926	2.5%
筑摩	49,671			神奈川	4,684		
宮城	44,703	254,374	9.8%	千葉	4,353		
山形	44,133			愛知	4,156		
新川	40,782			京都	3,292		
新潟	36,170			其 他		27,052	1.2%
敦賀	29,161			全 国 計		2,583,114	100%
崎玉	22,861	116,452	4.5%				
岐阜	16,588						
水沢	11,672						

また、第59表は、同じく安良城氏が「全国農産表」によって明治11年における全国の蚕種製造上位5県を郡別に表示したものである。明治11年における全国の蚕種製造枚数は約139万枚。上位5県の群馬・福島・長野・山形・宮城の総計は116万枚で、全体の83.2%を占めている。(高橋・古島編 前掲書 p.116)

これら上位5県の中でも、蚕種製造は、福島県における伊達郡を筆頭に、群馬県における佐位郡・那波郡、長野県における小県郡、山形県における置賜郡、宮城県における伊具郡等、特定の郡に集中している。福島北部、その中でもとりわけ伊達郡は、明治初期においては全国ではもちろん福島県の中でも、最も蚕種製造の盛んな所であったのである。

時代をさらにさかのぼって、江戸時代においても、伊達郡はわが国きっての蚕種生産地であった。福島大学の庄司吉之助氏や山田舜氏の論文によると、徳川幕府は、安永元年(1772年)奥州伊達郡の小幡・中瀬・保原(現保原町)、上郡・伊達崎・桑折・長倉(現桑折町)、向河原・二野袋・栗野(現栗野町)、伏黒(現伊達町)、徳江(現国見町)などの17カ村に対して蚕種本場の名称を独占的に使用することを許可している。このほか阿武隈川沿いの伊達・信夫の両

第59表 明治11年における郡別産種製造高

県	枚 数	郡	枚 数	村数	県	枚 数	郡	枚 数	村数
群 馬	407,099	佐位	111,297	37	山 形	167,602	筑摩	2,890	52
		那波	73,819	41			安曇	2,250	34
		新田	58,728	98			伊那	2,174	58
		緑野	55,551	42			諏訪	1,533	24
		群馬	46,015	195			置賜	114,669	291
		邑楽	22,445	114			村山	38,937	394
		碓氷	11,436	65			田川	13,996	303
		多胡	11,388	28			飽海	2,204	
		甘楽	10,749	117			伊具	59,128	34
		山田	1,912	49			遠田	10,150	58
		利根	1,450	106			牡鹿	5,600	13
福 島	278,609	勢多	1,284	168			刈田	1,730	33
		吾妻	1,026	77	宮 城	60,858	柴田	1,100	34
		伊達	272,909	93			登米	697	17
		安達	5,700	61			宮城	477	71
		小県	159,412	51			本吉	200	17
		高井	29,464	95			志田	100	64
		水内	22,315	120			玉造	50	15
長 野	249,706	更級	16,563	61	合 計		1,163,874		
植科			13,105	22					

郡には場脇と呼ばれる13カ村があった。本場・場脇あわせて30カ村が蚕種をつくる村々であったのである（山田舜、前出論文・庄司吉之助「信達蚕糸業発達史論」福島民報連載。昭和12年）。

蚕種生産に使う桑木の栽培に適した土地は、表土が砂、下層土が小石の、風通しのよい乾燥した川ぞいの土地である。阿武隈川の自然堤防は、「その畑、川の流れに接し、桑の葉は水霧を帯び、良なる葉をもって蚕を養へば、その繭より蛾を生ずること多し」といわれ、蚕種生産の適地である。したがって、蚕種を専門的に生産する経営はこの自然堤防上に現われ、この地域が蚕種の特産地となった。これに応じて、山間地帶が生糸と綿布の特産地となった。このように、生糸特産地であった信達地方（注）の内部に新しい三つの特産地が生まれ、地域内分業が確立したのは、ほぼ宝暦年間頃（1751～）と推定されている。（中略）

蚕種特産地は信達地方内部の社会的分業の一つの環として発生した。このためここで生産される蚕種は、はじめのうち信達地方内部の生糸特産地にだけ販売されていた。しかし、この蚕種の優秀な性質は急速に他の地方における蚕種生産を衰えさせ、これ

らの地方への蚕種の販売が急速にのびていった。安永8年（1779年）における蚕種生産地の一経営の蚕種販売状況を示した資料によると、1. 少量の蚕種が信達地方内部に販売されると共に、1. 多量の蚕種が遠隔地へと販売され、その販売量は信達地方内への販売量22枚に対して751枚の多量に達している。また、文化年間（1804～）の一史料は、「奥州本場種の名声ますます高く、諸国商人の購求にくるもの、東山道筋々、遠近の商人いづれも競ふてきたり、大商人は一人にして8.9駄（1駄は蚕種紙1,200枚）、小商人といへども1.2駄を購買し」た、としている。

このような遠隔地への商品販売の発展は、蚕種特産地の商品生産をますます発展させ、それはまたそれで蚕種生産の技術を発展させた。明和年間（1764～）にはすでに、古くはあぜみちに植えられた桑木がすべて桑園で栽培されており、桑木の根刈仕立もすでに桑栽培の支配的な技術となっていた。寛政年間（1789～）には、養蚕日数を半減したといわれる温暖育がおこなわれた。また、おくれて天保10年（1839）には伊達郡梁川村の中村善右衛門によって寒暖計が発明され、養蚕技術が改良された。（山田前掲論文 p.75）

（註）信夫郡と伊達郡、つまり福島北部方言社会のこと。

つまり第1図のような地域内分業が近世中期においてすでに確立していたのである。この地域の蚕種が幕府から本場種の呼称を与えられたのは、このような蚕種生産・販売の発展を背景としてのことである。

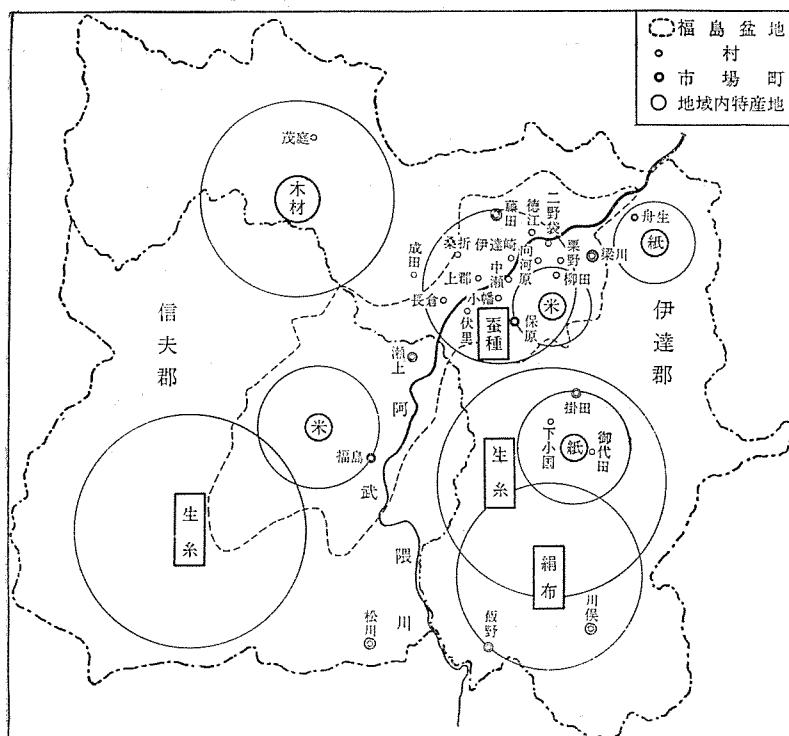
以上のように、蚕種特産地の確立は社会的会業を深化・発展せしめた。遠隔地間の社会的分業＝商品売買は、地域内の社会的分業＝商品売買を発展させ、それはまたそれで遠隔地間の社会的分業を発展せしめ、かくして社会的分業は深化していったのである。（中略）

前述のように、社会的分業が発展し、商品売買が盛んになるにつれて、信達地方の村々に商品取引の中心地である市場町が生まれてくる。蚕種特産地を背景として保原・梁川・藤田の諸村が、綿布特産地を背景として川俣・飯野の諸村が、また生糸特産地を背景として福島・瀬上・松川・掛田の諸村が市場町となる。そして、これらの市場町では、商品取引のはげしさを反映して、金一分に対する錢の相場が立ち、それが時々刻々変動していた。たとえば、前述の一経営の安永8年（1779）の史料には、「錢相場 一貫五一二文 昼前相場」の記述をみる。（中略）

この綿業を中心とする地域内分業と市場町は、その後、綿業の盛衰とともにいくたの消長をかさねた。すなわち、綿業製品の遠隔地への販売量の増減にともなって盛衰をかさねた。しかし、この地域内分業の分布と、社会的分業の深化の度合は殆んど変化しなかった。明治10年（1877），われわれは「信達二郡村誌」によって地域内分業の分布と深度とを再び全体として把握することができるが、その分布と深度とはここにみた近世中期のそれと大差ないものである。（山田 前掲論文 p.78～80）

信達地方、つまり福島北部方言社会は、社会経済史的には、封建農民自身の

第1図 信達地方における社会的分業の成立



(山田 前掲論文から)

手による商品生産が未発達であった裏日本や東北地方の水田単作地帯、または旧南部領や旧津軽領の自給畑作地帯とは基本的に異なる性格をもっていたのである。

6. 養蚕業の発達と農民層の分解

それでは、福島北部方言社会のもつこのような社会経済史的性格がこの地域の村落構造、とりわけその階層構造に対してどのような意味をもってくることになるのか。まず第1に考えられることは、以上のような商品生産としての養

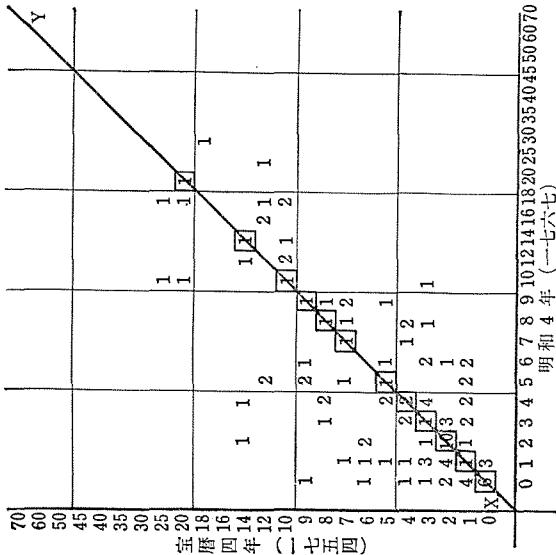
蚕業の発展が封建農民の激しい階層分解と階層移動をひきおこしたことである。

このことに関する具体的な資料として、高橋幸八郎・古島敏雄の両氏編『養蚕業の発達と地主制——福島県伊達郡伏黒村実態調査報告——』昭和33年にっている安良城盛昭氏の論文「養蚕業の発達と徳川期の地主・小作関係」から次のいくつかの図表を引用させていただく。伊達郡伏黒村（現伊達郡伊達町）は、保原町に隣接し、保原や桑折などとともに近世中期以降信達産種本場17カ村の一つとして、養蚕業とりわけ蚕種生産の非常に発展した所である。この蚕種生産の発展にともなってこの村の農民層が近世中期以降どのように分解していったか。この課題をとくために安良城氏は、宝暦4年（1754）以降安政2年（1855）までのほぼ100年を次の7期にわけて、それぞれの期間にこの村の農民がその所持石高をどのように変えていったかを克明に追跡している。その追跡の結果の一つが第2図から第8図までの7つの図と、第60表から第66表までの7つの表である。

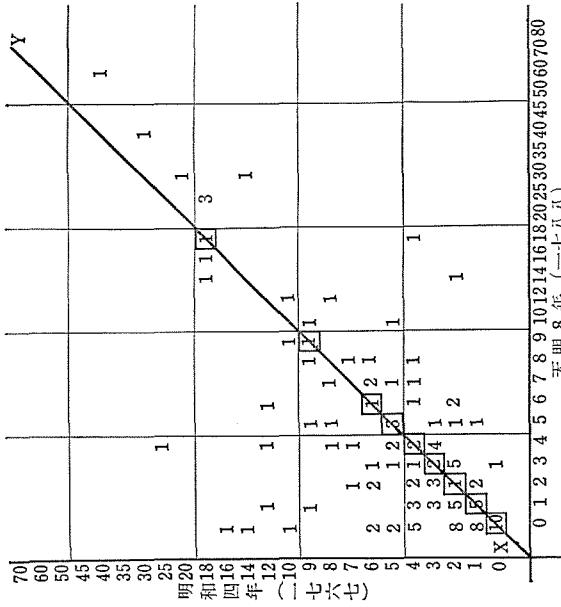
1. 宝暦4年～明和4年——第2図と第60表
2. 明和4年～天明8年——第3図と第61表
3. 天明8年～寛政11年——第4図と第62表
4. 寛政11年～文化5年——第5図と第63表
5. 文化5年～文政9年——第6図と第64表
6. 文政9年～天保4年——第7図と第65表
7. 天保4年～安政2年——第8図と第66表

第2図を使って、これらの表の見方を説明すると、第2図は、縦軸に宝暦4年の農民保有石高をとり、横軸に明和4年の農民保有石高をとって、個々の農民の保有石高が宝暦4年から明和4年までの間にどのように変化していったかがわかるようにしたものである。たとえば宝暦4年に5石以上6石未満の石高をもっていた6名の農民は、明和4年には1石以上2石未満に大きく没落したものが1名、4石以上5石未満に落ちたものが2名、5石以上6石未満と変化のないものが1名、6石以上7石未満に上昇したものが1名、9石以上10石未満と大幅に増えたものが1名という具合に変動している。これを総合すると、持高が減少したもの3名、増加したもの2名、変動のないもの1名ということ

第2図 [I]期(第60表参照)



第3図 [II]期(第61表参照)



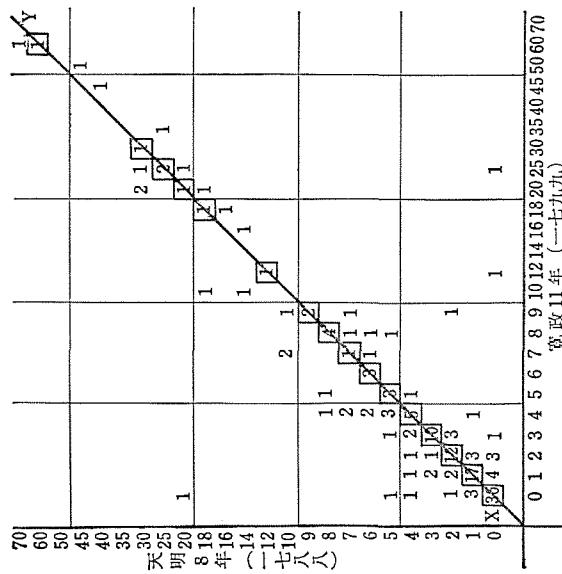
第60表 (第2図参照)

石 5 5 10 10 20	変化				石高 増加	石高 減少	石高 増加	石高 減少
	未 満	未 満	未 満	未 満				
石 5 5 10 10 20	20	27	19	16	19	16	22	38
石 5 5 10 10 20	4	6	16	5	5	8	5	17
石 5 5 10 10 20	2	10	5	0	1	1	3	9
合	計	27	43	44	26	38	65	

第61表 (第3図参照)

5 石 以上 10 石 未 満	変化				石高 増加	石高 減少	
	未 満	未 満	未 満	未 満			
5 石 以上 10 石 未 満	20	27	19	16	20	22	
5 石 以上 10 石 未 満	5	6	16	5	5	8	
10 石 以上 20 石 未 満	1	10	5	0	1	5	
20 石 以上	0	4	0	4	0	3	
合	計	27	43	44	26	38	65

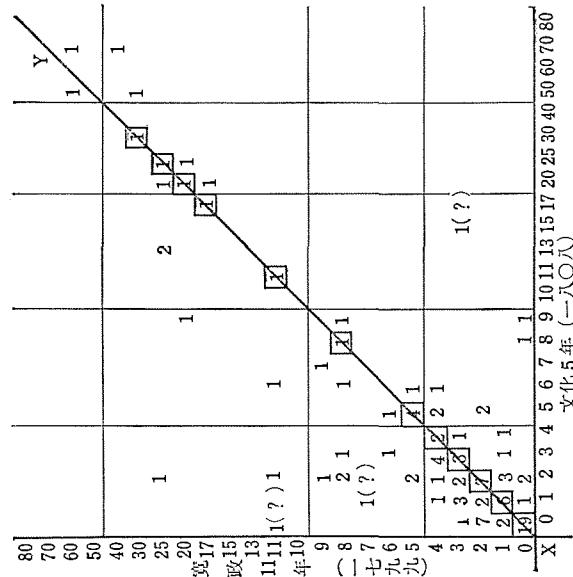
第4図 [Ⅲ] 期 (第62表参照)



第62表 (第4図参照)

	変化	石高	石高
	なし	増加	減少
5石以上10石未満	80	19	14
10石以上20石未満	13	5	11
20石以上	2	3	5
合計	100	31	35

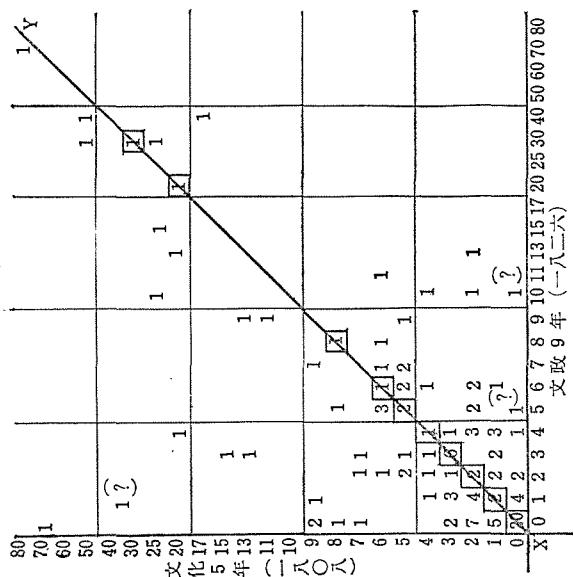
第5図 [IV] 期 (第63表参照)



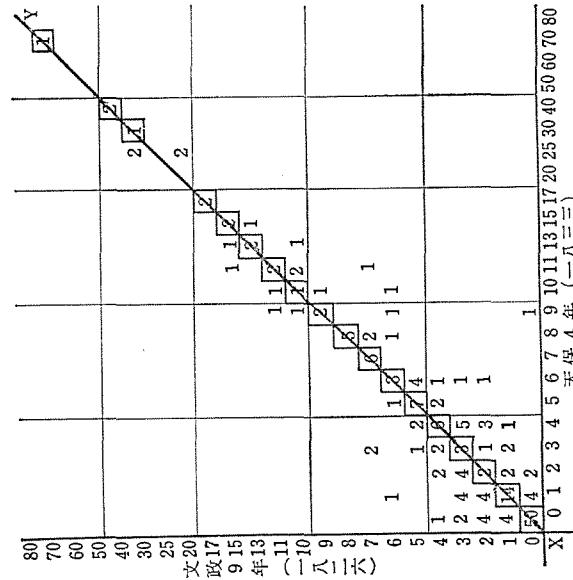
第63表 (第5図参照)

	変化	石高	石高
	なし	増加	減少
5石以上10石未満	37	17	23
10石以上20石未満	5	2	11
20石以上	2	1	3
合計	47	24	43

第6図 [V]期(第64表参照)



第7図 [VI]期(第65表参照)



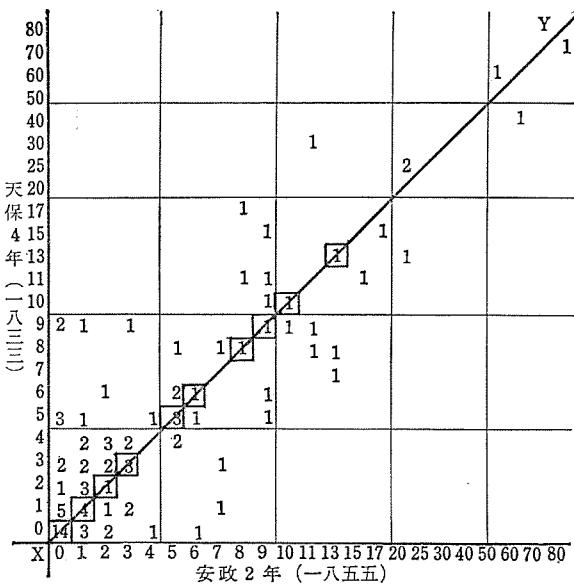
第64表(第6図参照)

	変化	増加	減少
5石未満	31	29	25
5石以上10石未満	4	8	16
10石以上20石未満	0	1	4
20石以上	2	2	10
合計	37	40	55

第65表(第7図参照)

	変化	増加	減少
5石未満	75	26	27
5石以上10石未満	23	11	7
10石以上20石未満	5	4	3
20石以上	8	2	4
合計	111	43	41

第8図 [VII] 期 (第66表参照)



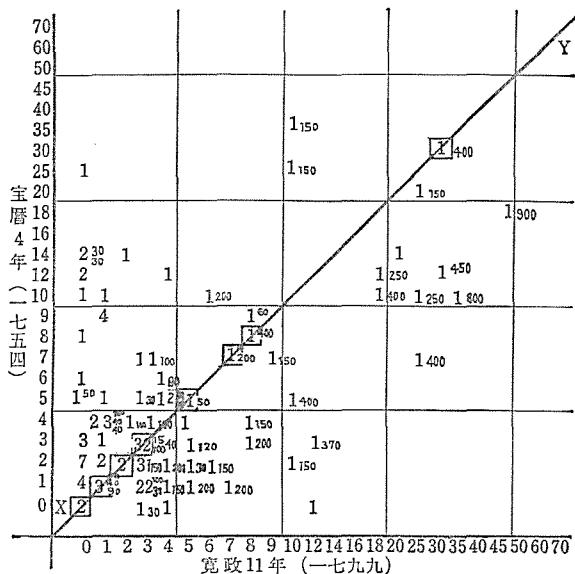
第66表 (第3図参照)

天保 4 年	安政 5 年	石高変化なし	増加	減少
5 石 未 満	22	14	22	
5 石以上10石未満	6	8	14	
10石以上20石未満	2	3	5	
20 石 以 上	0	2	4	
合 計	30	27	45	

になる。したがって、第2図の縦軸・横軸に45度の角度で引いた直線XY上にのっている農民は、宝暦4年～明和4間に保有石高に変動がなかったものである。また、XYより左上に分布する農民は、この期間に何らかの事情で保有石高を減じたものであり、XYより右下に分布する農民は、この期間に保有石高を増加させたものである。しかもXYから水平距離の遠いものほど増減の程度が著しいわけである。

第2図をこのようにみていくと、XYにある農民はわずか27名であり、それ以外の農民87名はいずれもXYの右下・左上に分布していることがわかる。しかも宝暦4年に14石であったのが明和4年にはわずかに2石にまで減少した

第 9 図

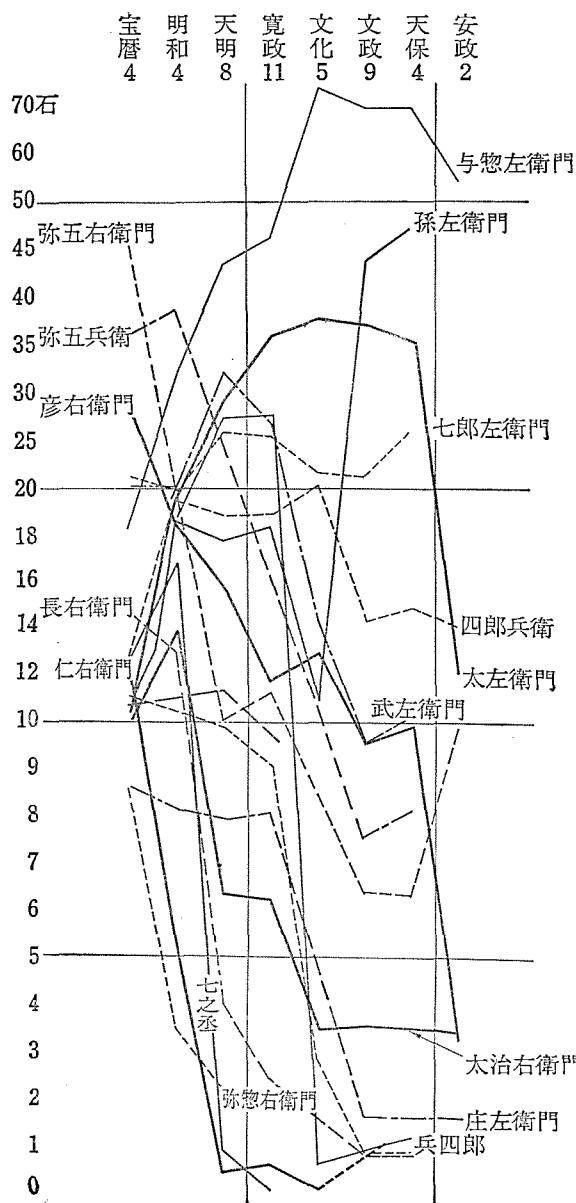


もの、3石であったのが10石にまで増加したものなど、増加・減少の幅が大きいこともわかる。このことは、この宝暦4年から明和4年までの間に農民層がきわめて激しく上下に分解・移動したことを示している。

次に、宝暦4年の農民を5石未満層・5石～10石未満層・10～20石未満層・20石以上層の4層に向けて、その分解の内容をみると、それが層によってちがっていることがわかる。つまりXYの左上(石高の減少)と右下(石高の増加)に分布する割合が層によって異なっている。これを表示したのが第60表である。これによると、5～10石未満層が没落したものが著しく多く、10石～20石未満層と5石未満層では没落したものよりも上昇したものがはるかに多い。たとえば5石未満層では没落したものが19名なのに、上昇したものは27名。しかも第2図が示すように、5石以上の石高保有者に上昇したものは12名をかぞえ、そのうちの1名は宝暦4年にわずか3石台であったものが、明和4年には10石台にまで上昇している。

第3図・第61表以下をこのようにみていくと、第3期と第7期を除いては、

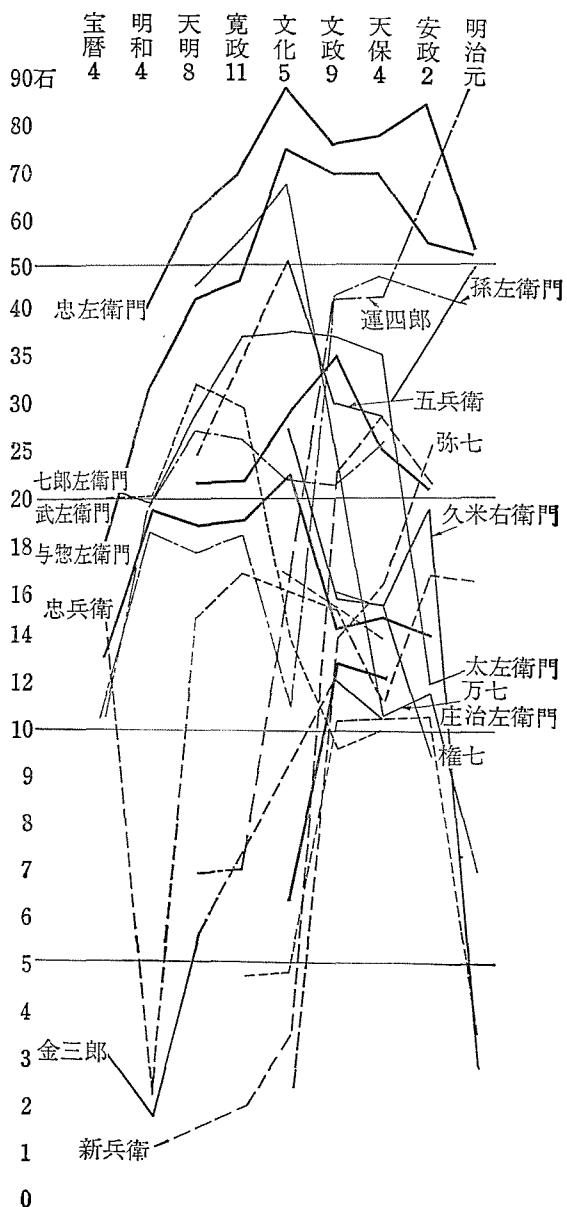
第 10 図



第 11 圖



第 12 図



概して各期とも伏黒村の農民が激しく上昇・下降の分解をとげていることがうかがえるだろうと思う。

第9図は、宝暦4年から寛政11年までのほぼ半世紀の間に個々の農民の保有石高がどのように変化したかを示し、さらにこれに寛政3年段階の蚕種製造枚数をつけ加えたものである。半世紀の間隔があるので、個別的に追求することができる農民の数は全体で103名（伏黒村全農民の約半数）と限られた数になっている。しかし、ここで興味があるのは、XYの右下、つまりこの半世紀の間に石高所持を増大させた農民のほとんど全部は、寛政3年段階において蚕種100枚以上を製造していること、特に急激な上昇をみせている農民は、ほとんど200枚以上の蚕種生産者であるということである。このことは、農民の階層分解の基本的な契機が商品生産としての蚕種製造に求められなければならないことを示すとともに、石高所持の増大には蚕種製造規模が200枚をこえることを必要としたことを示している。

第10図は、宝暦4年における伏黒村の村役人層が年次を追ってその石高所持をどのように変化させているかを折線グラフで追求したものである。このグラフによって村役人層の多くが没落していく事実と、宝暦～天明期・文化～文政期に石高所持に激しい変動がおこっていることが明らかとなる。

また、第11図と第12図は、寛政11年、天保4年のそれぞれに、10石以上の石高を所持する農民の各年次の石高持を折線グラフで示したものである。農民層の分解の激しさと、10石未満層から上昇して、継続的に10石以上層に留まることが意外に困難である事実が明らかとなる。

7. まとめ

養蚕業の労働過程は、ただ単に蚕を飼ってそれにまゆを作らせるというだけのことではない。蚕を飼う前には蚕種をつくる労働過程があり、まゆをつくったあとには、そのまゆで生糸・絹布をつくる労働過程がある。さらにこれらのものを商品として販売する過程までも含めるならば、養蚕業は、稲作・麦作などの耕種農業とはちがって、多分に農民工業的かつ商業的な労働過程を含んだ農業なのである。

このような特殊な性格をもった養蚕業が地域内市場だけでなく、遠隔地市場をも対象とした商品生産として発展すれば、それは、商品生産発展の一般的な法則どおりに第1に社会的分業の形をとて生産力を高めることになる。これは、第5節でみたとおりである。そして、この社会的分業の発展は、閉鎖的・固定的ないしは停滞的な社会関係をつき崩していく上で大きな力を発揮するであろう。

農民工業・商業的な性格をもった養蚕業の発展は、第2に村役人層をも含めて農民の激しい階層分解と階層移動をひきおこすことになる。封建的でかつ固定的な階層秩序や社会関係は、養蚕業の発展によって大きな変動の波をかぶることになる。このことは、第6節で伊達郡伏黒村の場合についてだけみた。しかし、伏黒村についてみたことは、保原・梁川など、伏黒村以外の信達蚕種本場村の場合にも、また、川俣・飯野・掛田・瀬上・藤田・福島など絹布生産や生糸の分業が発展した信達地方一円の村落社会の場合にも、ほぼそのまま適用できることであろう。

農民工業・商業的な性格をもつ養蚕業が社会的分業の形をとて、その生産力を発展させ、農民の上下の階層分解を激しくしたことは、その結果として第3にこの封建社会の内部に資本——賃労働の資本主義的な社会関係を醸成させることになる。これがどのような形で醸成されてきたかについては、この中間報告では触れることができなかった。今後にのこされた課題になってしまったが、これが封建的な社会関係を弱める働きをすることになったのはいうまでもない。

第4に、これも今回の報告では触れることができなくなってしまったが、農民工業・商業的な性格をもった養蚕業の発展は、寄制地主制の発達をチェックする役割をはたした。第67表は、大正13年における全国50町歩以上の地主を職業別・地域別にみたものであるが、これをみればわかるように、50町歩以上の寄生地主は、東北や北陸の後進水田單作地帯に特に多い。この表で福島県の欄の百分比は、最右端の欄の計に対するものではなく、東北地方の欄のそれぞれの数字に対するものである。これをみると、福島県の50町歩以上地主の数は、
①寄生地主、②耕作地主、③金融経営地主ともに東北全体に対してしめる比率

第67表 大正13年全国50町歩以上地主の内訳

	福島	東北	関東	北陸	東山	東海	近畿	中国	四国	九州	計	
(1) 寄 生 地 主	6 3.1	194 23.1	70 8.3	202 24.0	32 3.8	44 5.2	25 3.0	74 8.8	56 6.7	143 17.0	840 100.0	
(2) 耕 作 地 主	19 7.7	248 36.0	170 24.7	67 9.7	32 4.7	13 1.9	26 3.8	32 4.7	26 3.8	74 10.8	688 100.0	
(3) 金 融 営	13 10.3	126 42.9	35 11.9	29 9.9	12 4.1	22 7.5	8 2.7	6 2.0	14 4.8	42 14.3	294 100.0	
商業お よび資本 地主	金 貸・貸家業	10 12.7	79 56.0	18 12.8	6 4.3	7 5.0	3 2.1	1 0.7	4 2.8	3 2.1	20 14.2	141 100.0
マニユ { 酿 造 業	17 31.5	54 41.5	23 17.7	9 6.9	4 3.1	5 3.8	7 5.4	9 6.9	1 0.8	18 13.8	130 100.0	
工・鉱 業經營	鉱 工・土木業	— —	10 34.5	2 6.9	5 17.2	1 3.4	3 10.3	1 3.4	2 6.9	1 3.4	4 13.8	29 100.0
会 社 重 役	— —	3 3	3 3	— —	— —	3 3	2 2	14 14	— —	8 8	36 36	
漁林業 { 漁 業・林 業	— —	— 1	— 1	— —	— —	— —	1 1	— —	— —	1 1	4 4	
(4) 役職員 { 官公吏・会 地 主 { 銀 行 員	3 37.5	8 9.0	14 15.7	18 2.2	2 2.2	7 7.9	11 12.4	10 11.2	8 9.0	11 12.4	89 100.0	
(5) そ の 他 の 地 主	— —	6 9.2	3 32.1	4 14.9	— 15.2	2 4.0	— 4.5	1 3.6	1 6.7	2 4.8	19 14.2	
計	68 9.2	729 32.1	338 14.9	344 15.2	90 4.0	102 4.5	82 3.6	152 6.7	110 4.8	323 14.2	2,270 100.0	

(『農地改革顛末概要』 p. 807から) (各欄下段の数字は百分比。)

は非常に低い。地主数の合計で東北地方のわずか 9.2%，日本の地主制の中核をなしていた寄生地主にいたっては、東北地方のわずか 3% の数しか占めていないのである。

くわしい資料をまだ集めることができないでいるが、福島県全体についてみられるこのような傾向は、おそらく福島北部方言社会の場合、それがもっと頭著に現われていることであろう。なぜなら、養蚕業が発展しているうちは、農民は、その蓄積貨幣を土地の集積に投資して寄生地主になることをはかるよりも、この農民工業・商業的な性格をもった養蚕業に投資して、その経営規模の拡大をはかることのほうが、はるかに多くの利潤を追求することができたからである。養蚕業の発展は、寄生地主よりも、大げさにいえば、産業資本家を育てる役割をもっていたのである。これは、福島北部方言社会に積極的に寄生地主制が展開されるのが養蚕業の衰退した以後であるという歴史事実によつては

っきりと証明されるだろう。そして、寄生地主制の発達がこのようにしてチェックされたことは、これはこれで、また、寄生地主制を軸としてその上に成立する封建的な階層関係・社会関係の発達をチェックする役割をもつことになる。

以上、福島北部方言社会における養蚕業の発達は、いくつかの側面で、この方言社会の封建的な階層関係・社会関係を弱体化、またはチェックする働きをもっていたのである。同じ東北地方の中にありながら、この方言社会の親族語の用法がもつ特殊性は、この方言社会のもつこののような社会構造の歴史的現実の反映としてとらえることが、おそらく最も妥当なのであろう。

あとがき

なお、最後にこの中間報告全体の構成に対するわたしの最初の構想について、一言触れておきたい。この報告の原稿執筆当初の構想では、第6節養蚕業の発達と農民層の分解と、最後の節のまとめの間に、さらに第7節資本——賃労働関係の生成、第8節寄生地主制の発達のチェックの二つの節を予定していた。

しかし、残念なことに原稿執筆のなかばで健康をそこね、わたしは、この二つの問題にはとうとうほとんど触れることができなくなってしまった。第1節から第6節までは大急ぎでまとめてみたものの、読みかえしてみると、記述に不じゅうぶんと思われる点がいくつかある。ほとんど触れることができなかつた上の二つの問題と合わせて、これらの点については、いずれ健康を回復してから、じゅうぶんに考察してみたいと思っている。(1967.11.7)

昭和 43 年 3 月 ◎

国立国語研究所

東京都北区稲付西山町
電話 東京(900)3111(代表)

976

国立国語研究所刊行書

国立国語研究所年報

1~18 (昭和24年度～昭和41年度)

国立国語研究所報告

- 1 八丈島の言語調査
2 言語生活の実態 (秀英出版刊) ￥300
—白河市および付近の農村における—
- 3 現代語の助詞・助動詞
- 4 婦人雑誌の用語
—現代語の語彙調査—
- 5 地域社会の言語生活 (秀英出版刊) ￥600
—静岡における実態調査—
- 6 少年と新聞
—小学生・中学生の新聞への接近と理解—
- 7 入門期の言語能力 慢性研究
8 話語の実験的研究
9 読みの実験的研究
—音読にあらわれた読あやまりの分析—
- 10 低学年の読み書き能力
11 敬語と敬語意
12 総合雑誌の用語 (前編)
—現代語の語彙調査—
- 13 総合雑誌の用語 (後編)
—現代語の語彙調査—
- 14 中学年の読み書き能力
15 明治初期の新聞の用語研究
16 日本方言の記述的研究 (明治書院刊) ￥900
17 高学年の読み書き能力
18 話しことばの文型 (1)
—一对話資料による研究—
- 19 総合雑誌の用字
20 同音語の研究
21 現代雑誌九十九種の用語用字
—緒記および語彙表—
- 22 現代雑誌九十九種の用語用字
—漢字表—
- 23 話しことばの文型 (2)
24 横組みの字形に関する研究
25 現代雑誌九十九種の用語用字
—一分析—
- 26 小学生の言語能力の発達 (明治図書刊) ￥2,100
27 共通語化の過程
28 類義語の研究
29 戦後の国民各層の文字生活
30 日本国語地図 (1) (2)
31 電子計算機による国語研究

国立国語研究所資料集

- 1 国語関係刊行書目(昭和17~24年)
2 語彙調査
—現代新聞用語の一例—
3 送り仮名法資料集
4 明治以降国語関係刊行書目 (秀英出版刊)
5 沖縄語辞典 (大蔵省印刷局刊)
6 分類語彙表 (秀英出版刊)

国立国語研究所論集

- 1 ことばの研究
2 ことばの研究 第2集
3 ことばの研究

国語年鑑

- (昭和29年版) (秀英出版刊)
¥ 450
(昭和30年版) (秀英出版刊)
¥ 600
(昭和31年版) (秀英出版刊)
¥ 450
(昭和32年版) (秀英出版刊)
¥ 480
(昭和33年版) (秀英出版刊)
¥ 480
(昭和34年版) (秀英出版刊)
¥ 500
(昭和35年版) (秀英出版刊)
¥ 550
(昭和36年版) (秀英出版刊)
¥ 800
(昭和37年版) (秀英出版刊)
¥ 500
(昭和38年版) (秀英出版刊)
¥ 950
(昭和39年版) (秀英出版刊)
¥ 980
(昭和40年版) (秀英出版刊)
¥ 1,100
(昭和41年版) (秀英出版刊)
¥ 1,100
(昭和42年版) (秀英出版刊)
¥ 1,100

-
- 高校生と新聞 国立国語研究所共著 (秀英出版刊)
日本新聞協会 (秀英出版刊)
¥ 280
- 青年とマスコミュニケーション 日本新聞協会共著 (金沢書店刊)
国立国語研究所 (秀英出版刊)
¥ 280

BASIC STUDY ON THE RELATION
BETWEEN SOCIAL STRUCTURE
AND LANGUAGE (1)

KINSHIP VOCABULARY AND SOCIAL STRUCTURE
CONTENTS

Foreword

Part I On Our Basic Study on the Relation
between Structure of Hogen Shakai and
Structures of Language and Its Usage

Part II Survey of Changes of Structure of
Agriculture and Changes of Structure of
Consumption of a Farm Household in
Hogen Shakai after the War

Part III On the Relation between Social Structure
and Usage of Kinship Vocabulary

THE NATIONAL LANGUAGE
RESEARCH INSTITUTE
INATUKE-NISIYAMA, KITA, TOKYO

1968